

今治明德短期大学 研究紀要

第24集

目次

パラマハンサ ヨガナンダが発揮した超能力……………	渡 部 英 機…………	1
都市における彫刻と空間（下）……………	岡 本 直 行…………	7
ジェイムズ・ジョイスの「姉妹」における語りについての一考察 ……………	向 井 久 幸…………	19
介護保険制度と福祉の権利性の再検討……………	濱 島 淑 恵…………	29
性別役割行動の再生産システムとしての性別役割規範……………	赤 澤 淳 子…………	39
愛媛県内の小学校における御真影の奉護……………	野 口 学…………	55
音楽表現活動に関する一考察 —— Choreography の実践を通して —— ……	小 池 美知子…………	67
短期大学生の衣に関する意識と行動……………	伊 藤 敏 乃…………	79
不登校生を支援する地域活動のあり方 —— 「遊ぼう会」の活動を通して —— ……	阿 部 清 子…………	89
本学における保育所保育士養成の現状と課題 —— 保育所実習事前指導での達成感推移をもとに —— ……	長 尾 愛 子…………	95
アマランス（食用赤色2号）あるいは硫酸マグネシウムを大量投与したラットの成長 及び副腎コレステロールレベルに及ぼす食物繊維の影響 ……	武 田 秀 敏…………	107

平成 12 年 3 月

今 治 明 徳 短 期 大 学

パラマハンサ ヨガナンダが発揮した超能力

渡 部 英 機

はじめに

著者はこれまでサティア サイババの超能力、イエス・キリストの奇跡、超能力について報告し、これらの現象は現代物理化学・生理学の知識によっては解釈できないが、心靈科学の知識によってはある程度解釈できると考えている。今回は、インドに生まれ育ち米国に渡ってヨガを広めたパラマハンサ ヨガナンダ(1893—1952)が発揮した超能力について信憑性ある資料を調べたので報告し、彼のもっていた人生観についても触れてみたい。主な資料は、彼の自叙伝「Autobiography of a Yogi」、彼の弟 Sananda Lal Ghosh が著した「Mejda: The family and the early life of Paramahansa Yogananda」、彼の弟子 Swami Kriyananda の著した「The Path: Autobiography of a western yogi」である。(以下の文中では、上記資料の順に A. M. P の略号で表し出所を示すことにする)

1. 超能力の種類と具体例

彼の関与した超常現象は多岐にわたり多数であるが、彼の発揮した超能力の主要なもの即ち意志力(念力)、サイコメトリー(精神測定現象)、肉体浮揚、霊視、霊聴、予知、予告、前生を知る能力、死後の肉体の無変化現象等についてとり挙げることにする。

1) 意志力(念力)の発揮

(1) 意志力によって予告の通りに事態を生じさせた(Ap 9、10、Mp39): 姉ウマが足のネプトに軟膏を塗っていた時、少年の彼もそれを自分の腕に塗り、姉がそれを叱ると、彼は明日ここにネプトができそうに思うから前以て塗っておくのだと釈明した。姉はその言葉を嘘言として非難し、彼は憤慨して、「私の意志力によって明日この腕にネプトができるだろう。あなたのネプトは明日今の倍になるだろう」と宣言した。翌日、その言葉の通りになった。そして、母に戒められた。

(2) 自分の呼吸、心拍を止めた(Mp161、162): 家族と昼食中、彼は突然仰向けに倒れて意識を失った。医者の検査で、死んでいると診断され、皆が悲しんでいると、急に彼は起きあがって笑いだした。つまり、これは彼の悪戯だった。後日、彼は弟にヨガの調息法の習練により数時間肉体機能を完全に支配できると説明した。

(3) 怪我を治した(Mp221): 8才位の少女が塀か木から落ちて気を失った。腰椎部が腫れていた。彼は少女の背に冷水をかけて祈った。そして、手を傷害部に当て約30分瞑想した。それから少女の手をとって声をかけ、引っぱった。少女は意識を回復し元通りになり走った。

(4) 病氣治療(Mp253): 妹タムが高熱と痛み苦しんでいた時、これを知った彼は妹の額に手を当てた。すると痛みは消え、ぐっすり眠れ、目を覚ますと彼女は熱も痛みも

なくなっていた。

(5) 危篤状態の子鹿を救った (Ap249、250) : 彼が可愛がっていた子鹿が、他の人が牛乳を与え過ぎて死にかけた時、彼は神に祈って子鹿を元気にした。しかしその夜、子鹿が彼の夢に現れ、「どうか私を死なせてほしい」と哀願したので、許可を与えると子鹿はやがて死んだ。これは彼の祈りの力を示した事例であるが、夢に現れた子鹿はその子鹿の靈魂であるのか霊人の仮の姿なのかは分からない。

2) サイコメトリー能力

(1) 母親の手に出現した銀の腕輪を母の死後に兄から受けとった時、今まで眠っていた彼の記憶が蘇った。そして、そのお守りは彼の数々の過去生の師達から来たものであることを知った。その後、腕輪はある行者によって母に予告されていた通り、彼の箱の中から消え去った (Ap16—18、87、Mp53、54)。

3) 霊視霊聴能力

(1) 瞑想中、ラヒリ マハサヤ (彼の師スリ ユクテスワルの師) の写真からその姿が出てきて、生きている如く彼の前に座ることがよくあった (Ap7)。

(2) 8才頃、アジアコレラに雇い医者に見放されたが、母の指示でラヒリ マハサヤの写真を見つめ心を向けていると、目の眩むような光が彼の体を包み、病気が治った (Ap7)。

(3) 瞑想中、眉間の内側に輝く大きな場面が現れ、洞穴で瞑想している聖者達の姿がスクリーンを見るように見えた。「あなた達は誰ですか？」の質問に、「ヒマラヤのヨギ (ヨガ行者) である」と返事が聞こえた。そのビジョン (光景) が消えると銀の光線が広がった。「この輝きは何ですか？」の質問に、「私はイシュワラ神である。私は光である」と答える声を聞いた (Ap9)。

(4) 瞑想中、光の中に神性母が現れ、彼の前に立った。その優しく微笑む顔は美そのものだった (Ap75)。これは彼と関わりのある高級霊が女神の姿で霊視されたものと考えられる。

(5) 瞑想して神性母に祈った時、神聖な女性の声で、「今日、グル (霊性指導者) が来る」と聞こえた (Ap88、Mp154)。霊聴の通り、その日彼はグル、スリ ユクテスワルに会うことになった。

(6) 大学生の頃、教室で勉強中、「隣に座っている若者をあなたの弟子としなさい」の声を聞いた。その後、その青年はその霊聴の声の通り彼の弟子となった (Mp166、167)。

4) 霊視能力を他者に与える力

(1) 彼は瞑想でクリシュナ神を見ることができたが、級友は見ることができず残念だったので、彼は手を友の胸に置いてその能力を与え、友はクリシュナ神を霊視することができた (Mp134、135)。

5) 肉体浮揚

(1) ベッドの上に座っている時、肉体が物質でなくアストラル体 (幽体) のようになり、ベッドすれすれに浮かび、重味のない体は僅かに移動し左右に揺れた。「あなたの姿は光そのものである」という声が聞こえた。彼は腕を見て前後に動かしたが重味を感じなかった。その後、神性光にお願いすると、肉体は元の重さに戻った (Ap275—277)。

6) 直観的予知・予告能力

(1) 兄の死を予知した (Ap229、230、Mp186、187) : ある朝の瞑想中、兄アナンタの死の近いことを知った。

(2) 「弟が間もなく父親になる」との義姉の話聴いた瞬間、彼は映画スクリーンを見るように死んだ子を見た (霊視した) ので、「でも、そう長い時間ではない」と答えた。そして、その通りになった (Mp252、253)。

(3) 突然メジダ (ヨガナンダのこと) は妹 (タム) を見つめると、「あなたは間もなくだ」と言い、「間もなくあなたは義父の家に入る」と結婚のことを話した。この時タムは結婚のことを全く考えていなかったのに、2ヶ月後に結婚した (Mp254)。

(4) ある少年が彼に自分の運命を尋ねた時、彼は抗し難い力によって、「君はまもなく死ぬ」と言った。少年は、「もし私が死んだら、生まれ変わった時、私を見つけて霊性の道に導いて下さい」と懇願した。彼はこの願いを承知した。そして、少年の死後、彼の生まれる家と妊婦をつきとめ、その誕生後は約束通り指導を与えた (Ap255—259)。

7) 前生を知る能力

(1) ドクター レビスが母を失って数年後、マスター (ヨガナンダのこと) はドクターに、「母は生まれ変わっている。もしそこに行ってみたいなら」とニューイングランドの住所を教えた。そして、ドクターは赤子に会いに行った (Pp349)。

(2) ペラ ブラウン夫人が師 (ヨガナンダ) と一緒に劇場に行った時、見かけた少女の表情に引きつけられた。後で師は、少女は前生でドイツの強制収容所で亡くなった。そのせいで少女の表情は悲しげであり且つ数々の悲劇の経験により慈悲心を成長させたので、夫人を引きつけたのであると説明した (同上)。

(3) ある日、師は新生児を抱いた。「私は落としそうになった」と彼は話し、その赤子は殺人者の再生であったと説明した (Pp349、350)。

(4) スワミ クリヤナンダの質問に対して、師は (新約聖書の) イスカリオテのユダは2000年間苦しまねばならなかったが、今世紀にインドに生まれており、会ったことがあると話した (Pp350)。

(5) 1936年、英国のストーンヘンジを訪ねた時、師は秘書リチャード ライトに自分は3500年前ここに住んでいたと話した (Pp350)。

(6) 師は、ウィンストン チャーチルはナポレオンだったと言い、両者の類似点を説明した (Pp350、351)。

(7) 師は、ヒトラーはアレキサンダー大王だったと言い、両者の類似点を説明した (Pp351)。

(8) 師は、ムッソリーニはマーク アントニー (マルクス アントニウス) だったと話した (同上)。

(9) 師は、カイザー ウィルヘルム (ウィルヘルム 2 世) はジュリアス シーザー (ユリウス カエサル) だったと話した (同上)。

(10) スターリンはジンギス カーンだった、と師は言った (同上)。

(11) 師はフランクリン ルーズベルトの前生については、人々を混乱させたくないとやって明かさなかった (同上)。

(12) アブラハム リンカーンはヒマラヤのヨギだったと師は話し、その後チャールズ

リンドバーグとなって再生したと言った（同上）。

(13) テレサ ニューマン（テレゼ ノイマン、カトリックの聖痕女）は（新約聖書の）マグダラのマリアだったと師は話した（Pp352）。

(14) 「ラヒリ マハサヤはジャナカ王（古代インドの王）だった。その後、王は中世には聖者カビールだった」と師は話した（同上）。

(15) ババジ（ラヒリ マハサヤの師）はクリシュナ神（古代インドの神の化身）で、私（師）はアルジュナ（叙事詩マハーバーラタの英雄）だった、と師は話した（同上）。

(16) スワミ クリヤナンダが師に、スワミ プラナバナダが、「死後まもなく生まれ変わって、ヒマラヤに行く」と予言したことについて尋ねると、師は、「彼は再生し6才で家を出た（即ち出家した）」と話した（Pp375）。

8) 死体の無変化

死体仮安置所長ハリー F. ローウェの言葉によると、ヨガナンダの肉体は死後20日たっても外見は変わらず、腐敗もしなかった（A 前文）。

2. 考 察

パラマハンサ ヨガナンダは幼い頃から瞑想をする傾向が強く、カーリ女神を崇敬し、この神を思い浮かべての瞑想を日常よく行った。それにより、彼の ESP（超感覚的知覚力）は段々強く発現するようになり、遂には自分の過去生（前生）、他者の過去生その他種々の超能力を発揮することができるようになると共に超常現象も現れるようになった。これらの能力はグル、スリ ユクテスワルを見出し教えと指導を受けるようになってから、神についての知識を師から学ぶにつれて確実に身に着き、その後、師の助言により米国に渡り、ヨガを教え広めるために活動することになった時に大いに役立ち、多くの弟子を育成し、彼の死後、現在も彼の教えとヨガの方法は後継者によって引きつがれ世界に広まっている。

彼の超能力と関わった超常現象は大変興味深いものであるが、それらは瞑想、坐禅その他の精神統一的方法を長期間行うならばある程度発現してくるものである。彼は師に非常に忠実であると共に、内心で神と対話し、問題に遭遇した時は神に祈り解決法を見出している。つまり、非常に信仰深い人物であった。他方、現代の神の化身とされているスリ サティア サイババは彼自身が神の如くふるまっている。しかし、サイババの説く所はヨガナンダの説く所とそれほど大きな違いはなく、強調点が異なっているだけであるように著者には思われるが詳細は省く。要約すると、両者の説く所は、神の存在、靈魂の不滅性、生まれ変わり、神は愛である、カルマ（因果）の法則であり、両者はこれらのことを肯定し、信じ、日常生活で実践し、信者や弟子達にこれらの真実性を説き、教え導いている。従って、これらの原理・原則とも称されるべきものは、私達一般人も日常生活に於て留意して生きて行くべきものであると考えられる。

引用・参考文献

- 1) Paramahansa Yogananda : Autobiography of a Yogi, Jaico Publishing House, 1989, India
- 2) Sananda Lal Ghosh : Mejda, The family and the early life of Paramahansa Yogananda, Self-Realization Fellowship, 1980, U. S. A.

- 3) Swami Kriyananda : The Path. Autobiography of a western yogi, GOYL SaaB, 1979, India.
- 4) 渡部英機：インドの聖者サイババの超能力について—心霊研究者は、こう考える、人体科学（7）135—138、1998
- 5) 同上：インドの聖者サイババの説く人生原理、今治明德短期大学紀要第22集 15—22、1998
- 6) 近藤千雄：古代霊は語る、潮文社、1984
- 7) 田中千代松：新・心霊科学事典、潮文社、1984
- 8) 春川栖仙：心霊研究辞典、東京堂出版、1990
- 9) Rao, M. N. : Sathya Sai Baba, God as Man (渡部英機訳：神の化身サティア サイババ、日本サイババ研究会、1993)
- 10) 同上：God and His Gospel (同上：神とその福音、同上、1998)
- 11) 板谷樹、宮沢虎雄：心霊科学入門、(財)日本心霊科学協会、1979
- 12) 宮沢虎雄：死後の真相、同上、1976
- 13) 渡部英機：大聖サティア サイババと心霊科学紹介、日本サイババ研究会、1989

都市における彫刻と空間（下）

岡 本 直 行

5 環境と彫刻（続）

今治明德短期大学研究紀要第23集において、広島市に設置されている「鯉」をはじめとし、4点の作品の空間環境を考察した。ここではさらに街づくりを主体とし、計画された環境を取りあげ、考察していく。

◇街づくりの一環として構成された空間環境

「大地0（ゼロ）からのかたち」

岡本敦生、西 雅秋 作 石

京橋川に隣接して“文化の道”が伸びている。この“文化の道”の一角に、数本の楕円状の柱によって空間が構成されている広場がある。この作品が、「大地0（ゼロ）からのかたち」である。



大地0からのかたち（部分）



大地0からのかたち（部分）

作者の岡本敦生氏は石を素材とした作品を作る作家であり、姉妹作品が広島 YMCA の前に置かれている。またヘンリームーア大賞展においても、優秀な成績を修めている。また、西雅秋氏は石や銅を用いた作品を制作する作家で、数々の野外彫刻展で優れた作品を披露している。共に広島出身の作家であり、野外彫刻の発展に貢献している。

この彫刻の設置されている空間は、広島橋の傍に広がっている。作品の存在によって、本来遊歩道である空間が、立体的な構成を持った公園に作り上げられている。この空間を構成している彫刻は、5組の部分に別れている。天に向かって伸びる柱状の作品が3組（62度の角度で立っているもの、28度の角度で立っているもの、垂直に立っているもの）、90度に屈折した作品が1組、そして弧を描いたものが1組である。

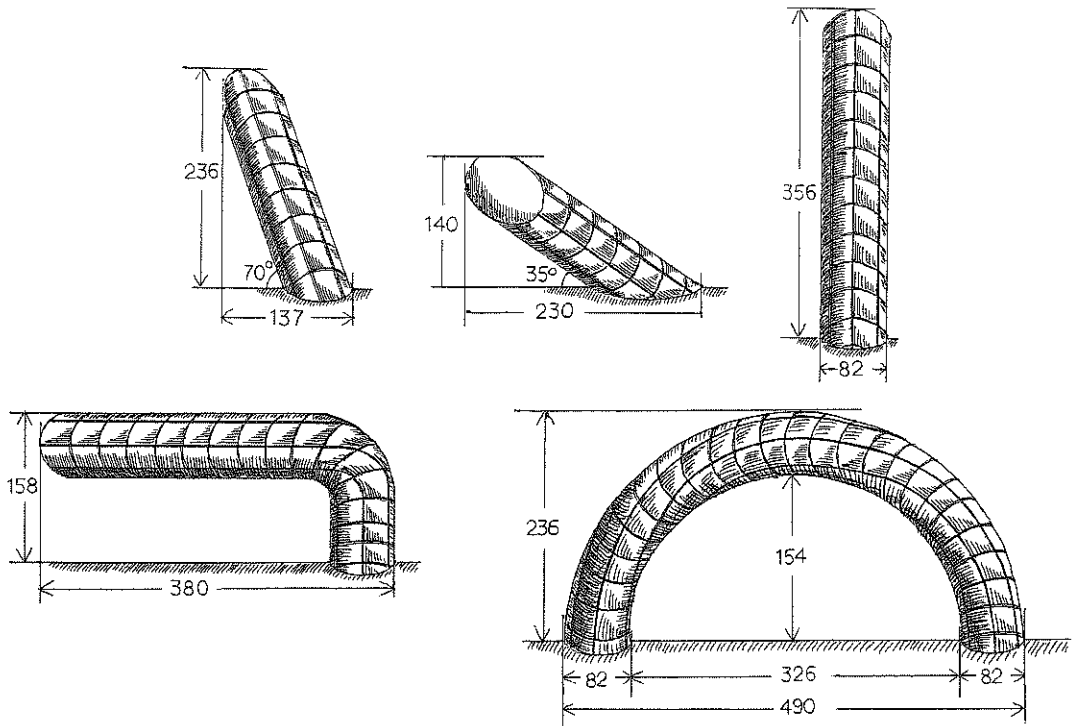


図1 作品各部分の寸法（単位はcm） ※筆者測定による。

この作品のサイズは、順に236cm×137cm、140cm×270cm、356cm×82cm、380cm×158cm、490cm×236cmである（図1）。これらの立体は、空間に突出している部分だけで構成されているのではない。この設置部分をみると、地面には、この立体と同じデザインの石板によって2次元的な作品が構成がされているのである（図2）。

この平面の作品をたどっていくと、幅が82cmの5本の帯状の線によって構成されているのであり、立体と平面とはつながりを保ちながら、空間を支配している。すなわち、空間を構成している立体は空間のみの構成で止まらず、地面にもその流れによる構成を生み出しているといえよう。

磨き上げられた石の地肌には、直線と曲線が刻まれている。この直線と等間隔に並んだ曲線の組合せは、平面の作品を立体的にみせ、また波のようなリズムで進んでいく流れを生み出す効果につながっているのである。寸法の長い作品は36mにも及び、動勢は地面の中から波のように定期的に進み、やがて大地に突出して形を作り出している。

5つの作品の構成も、平行に並ぶ箇所や交わる箇所などがバランスよく配慮され、広い空間に密な部分と空疎な部分を作り出し、作品に強弱を与えている。また、帯状の作品は全てがつながっているのではなく、所々が途切れていたり隆起することで変化を与え、動勢に強弱の変化を加えている。

この作品には、無から有を生むといった精神が内包されているともいえよう。この作品は彫刻のある街づくりに向けて1986年に催された“第一回彫刻コンペイティション”の最優秀作品¹⁾であり、彫刻を据えた街づくりをはじめるとあたっての、人々の初心を象徴しているように感じられる。

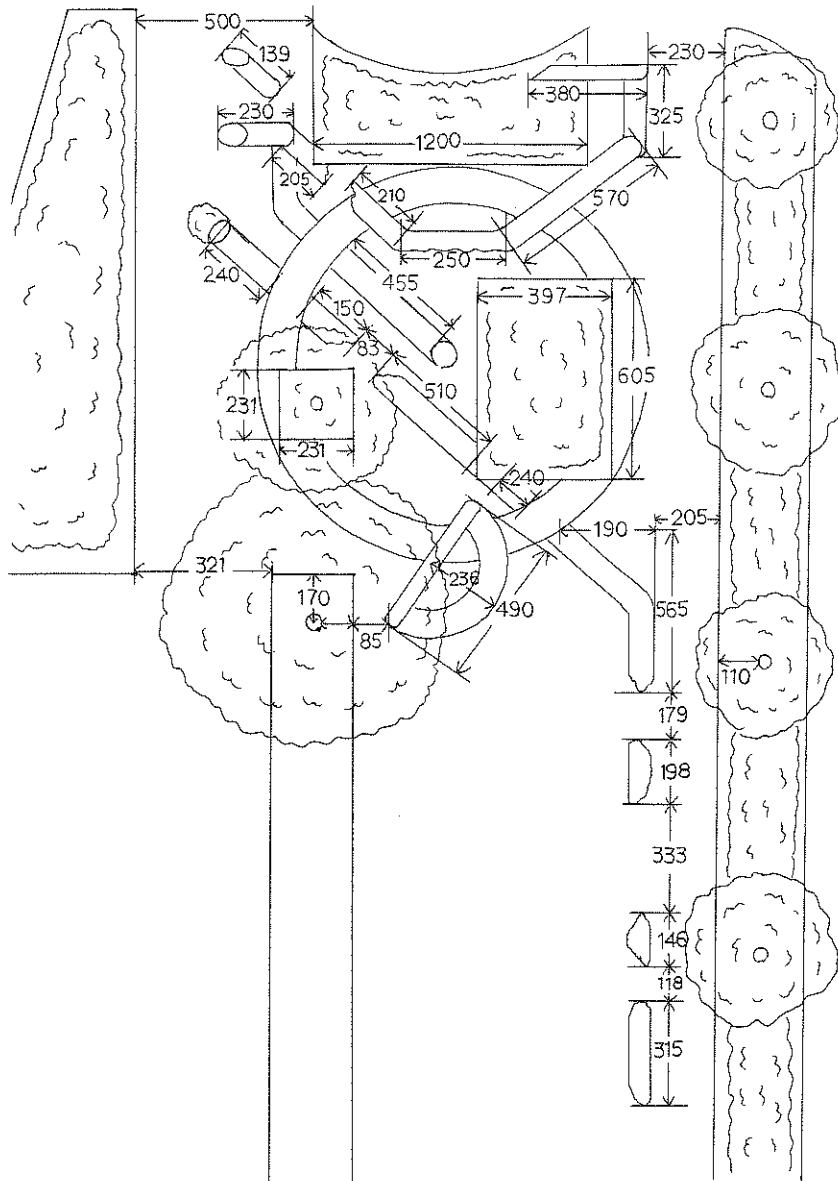


図2 空間環境平面図（単位はcm） ※筆者測定による。

このように、街づくりの一環として設置された彫刻は、市民の心にも親しみを与え、環境にとっても重要な存在となる。また、通りかかった人が作品の下をくぐったり、周りを回ったりしながら遊べるスペースもあり、気軽で楽しい時が過ごせる環境を作り出しているといえる。彫刻が作り出す空間に存在する人と彫刻との間に、深い絆が生まれる空間は、人々の心を和ませ、彫刻に対する関心をも生じさせるであろう。

この作品は、非常に広い空間を占めているものであり、21mの幅がある文化の道を、彫刻を中心とした空間環境に作りかえてしまっている。言い換えれば、この作品の空間環境は、この道全てであるといってもよい。しかし、この作品はダイナミックな作品であり、

この作品による空間支配の流れは道の領域にとどまらず、無限に広がるのである。

周りには植込や樹木が存在している。遊歩道の一角であるため、そのような要素に囲まれるのは仕方のないことではあるが、作品の一部を樹木が覆ってしまっている。また花壇や道路のガードレールなどが存在しているために、この空間の外から作品を鑑賞することが困難である。

立体の部分は空間の外から見えても、平面の作品は中に入らないと見るができないのである。ということは、この作品の全てに気付かずに通り過ぎてしまう可能性があり、この空間の作り出した構成が人々に知られないという状況に陥るかもしれない。この作品のサイズを考えると、もっと広大な周囲に何もない空間に設置されるほうが望ましいことであると考ええる。

しかし、よく注意してみるとこの作品の形は、この空間の作品以外の要素を取り入れた物となっている。植込の形や花壇の形に応じてカーブを描いていたり、作品の一部が切り取られているのである。

このことから理解できることは、この作品はこの空間に設置されることが決まっていたものであり、この空間に存在する構成要素にあわせた設計によって、制作されたということである。さらに、台座は地面そのものであるので彫刻が置かれているというよりは、周囲の空間全てが作品であるといえる。

より広大な空間があれば、よりよいのは当然のことであるが、彫刻を設置する空間を確保することが困難であった、設置当時の社会的背景を考えると、この空間はよくまとめられた空間であることは間違いのないことである。

6 環境に設置された彫刻の役割

(1) 空間を形成する彫刻

彫刻の要素として最も重要なことは、彫刻が三次元空間的な存在であるということである。彫刻はそれ自身空間を支配している。彫刻の形態によって切り取られた空間が、作品の広がりや周囲の空間との関係に大きな影響を与えることは前述した。

作品の影響下にある空間と彫刻自体との間に均衡がないと環境の調和を取りにくくなる。それは彫刻のもつ特徴や個性が鑑賞者に伝わるかどうかという問題にもつながるものである。

また彫刻はその周囲の都市空間を支配する存在でもあり、作品の設置によって空間に緊張感などを生じさせる。言い換えれば、彫刻はそれが設置されるにふさわしい空間環境を必要とする鋭敏な存在であるということである。

例えば、モニュメント「鯉」²⁾が設置されていた場所のように、その作品に適した広さの空間が存在しない場所は、優れた空間環境が成立しないために圧迫感のある環境を生み出し、彫刻に含まれた真の意味にまで影響を与えていた。

近年、彫刻の設置場所は、美術館や私的な空間から開かれた公的な空間に移ってきている。公的な空間に設置される行為が意味するのは、彫刻が都市計画において都市環境の構成要素の一部であると認められてきたということである。

他の構成要素との違いとして、彫刻は日常的機能を有していないということが挙げられるが、逆にこのことは彫刻がその空間になくてはならない存在になり得るということを証

明しているといえよう。それだけ彫刻が環境構成において、重要なポイントとなるということである。

前章であげた作品は、このことをよく表しているのではなかろうか。建築物によって構成された空間が、彫刻の存在によってさらにその空間構成の形態を明確にしている。これが彫刻ではなく、椅子やごみ箱といった、日常的な機能を有したものが設置されていたなら、ここまで空間の構成に強弱や緊張感を生じさせることはなかったであろう。

彫刻は芸術的な要素を備え、空間の流れを集中させ、内に取り込んだ空間の流れを構成し直して、環境に広げていく本質的機能を持っている。その機能は彫刻と空間がお互いに共鳴しあう関係を保つ懸け橋となろう。

平和記念公園の「嵐の中の母子像」³⁾や比治山公園の「テク・テク・テク・テク」⁴⁾などは広い空間に負けることなく空間の核となって環境を作り上げている。これは彫刻の潜在能力によるものだけでなく、その場所にどのような立体的な空間を構成するかが計画されていた、つまり、彫刻の役割といえる“それ自身が空間を構成し支配する存在であること”と“彫刻が置かれるのにふさわしい空間が用意されていたこと”を裏付けているのである。

さらに彫刻は、空間に心地よいリズムをも刻んでいる。彫刻の置かれた場所と周囲に存在する他の構成要素、樹木やベンチや建築物などとの距離や高さの関係、また形状の関係は、音楽的なリズムを奏でる。彫刻の中にもリズム（律動）があり、これらの合成によって空間に心地よいハーモニーを折り込んでいるのである。これは、鑑賞者に快適な空間を与えることにもつながる。

この様に彫刻は環境に働きかけ、空間を構成し、空間環境を作り上げる。その空間に生活している人間は、彫刻が三次元の空間を構成する存在であることについて理解し、それを考慮したうえで彫刻の設置された空間環境づくりに取り組まなければならない。

（2）人間的な環境と彫刻

彫刻が設置される場合には、その彫刻に適した空間が必要であるのと同時に、他にも必要となる要素がある。それは彫刻を設置する目的であり、人間の生活空間を充実したものに改善するという大きな役割を担う。彫刻設置の意図が存在しない環境は、人々に訴えかける力も弱くなり、広大な都市空間にあっても閑散とした存在感の薄いものとなり、魅力のない場所を創ってしまう。

彫刻が野外に設置される意図として、まず人を中心に据えた空間の確保が挙げられる。終戦後の日本は高度成長を目指し、生産力の拡大や生活水準の向上ばかりを優先しすぎたために、利便的な面ばかりが肥大してきた。そのため、個性のない機械的な都市空間が形成されてしまった。

ビルの高層化や交通機関の発達によって、便利で一見華やかな時代にはなったものの、人間的な精神や心の豊かさを失った環境を創ってしまったのである。交通の発達によって人間の歩くスペースは激減され、高層化によって環境と人間との間に隔たりが生じたのも、ここに起因しているといえよう。

それを改善するために人々は、“歩行者道路”や“公園”を設置する都市計画を進め、人々の憩いの場所を復活させてきた。そして人々の精神面に、また、心に安らぎを与える

ものとして、彫刻の設置による芸術的空間の構成が注目されたのである。

人に安らぎを与える空間を構成する、また、心地よさを感じさせるために彫刻が設置されるのであれば、当然人々の目につきやすい場所に設置されることとなる。そこで、人々が集まる公園やオープンスペース、通りに設置されている作品が数多く見られるようになり、そのような場所に彫刻が設置されることは、非常に意義深いものとなる。

広島市でいうなれば、通り自体が公園のような雰囲気を持つ並木どおりに設置されている作品は、その傾向の強いものであろう。それらは人の感性が作り出したものであり作者の精神や個性の表出されたものである。都会の構成要素が氾濫した環境の中で、最も人間的な空気を感じさせるものは、彫刻が占める空間であるといえる。

彫刻が環境に設置される2つめの意図として、モニュメントとしての使用によるものである。何かを記念する、また、何か象徴している事柄を人々に知らせる、また忘れさせないなどといった記念碑として設置されたものである。現在の環境に設置されている彫刻のうち、この様な意図によって設置された作品は、半数を下らないものと考ええる。

実際に広島市に設置されている彫刻の大半は、平和都市という肩書きから世界平和を訴えるものであったり、広島市の発展を願ったものが多かった。この場合、選ばれる彫刻はその場所の時代背景にふさわしい題材を持つことが必要になってくる。題材に必然性があり、納得のいくものであれば、それを鑑賞する人々に深い感動や感銘を与えるものとなるのである。さらに、その場所の歴史的背景をも感じ取らせることが可能となろう。

2つの目的のうち、彫刻の設置される環境にとってより望ましいものは、はじめに挙げた人間的な空間を形成するための意図であると考ええる。なぜなら、彫刻はそれ自身芸術的な機能を持った独立した三次元空間的存在であるからである。彫刻には作者の心象や構想が表現されており、彫刻の製作者側からすると、芸術的意図の方が設置される場所の歴史的背景よりも重要だからである。

鑑賞者が作品を見たとき、歴史的背景のみ訴えることが目的で設置されたものならば、その彫刻の価値は半減してしまうであろう。また、芸術的な面に気がつくことなく、彫刻の鑑賞が終わってしまう可能性をも秘めているといえるのである。

現在の人工的な都市空間に対し、緊迫した空気を和らげ、人間的な空間に変化させるために、自然を背景として設置された彫刻は、人びとをより自然に近い存在に導く役割を果たしている。最近頻繁に設置されてきた「my sky hole '85」⁵⁾のような“環境芸術”は人間と環境を同時に取り込み作品を完成させることで、憩いの空間を作り出し、人間的な空間を形成しているのである。

(3) 街づくりの一環としての彫刻

彫刻は、街づくりの一環としても非常に重要な地位を築いている。それは彫刻が街づくりとしての計画やイベントに、欠かせない存在になってきたことを意味している。彫刻は設置されていればよいというのではなく、その彫刻にあった空間や設置意図を備えていなくてはならないことは先に述べた。

他の環境の構成要素との釣り合いや、設置方法までも考慮に入れておかないと彫刻設置の意味はないといえる。すなわち、彫刻は街づくりの計画の段階から位置付けられる存在であり、よい街づくりに貢献するのが彫刻である。

広島に存在する彫刻は、様々な意図によって設置されている。しかし、その彫刻も設置の状態が悪いために、環境に悪影響を及ぼしているものが少なくない。「裸のリン」のように彫刻の設置の高さについて問題があったり、作品の正面の方向によって彫刻のよさが半減しているもの、さらに環境に関連なく、作品のみが忽然と存在しているなどの環境が存在しているのが現実である。

街づくりにおける彫刻の設置には、彫刻の持つ量感や流れ、またデフォルメなどの芸術的要素にしたがった設置計画をし、環境づくりを進めなければならないということであろう。さらにその彫刻が設置された時に街づくりは完了するのではなく、その後の都市計画をも考慮に入れなければ、彫刻が街づくりに生かされ、持味を発揮しているとはいえない。

彫刻の周りに自転車が置かれていたり、ゴミや空缶などが放置されていたのではよい環境など生まれてこない。そのような環境には芸術的な空間など存在するはずもなく、悪影響が悪影響を呼んでさらに深みへとはまっていくこととなる。その結果として、新たな都市開発によって確保されていたはずの彫刻の空間が崩され、空間環境の調和を乱したまま放置されているのである。

広島市堀川町の「原爆慰霊碑」⁷⁾などは彫刻設置の後にゲートが建てられた、時期の異なる都市計画が融合された環境であるが、お互いの計画が噛み合っていないために、彫刻の支配する空間にゲートが侵入してしまい、彫刻が作り出す空間が見苦しいものとなっていた。もともと小さな作品が、周りの建築物の巨大化によって存在感を失い、人々に気付かれないものに変化してしまっている。

この様に一環性のない都市計画による環境づくりは、都市の環境を向上するどころか、逆に低下させてしまうのである。では、どのような対応が必要となるのであろうか。

まず考えられることといえば、彫刻が設置されるにふさわしい空間、設置してもよいような空間を確保しつつけることであり、さらに後の都市計画によって空間環境の確保が困難であれば、そのような空間を再構成していくことであろう。

彫刻を中心に据えた環境には、周りの環境との兼ね合いを考慮に入れた一体感のある街づくりをしていくことが必要となる。彫刻だけが浮き彫りにならないように計画的に三次元空間の構成を進めていくことが、よい街づくりへと転じていくのである。

次に、彫刻は空間づくりの明確な意図が存在して初めて設置されるべきであるということである。設置される地域や空間によっては、同じ彫刻の持つ意味にも変化が生じ、空間に異なった特徴を与えるからである。その場に適した彫刻とは、行き交う人々に迎え入れられる存在である。環境や人々に迎え入れられた彫刻は、その持味を十分に発揮し、環境をさらによい環境へと作り上げ、街づくりに大いに貢献するのである。

また設置の方法についても考慮されなくてはならない。仙台市の“杜と彫刻”計画⁸⁾のように設置者と制作者が、お互いにどのような条件を望んでいるのか、またどのような意図をもって作品を制作するのかをよく吟味した上で、設置に踏み切るべきであろう。念入りな計画によってその場に非常に適し、作者の心象も環境とうまく融合した新たな空間が生まれる。環境と調和した彫刻は、二度と崩すことの不可能な空間環境を作り上げる存在となると考える。

そして最後に、彫刻が設置された後の維持管理についてである。せっかく環境計画に基づいた彫刻であっても、その空間のよい状況の確保が行なわれていなければ意味のないも

のとなる。周囲の環境を清潔にし、その空間を妨げることのないケアが必要なのである。それは環境を作り出す人々だけの問題ではなく、そこに生活していく者全ての問題として取り上げなければならないことなのである。以上のことを考慮した環境は非常によい空間となり、彫刻の街づくりにおける存在をより明確にし、強固なものにしていくであろう。

(4) 人と彫刻

彫刻はそれが設置されている空間を、その空間で生活している人々と共有している。彫刻は、その設置場所を行き交う人々に語りかけ、その作品の持つ芸術的な姿を見せてくれる。人は彫刻を見ているうちに、それを触ってみたいという気持ちになる。それは、彫刻が人の感性を呼び起こしているからであるといえる。

要するに、彫刻は人間の感性を高め、心を豊かにする力を持っているのである。その結果として、人々は別の彫刻空間を求め、新たに彫刻を設置し、さらに感性や資質を高めていくのである。

現在では、地方自治体のみによる彫刻設置が進められているのではない。市民が中心となった彫刻のコンクールやシンポジウムなども行なわれている。また市民運動によって彫刻の設置を行なった地域さえ存在しているのである。

『世界の広場と彫刻』によれば、「釧路市の幣舞橋にみるとおり、国道橋というかなり固定的な制約条件のあったものを市民運動の力で楽しい市民的な場にする運動がくりひろげられ、市民の運動や募金と自治体との共同によってひとつの成果をあげていった⁹⁾」とある。

このことは彫刻が市民の中に溶け込み、市民の彫刻の存在する空間に対しての理解を高め、芸術的な感性をも向上させたからに他ならない。このような意識が市民の中から自発的に生じてくるように人々を動かす力を、彫刻は秘めているのである。

また、このような出来事が多く見られるようになって、はじめて彫刻が空間に設置された真の役割が、達成されたといえるのかもしれない。彫刻と人との間に流動的なつながりを作ることは、彫刻の重要な役割なのである。また彫刻は人と環境との媒介を担っているものであり、立体的な空間に生きる人間にとって欠かせない存在なのである。

おわりに

彫刻が野外に設置されるようになり、「野外彫刻」という言葉が使われはじめて43年が経った¹⁰⁾。その始まりは先にも述べたように、1957年の神奈川県立美術館による『集団58 野外彫刻展』である¹¹⁾。それから彫刻を野外に設置する動きは盛んになり、全国で野外彫刻展や彫刻を環境に取り入れる街づくりが進んできた。

それらは彫刻が環境の構成要素であることを位置付け、尚且つ人々の感性を豊かにする役割を果たしている。この43年間で地方自治体主催の彫刻コンクールや、作家を呼び、その場で彫刻を制作してもらうことで、環境に非常にマッチした作品をえることの可能な、またその鑑賞者とのつながりを制作過程を見学することで深めようといった2つの目的を持った彫刻シンポジウムなどが多く開催されてきている。

広島市にもこの方式で設置された彫刻や展覧会が増えている。野外に彫刻を設置するこ

とに対し、ある程度の知識や理解が深まってきていると考えてもよいであろう。広島市に設置されている彫刻は、100点を越えている¹²⁾。

平和都市広島を象徴していると思われる彫刻や、広島市の市政に伴って未来に向けての広島の姿を彫刻に託したもの、そして市民の憩いの場所を形成するために設置されたものなど、様々なジャンルの物が混在している。また、使用されている素材もその形態に応じて、そしてその設置目的に応じて多様化していた。

今日の彫刻の空間を楽しいものになっているのは、この素材による力が大きいと考えられる。広島市は1982年に彫刻による街づくりを導入している¹³⁾が、その後の作品には鉄、ステンレス、アルミニウムなどの新素材が多く姿を現した。これは彫刻を野外に設置するようになったため、耐久性を必要としてきたことと、環境を作品に取り入れた「環境芸術」が増加してきた動きによるものであろう。

彫刻の形態と素材の組合せは、鑑賞者に彫刻への興味を持たせるだけでなく、触ってみたいといった触覚を刺激する。このことは彫刻が単なるモニュメントとしてではなく、芸術的空間の構成物であることを示しており、彫刻が設置される真の姿であるといえる。

広島市にも芸術的空間の構成を目的とした環境が存在しはじめており、彫刻にとっても環境にとっても非常に喜ばしいことである。しかし、広島市に設置されている彫刻のほとんどは前者のモニュメント的な用途を目的として設置されたものであった。犠牲者の冥福を祈る、また第二次世界大戦のあの戦禍を忘れないように、そして後の人々に伝えるための物である。

彫刻は作家が長い構想をかけた精神や心象を表現した芸術作品なのであり、それだけで空間を構成し、人々を感動させる力を持ったものなのである。彫刻をモニュメントに使用することは、彫刻の持つ芸術性や作者の人間性を失わせる恐れがある。

また記念碑としての作品による空間は、どこことなく前近代的な空間を作ってしまうがちなものである。彫刻を設置するかぎりは、芸術的な、また人間的な空間を目指したものにすることが望ましい。

さらに彫刻の設置の状態には、様々な傾向が見られた。彫刻を設置するにはまったく適していない空間に無理矢理設置してしまったもの、彫刻の周囲の環境がその彫刻の形成する空間の内部に入り込んできて、そのために空間が悪い影響を受けているもの、空間の広さは十分であっても、設置の高さや向きによって空間の調和を崩してしまっているものなどである。

さらに彫刻の設置後の管理状態に問題があるものや、環境を共有する人々の無関心のために弊害を受けているものも存在していた。様々な要素をきちんと克服し、よい空間環境を作り出しているものは、非常に少ないといってもよい。また設置される彫刻も、デフォルメなどを加え、設置状況に遠近感を考慮したものとそうでないものが存在していた。

本稿で試みたことは、広島市内の彫刻の設置状況に基づいたよい彫刻空間の究明である。望ましい彫刻空間とは、彫刻の構成する三次元の空間がどこからでも鑑賞できる、「嵐の中の母子像」の空間環境のような広大なオープンスペースが存在しているということ、そこに設置される彫刻の作り出す流れや量感による動勢の妨げとなる他の要素が存在していないということがあげられる。

また、彫刻の題材が設置の場所に適していること、彫刻設置によって様々な効果が期待

できるものであること、設置の高さはなるべく目線の凝視角度が25度よりも低くなるように考慮すること¹⁴⁾、もしも高い位置に設置するのであれば、作品にデフォルメなどを用いて遠近や空間の広さに対抗できる状態にすることが必要である。

そして、設置後の管理を定期的に行ない、都市計画の変更や環境の改善計画などが持ち上がった時には、彫刻空間の見直しにも配慮する、またそのような習慣を身につけることなど、全てを備えることが我々に求められている。

すなわち彫刻が設置される場合には、綿密な計画に基づき、設置する空間、その周囲の都市空間の構成要素、設置の方法、そして作品の全てに適したものにしなければならないということである。

広い空間や高い位置に設置するのであれば、眺望したときに違和感のないように強調された作品を、またそうでない作品については、鑑賞しやすい高さに設置することが必要となる。そして設置されていると感じるのではなく、その空間に納まっているといえる空間を作り出さなくてはならない。

それは自治体や企業の側だけの問題ではなく、そこに生活する人々の協力も必要なのである。それによって、彫刻を置きたくなるような空間を確保することができ、また彫刻にふさわしい空間が生まれるであろう。そういった状況を生み出すことが、彫刻の存在する美的で人間的な空間環境を作り上げることにつながるのである。

彫刻のある環境で生活する人々は、ただ単に設置されている彫刻を鑑賞するのではなく、その彫刻のよさはどこにあるのか、その彫刻の持味がどこまで引き出されているのか、周囲に存在するものが彫刻とどのような関わりを持っているのかなど、様々な観点に着眼して生活していくことが望ましい。

そうすることによって、人々の彫刻に対する関心はさらに深まり、彫刻を鑑賞する習慣が自然と身につくのである。また彫刻の設置されている空間を清潔に保つマナーを各個人が守ったり、空間の清掃を市民ぐるみで行なうなどの維持管理に関する活動も必要となる。

そのような街を挙げての活動を通していくうちに、彫刻の空間に自分たちも関わっており、またその空間を作り上げているといった意識が生まれ、彫刻との距離も近づくものと思われる。つまり彫刻を設置する側のみの一方的な設置を享受するだけでなく、各個人がその空間環境に対する見解や愛情をしっかりと持つことが重要であり、そのような段階にまで市民の質を高めなくてはならない。そのためには二通りの方向からのアプローチが有効と考える。

まず学校教育によるアプローチが挙げられる。現在の美術の授業では、先にも述べたように鑑賞教育が注目を集めている。しかし現実には、どの時代にどのような作品が作られたのかという歴史を学習する社会科的なものであったり、教科書や作品集などの図版によるものがほとんどであるといつてよい。

彫刻は三次元の構成物であるので、平面でその作品のイメージをつかむのは、非常に困難である。さらに彫刻は、カメラのレンズでは捕らえきれない微妙な律動や量感を持っている。すなわち、彫刻の鑑賞は作品を目の前にして行なうのが本来の姿なのであり、写真による鑑賞教育は、立体である彫刻を鑑賞したことにはならない。

実際に教育現場における図版のみの鑑賞教育を受けた児童や生徒は、彫刻が三次元の空

間を構成していることを理解することができない。

現在の都市空間には美術館以外にも、数多くの野外彫刻が設置されているので、野外における彫刻の鑑賞教育を充実させるべきであろう。そうすることによって、彫刻に関する興味や知識が備わり、彫刻の空間環境を大切にする芸術的資質を持った人々が育つのである。

もう一方は、地方自治体や文化センターなどによる、社会教育からのアプローチである。この教育は、環境に生活する人々を対象とするものであり、現在盛んに叫ばれている“生涯教育”にもつながるものである。ここで彫刻の持つ性質や特質について人々に享受すれば、彫刻の鑑賞者も増加し、彫刻とその周りを取り巻く空間環境についての知識も広まるであろう。

そうすれば、環境の維持管理もたやすくなるはずである。さらに彫刻が設置されている空間環境において、彫刻のみが作品なのではなく、それを取り巻く空間までもが作品であるという理解や認識が深まり、更に優れた空間環境が生まれるであろう。

彫刻の設置されたよい空間環境を作り上げるには、作品の持味、背景にある社会や歴史、量感や形態、動勢や空間のつながり、環境の変化などを考慮し、空間と彫刻の調和をはかる必要がある。さらに、彫刻の存在する空間環境をどのように作るかということに常に敏感でなければならない。

そのような傾向を作り出すには、彫刻の特性と彫刻の設置された空間の特質を考慮した、計画的な都市空間づくりを心がけることが必要なのである。そして、学校教育と社会教育が共に連携し、彫刻の設置された空間環境に生活する人々の育成に努め、人々の芸術に対する資質を向上させることが重要なのである。

さらに彫刻の設置者である自治体や企業に協力する動きが、彫刻を設置した環境の維持と改善を活発にすることを可能とさせ、彫刻が都市空間や人々の心に定着することにつながるのである。（丁）

注

1) 作品のキャプションより

2) 岡本直行 『都市における彫刻と空間（中）』 今治明德短期大学研究紀要第23集 1999年 25—28頁

3) 岡本直行 『都市における彫刻と空間（上）』 今治明德短期大学研究紀要第22集 1998年 29—32頁

4) 広島市比治山公園に設置されている作品。

最上寿之 作 ブロンズ 1983年

“く”の字に折れ曲がった7枚の板が、人間のように組み合わされ、ユーモラスなリズムを刻んでいる。高さが5メートルにも及ぶこの作品は、原型では木で制作されていた。設置された作品に選ばれた素材はブロンズであるが、木目がくっきりと浮かんだ肌合いは、この作品に暖かささえ与えている。素材と目に見える質感の差がおもしろい。この作品は広島市が1982年からはじめた『彫刻のある街づくり』の第一号作品として設置されたものである。周りにはレンガ調のタイルが敷き詰めてあり、居心地のよい空間にユニークな歩みを続けている。程よい大きさの作品が適切な空間に存在しており、非常に整った空間環境を創りだしている。周りを廻ってみたり、近付いたり離れたたり、どの位置から見ても作品に悪影響がないというのは素晴らしい。

5) 上掲 『都市における彫刻と空間（中）』 31—34頁

6) 上掲 『都市における彫刻と空間（中）』 28—31頁

7) 広島市堀川町朝日ビル館前に設置されている作品。

坂手 譲 作 ブロンズ 1957年

デパートや商店の隣接している中央通りに、この作品はある。車や人が往来する中にボツンと立っている
ので、目立つこともなく人々に気付かれることも少ない。この作品が今では非常ににぎやかな繁華街も、
あの日は地獄であったことを思い起させる。苦しうに身体をねじり、天に助けを求める姿には、被爆者
の苦痛と平和への願いがこめられている。都市の発展に伴って街全体の環境が変化する中、この場所だけ
が当時の叫びを続けている。作品正面からみて後方45度の位置に、朝日ビール館のゲートが建てられてい
る。

これは、作品の突き上げられた手が生み出す流れと同じ方向にあり、空間の広がり、作品の空間支配に大
きな影響を与えている。

- 8) 今井祝雄 『アーバンアート』 学芸出版社 1994年 62頁
- 9) 現代彫刻懇談会 『世界の広場と彫刻』 中央公論社 1983年 259頁
- 10) 山口泰二 『野外彫刻と空間』 第4章 1993年
- 11) 上掲 『都市における彫刻と空間(上)』 23頁
- 12) 筆者の調査によると広島市に設置されている彫刻は130点をこえていた。
- 13) 藤田観龍 『彫刻のある風景』 新日本出版社 1993年 38頁
- 14) 上掲 『都市における彫刻と空間(中)』 28頁

ジェイムズ・ジョイスの「姉妹」における語りについての一考察

向 井 久 幸

(1)

ジェイムズ・ジョイス James Joyce の短篇小説「姉妹」The Sisters は不思議な一節で始まる。その冒頭部分を最初に引用しておく。

引用 1

① There was no hope for him this time: it was the third stroke. ② Night after night I had passed the house (it was vacation time) and studied the lighted square of window: and night after night I had found it lighted in the same way, faintly and evenly. ③ If he was dead, I thought, I would see the reflection of candles on the darkened blind for I knew that two candles must be set at the head of a corpse. ④ He had often said to me: *I am not long for this world*, and I had thought his words idle. ⑤ Now I knew they were true. ⑥ Every night as I gazed up at the window I said softly to myself the word *paralysis*. ⑦ It had always sounded strangely in my ears, like the word *gnomon* in the Euclid and the word *simony* in the Catechism. ⑧ But now it sounded to me like the name of some maleficent and sinful being. ⑨ It filled me with fear, and yet I longed to be nearer to it and to look upon its deadly work.¹⁾

ピリオドを基準にして①～⑨に分けてある。一目でわかるのは、過去時制と過去完了時制がほぼ交互に使用されていることである。もちろん、過去完了形がただちに大過去を意味するものではないが、この意図的とも思われる二つの時制の並列を見れば、それらの時間的な前後関係を詮索してみたいくなる。すると、この一節のいくつかの部分、とりわけ最後の⑧と⑨の部分がきわめて曖昧な位置にあること、それが、この作品の語りの構造と、さらに、『ダブリンの人びと』*Dubliners* 全体の構成とかかわりがあることに気がつく。本稿では、その成立事情も踏まえて、そのような観点からこの作品を考察する。

(2)

「姉妹」は短篇集『ダブリンの人びと』の第1作であり、最初に書かれた作品でもある。1904年、『アイリッシュ・ホームステッド』*The Irish Homestead* に掲載されたあと、大幅に手が加えられて、1914年に出版される『ダブリンの人びと』に収録された。本稿での考察の直接の対象となるのは「姉妹」の決定稿であるが、1904年の版も参照することに

1) Robert Scholes (ed.), *Dubliners*, Jonathan Cape, 1967, p. 7.

なる。以下、前者を *Dubliners* 版、後者を *Homestead* 版と略称する。¹⁾

アウトラインはどちらも同じである。他の2篇の「少年期」の物語と同様に、1人称主語の作品であり、ジェイムズ・フリンというカトリックの神父の死が「ぼく」によって語られる。神父の死を予感した「ぼく」は、毎晩、神父の家を見張っている。冒頭の部分である。だが、死の瞬間は見逃し、夕食の席でそのことを知る。翌朝、「ぼく」は神父の家の前まで行き、本当に死んだことを確認する。そして、夕方、おばとともに弔問に行き、二人の老姉妹に会う。タイトルはこの二人を指している。物語は実質的に神父の死後に始まり、生前の神父に関する情報は、「ぼく」の追想と作品中の会話によって断片的に読者に伝えられるだけである。表1に示すように、話者である「ぼく」は常に作品の中に存在し、神父の死を知ったときから翌日の夕方までの1日間の話者の行動が、そのまま物語の時間と空間を構成している。語数からわかるように、*Dubliners* 版は *Homestead* 版の約2倍の長さであり、各項目にわたって加筆がなされている。x と y は新たに付け加えられた項目である。²⁾

<i>Dubliners</i> 版		a	x	b		y	c	
時間	冒頭部分	夕食	夜	翌朝			夕方	
場所		おじの家		神父の家の前		街路	神父の家	
内容		会話	夢	死の確認	追想	追想	夢の分析	遺体の確認 会話
語数	181	505	156	112	181	400	70	317 1167

<i>Homestead</i> 版		a	b			c	
時間	冒頭部分	夕食	翌朝			夕方	
場所		おじの家		神父の家の前		神父の家	
内容		会話	死の確認	追想	追想	遺体の確認	会話
語数	101	295	118	224	239	202	539

表1

a, b, c の三つの場面はそれぞれ次のように始まっている。

引用2

a Old Cotter was sitting at the fire, smoking, when I came downstairs to supper. ³⁾

1) 前者については、Robert Scholes の編纂による *Dubliners* (前掲) から、後者については、Don Gifford, *Joyce Annotated*, University of California Press, 1982 に Appendix として収録された "The Sisters" by Stephen Daedalus から引用する。

2) ダブリンの閉塞的状況からの脱出という『ダブリンの人びと』の基本的パターンの導入という点で、この加筆は注目に値するが、ここでは深入りしない。

3) 前掲書 7 ページ。

- b The next morning after breakfast I went down to look at the little house in Great Britain Street.¹⁾
c In the evening my aunt took me with her to visit the house of mourning.²⁾

このように、a, b, c では、最初に時間と場所の設定があり、そのあと物語が展開する。しかし、冒頭部分には、そのような記述がない。不思議な一節であると言ったのは、このことである。たしかに、②に《Night after night I had passed the house ...》とあり、⑥に《Every night as I gazed up at the window ...》とあるが、これらは大過去に相当するものであり、この場面を設定する記述と考えることはできない。この作品では過去時制が基調となって物語が語られている。検討の対象となるのは、過去を扱っている部分であり、それを特定することから始めなければならない。

①～⑨を時制で分けてみる。過去完了時制が使用されているのは、②、④、⑦であり、過去時制が使用されているのは、①、③、⑤、⑥、⑧、⑨である。

過去完了時制が大過去を、過去時制が過去を示すという原則はおおむね当てはまる。問題となるのは⑥だけである。⑥と⑦は、時制が異なるが、内容的にひとつながりの記述である。そして、⑥で、②に見られる《night after night》と類似の《every night》が使用されていること、⑦が過去完了時制であることから、⑥と⑦は、②と重なり合う期間であると考えることができる。したがって、②、④、⑥、⑦が大過去、①、③、⑤、⑧、⑨が過去ということになる。さらに、神父の発作と神父の死という二つの基準点を設けて、これらを区分する。前者は、発作の前の④と、発作の後の②、⑥、⑦に分けることができる。後者のうち、①、③が死の前であることが明らかであるのに対して、⑤、⑧、⑨は死の後である可能性が残されている。また、④は⑤と、⑦は⑧と、直接に対立する大過去である。ここまでをまとめると、図1になる。

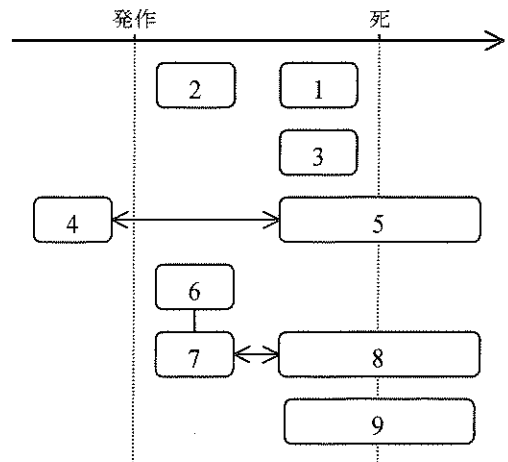


図1

以上で、過去を扱っている箇所を特定することができた。具体的に見ておこう。

3度目の発作だから、こんどはとても助かるまいと思っている話者 [①]。神父が死ねば、ブラインドにろうそくの火影が映るはずだと考えている話者 [③]。神父の繰り返しが本当だったと思っている話者 [⑤]。《paralysis》という言葉で、何か邪悪な、罪深いものの名前のように感じている話者 [⑧]。《paralysis》の恐ろしい仕事ぶりを見たいと思っている話者 [⑨]。これらがいつのことであるのか、そのとき話者はどこにいたのか、その一つ一つを検討する。

1) 前掲書10ページ。

2) 前掲書12ページ。

(3)

①, ③, ⑤, ⑧, ⑨が、同一の時間と空間であると仮定する。その場合は、話者が神父の部屋の窓を見上げているときであると考えるのがもっとも自然である。話者は何日間か続けて、神父の家のそばまで行っている。その最後の日の晩、神父の部屋の窓を見上げながら、神父の死が近いことを思う。そのあと、帰宅して、夕食の席で神父の死を知る。そこから、物語が始まると考えるのである。しかし、*Homestead* 版を見ると、そうではないことがわかる。冒頭部分、および a の書き出しの部分を用いる。

引用 3

[1] Three nights in succession I had found myself in Great Britain-street at that hour, as if by Providence. [2] Three nights also I had raised my eyes to that lighted square of window and speculated. [3] I seemed to understand that it would occur at night. [4] But in spite of the Providence that had led my feet, and in spite of the reverent curiosity of my eyes, I had discovered nothing. [5] Each night the square was lighted in the same way, faintly and evenly. [6] It was not the light of candles, so far as I could see. [7] Therefore, it had not yet occurred.

[8] On the fourth night at that hour I was in another part of the city. [9] It may have been the same Providence that led me there — a whimsical kind of Providence to take me at a disadvantage. [10] As I went home I wondered was that square of window lighted as before, or did it reveal the ceremonious candles in whose light the Christian must take his last sleep. [11] I was not surprised, then, when at supper I found myself a prophet. (...) ¹⁾

引用 1 と同様に、[1]~[11]に分けてある。[1]~[7]が冒頭部分である。同じように過去時制と過去完了時制が混在しているように見えるが、*Dubliners* 版の④と⑤、⑦と⑧のような時制の対立はなく、《three nights》で始まる[1]、[2]と、それに続く[3]、[4]、そして、《each night》で始まる[5]と、それに続く[6]、[7]が緊密に結びついていることから、[1]~[7]が同一の期間であることがわかる。また、内容面から言えば、*Dubliners* 版の②に、*Homestead* 版の[1]、[2]、[5]が、*Dubliners* 版の①、③に、*Homestead* 版の[3]、[4]、[6]、[7]が対応していること、*Homestead* 版には、*Dubliners* 版の④~⑨に対応する部分がないことがわかる。

Homestead 版を参照することで、神父の家まで行って、部屋の窓を見上げたのは3日間であること [1]~[7]、しかし、死の当日、すなわち4日目には行かなかったこと [8]~[11]を確認することができた。

先の問題に戻る。*Dubliners* 版の①、③に、*Homestead* 版の[3]、[4]、[6]、[7]が対応していること、そして、すべてが同一の時間と空間であるという仮定から、①、③、⑤、⑧、⑨は、話者が神父の家に通った「3日間」のことであるということになり、②、⑥、⑦の

1) 前掲書289ページ。

期間と重なり合ってしまう。仮説Ⅰとするが、採用するわけにはゆかない。

次に、同一の時間と空間ではないと仮定する。①～⑨は、*Homestead* 版に対応する部分があるかどうかで、①～③と④～⑨に区分することができる。①, ③, ⑤, ⑧, ⑨についても、対応する部分のある①, ③と、対応する部分のない⑤, ⑧, ⑨に区分する。前者が死の前であるのに対して、後者が死の後である可能性が残されているということも、その根拠になる。

①, ③については、先の考察で「3日間」であることが明らかになっているから、残りの⑤, ⑧, ⑨について見てゆくことにする。そのうちのどれが死の前のことであり、どれが死の後のことであるかの検討である。理論的には8通りの組み合わせが可能であるが、⑤→⑧→⑨という記述の順序を逆流させるようなものを除くと、組み合わせは4通りになる。それを表2に示す。「死の前」の時期を死の直前の「3日間」以外に設定することは困難であるから、1の組み合わせは仮説Ⅰということになる。残された2, 3, 4を、それぞれ仮説Ⅱ, 仮説Ⅲ, 仮説Ⅳとする。

	1 (仮説Ⅰ)	2 (仮説Ⅱ)	3 (仮説Ⅲ)	4 (仮説Ⅳ)
死 以 前	② ⑥ ⑦	② ⑥ ⑦	② ⑥ ⑦	② ⑥ ⑦
	① ③	① ③	① ③	① ③
	⑤ ⑧ ⑨	⑤ ⑧	⑤	
死 以 後		⑨	⑧ ⑨	⑤ ⑧ ⑨

表2

仮説Ⅱ～仮説Ⅳを検討するにあたっては、二つの点に留意したい。一つは、④～⑨が、④～⑤ [《his words》→《they》] と⑥～⑨ [《the word *paralysis*》→《it》] に分かれるということ、そして、⑥～⑨には《*paralysis*》という『ダブリンの人びと』全体の主題を示す語が導入されていることである。もう一つは、⑤と⑧で《*now*》が使用されていることである。これは⑤と⑧の同時性を暗示するものであると考えることもできる。前者に注目すれば仮説Ⅲが、後者に注目すれば仮説Ⅱと仮説Ⅳが妥当性をもつと言えるだろう。

仮説Ⅱには時制の対立する⑦と⑧が同一の時間内に併存するという難点があり、また、⑧と⑨のつながりが絶ち切られてしまう。仮説Ⅳには、「死の後」の記述 [⑤] のあと、「死の前」の記述 [⑥と⑦] に戻るという不自然さがある。あとで述べるように、その確定はそれほどの意味をもたないが、とりあえず仮説Ⅲを採用することにしたい。同じように《*now*》が使用されている⑤と⑧の時間のずれは、図2に示すように、それぞれに対立する④と⑦の時間のずれに対応すると考えるのである。

「死の前」は死の直前の「3日間」ということになる。それでは、「死の後」とは、いつのことなのか。物語が展開する時間の内部に、すなわち表1のaからcのあいだに、「死の後」の時期を設定することは困難である。「死の前」がaより前であるように、「死の後」はcより後であるということになる。この物語は、神父の死の翌日、おぼとともに弔問に行ったところで終わるが、おそらく、そのあと葬儀にも立ち会うことになるだろう。何もかも終わったあと、「ぼく」は、ある時点で、この一件を思い起こし、

『《paralysis》の恐ろしい仕事ぶりを見たい」[引用1の⑨]とつぶやき、この物語を語り始める。そう考えると、「ぼく」の語りを書き記す作者の姿が浮かび上がってくる。話者の背後に位置する作者の存在へも目配りして、「ある時点」とは、いつのことなのかを考えることにする。そのために、『ダブリンの人びと』の成立事情に立ち入ることになる。

(4)

『ダブリンの人びと』は、14の短篇小説と、中篇小説とも言えるべき「死者たち」からなる作品集である。その15篇を執筆順に並べて、表3に示す。¹⁾

最初の3篇は、ダブリン脱出の時期に書かれたものであり、その年のうちに『アイリッシュ・ホームス

テッド』に掲載された。大陸に渡り、ポーラ、トリエステ、ローマ、そしてトリエステと、エグザイル体験を重ねながら、書き続けてゆくが、1905年の秋には、これらをまとめて、『ダブリンの人びと』として出版することを考える。9月24日頃に弟に宛てた手紙で、その構想を次のように述べている。

引用4

(…) 物語の順序は次のとおり。わたしの少年期の物語である「姉妹」、「出会い」、そして、もう一つの物語。青春期の物語である「下宿屋」、「レースのあとで」、「イーヴリン」。成熟期の生活の物語である「土」、「対応」、「痛ましい事故」。ダブリンの社会生活

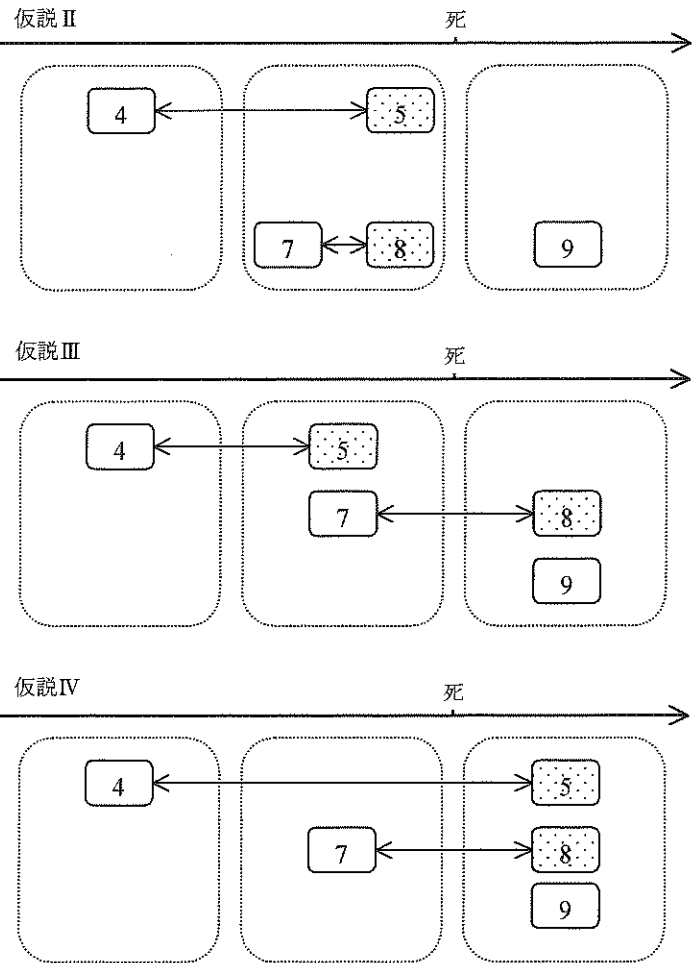


図2

1) Terence Brown (ed.), *Dubliners*, Penguin Books, 1992 の Appendix I に基づき、完成の時期を示した。いくつかの作品については、ほかの資料による推定が可能であるが、正確を期するため、あえて空欄のままにしている。

の物語である「蔦の日の委員会室」, 「母」, そして, この本の最後の物語。(…)¹⁾

「もう一つの物語」とは「アラビー」のことであり, 「この本の最後の物語」とは「恩寵」のことである。ここまでの12篇で出版業者との交渉を始めるが, さらに2篇を追加するつもりで, 並行して「二人の伊達男」と「すこしの雲」の執筆を進める。²⁾しかし, 不穏な箇所

1904年	7月	姉妹 イーヴリン レースのあとで	The Sisters Eveline After the Race
1905年	1月	土	Clay
	7月	下宿屋	The Boarding House
	7月	対応	Counterparts
	7月	痛ましい事故	A Painful Case
	8月	蔦の日の委員会室 出合い	Ivy Day in the Committee Room An Encounter
	9月	母	A Mother
	10月	アラビー	Araby
	12月	恩寵	Grace
1906年	2月	二人の伊達男 すこしの雲	Two Gallants A Little Cloud
1907年		死者たち	The Dead

表 3

求められたため, 交渉は難航し, 1906年にいったんは決裂する。その後も出版のための努力は続くが, ことごとく失敗に終わり, 1914年6月, ようやく「死者たち」を含めた15篇というかたちで出版されることとなった。³⁾

ジョイスの構想には, 「少年期」, 「青春期」, 「成熟期の生活」, 「ダブリンの社会生活」という区分が見られる。同じ趣旨のことが出版交渉の過程でも表明されている。1906年5月5日付の出版業者宛ての手紙を引用する。

引用 5

(…) わたしの意図はわたしの国の精神史の一章を書くことであった。ダブリンを舞台に選んだのは, この都市が麻痺の中枢であると思ったからである。わたしは, 無関心な世間に, それを四つの相のもとに提示しようと試みた。少年期, 青春期, 成熟期, 社会生活である。物語はこの順序に並べられている。(…)⁴⁾

『ダブリンの人びと』が「麻痺の中枢《the centre of paralysis》」を提示する試みであること, 作品が, 「少年期」, 「青春期」, 「成熟期」, 「社会生活」の順序に並べられている

1) Richard Ellmann (ed.), *Selected Letters of James Joyce*, Faber and Faber, 1975, pp. 77-78.

2) 「二人の伊達男」は「青春期の物語」, 「すこしの雲」は「成熟期の生活の物語」である。

3) このような経過からわかるように, 「死者たち」は当初の構想になかった作品である。また, 質的にも他の14篇とは大きく異なるが, ここでは深入りしない。

4) 前掲書83ページ。

ことがわかる。ここで注目したいのは、「青春期」、「成熟期」、「社会生活」の物語が3人称主語で書かれているのに対して、「少年期」の3篇の物語だけが1人称主語で書かれていることである。もちろん、引用4に「わたしの少年期」とあるのだから、ジョイスが自分自身の少年時代を語るために、1人称主語を使用したと考えれば簡単である。しかし、それだけの問題ではないように思われる。もう一步踏みこんで考察したい。

(5)

『ダブリンの人びと』のうち、当初の構想に含まれていた「姉妹」から「すこしの雲」までの執筆の時期と、その各篇の物語が扱う時期を見ておく。

執筆については、表3でわかるように、1904年から1906年までの2年間にわたっているが、たとえば、「姉妹」が大幅に手が加えられていることは、先に見たとおりである。その時期は1906年の5月から6月であるとされている。¹⁾ほかの作品についても、出版の話が具体化し、進行する1905年の秋から1906年の秋にかけて、最終的な修正と加筆がなされたものと推定される。²⁾執筆の時期は1905年から1906年としておきたい。

物語が扱う時期については、「少年期」の物語と「青春期」以下の物語を区別して考える必要がある。「少年期」の物語のうち、「姉妹」では、本文中に神父の死んだ日が1895年7月1日であると明記されている。「出会い」と「アラビー」には、そのような箇所はないが、前者では作品の中で言及される雑誌が1893年と1894年に発刊されたこと、後者では「アラビー」というバザーが1894年5月に開催されたことが指摘されている。³⁾したがって、「少年期」の物語の時期は1894年から1895年頃ということになる。同様に、「青春期」以下の物語の場合にも、作品中の記述を手がかりにして、1902年から1904年頃であると推定することができる。⁴⁾

執筆の時期[1905～1906年。ジョイスは23～24歳。]から見て、「青春期」以下の物語の時期[1902～1904年。ジョイスは20～22歳。]が同時代であるのに対して、「少年期」の物語の時期[1894～1895年。ジョイスは12～13歳。]は10年も前のことになる。「青春期」以下の物語では、20代前半の若者を話者とするに不都合はない。それゆえ、作者が話者となって語るという形式をとり、3人称主語が使用されることになる。だが、「少年期」の物語では、少年の目を通してダブリンを見るという設定にしたいから、話者は少年でなければならない。二人の話者が並立する事態を避けるためには、「少年期」の物語の舞台を10年前のダブリンに移して、10年前の話者を登場させればよい。その場合には、話者自身が語るという形式をとるから、1人称主語が使用されるのである。

もちろん、10代前半の少年が話者になるというのは文学的な虚構であり、かならず語りをおこなう場が存在する。話者が語り、それを作者が書き記す空間である。先に述べた「ある時点」とは、そのような語りの場であり、具体的に言えば、ジョイスが『ダブリンの人びと』を執筆した1905～1906年という時点である。「姉妹」の最終的な修正と加筆に

1) Terence Brown (前掲書) による。

2) いくつかの作品については、*Selected Letters of James Joyce* (前掲)、Richard Ellmann, *James Joyce*, Oxford University Press, 1982 等で確認することができる。

3) Don Gifford, op. cit., p. 34, 40.

4) Don Gifford (前掲書)、Terence Brown (前掲書) の Notes 等による。

あたり、冒頭に曖昧な一節を挿入したのは、語りの場を暗示するためであると考えたい。

そうであれば、仮説Ⅱ～仮説Ⅳの妥当性を論ずることに、それほど意味はない。曖昧なままに示すことがジョイスの意図するところであるのだから、引用1の⑤の《now》と引用1の⑧の《now》が同時であるのかどうか、また、それらが語りの場を示すものであるのかどうかを詮索することは、無意味でもあり、不可能でもある。

確かに言えるのは、「そばに行って、《*paralysis*》の恐ろしい仕事ぶりを見たいと思った」[引用1の⑨]とつぶやく話者に、「麻痺の中核《*the centre of paralysis*》」[引用5]を提示しようと試みる作者ジョイスの姿が色濃く反映しているということである。語りの場が暗示されることにより、作者の存在が表面に浮かび上がってくるのである。こうして、「《*paralysis*》の恐ろしい仕事ぶりを見たいと思った」のは、話者であると同時に、作者でもあることが示唆される。《*paralysis*》は、神父の病であると同時に、ダブリンの病である。そして、「姉妹」だけでなく、『ダブリンの人びと』全体が、「《*paralysis*》の恐ろしい仕事ぶり」を提示しているのである。ジョイスが『ダブリンの人びと』の構成を考え、その冒頭に「姉妹」を配置することを決めたとき、作品全体への序として、この一節を書き加えたと言うことができるだろう。

介護保険制度と福祉の権利性の再検討

濱 島 淑 恵

1 はじめに

2000年4月の介護保険法施行に先んじて、成年後見法が改正され、また地域福祉権利擁護制度が昨年秋より実施されている。これらの制度は介護保険制度と対をなすものと言える。そもそも介護保険制度導入の背景には措置制度への批判があり、特に措置制度下における利用者の権利性の低さという問題点を解決すべく介護保険制度は導入されたという一面がある。

介護保険導入を示唆した社会保障制度審議会勧告「社会保障体制の再構築」(1995年)はその社会保障の理念において「権利性」と題し、「利用者の意思で選ぶことのできる選択性を備えることが、その権利性を高める上で必要となる。」としている。また、社会福祉基礎構造改革中間まとめでは、利用者と供給者の対等な関係が必要不可欠であり、措置制度では利用者と提供者の間の法的な権利義務関係が不明確であったために両者間に対等な関係が成立しえなかったとした上で、「利用者と提供者の間の権利義務関係を明確にすることにより、利用者の個人としての尊厳を重視した構造とする必要がある」としている。その具体的手段としては「個人が自らサービスを選択し、それを提供者との契約により利用する制度を基本とし」と、選択及び契約の果たす役割の大きさを指摘している。

しかしここでいう「選択」が市場原理・競争原理を前提としたものである以上、「競争に負ける者」が出てくるのは必須であり、また暴利を貪るサービス供給者の犠牲者が出る可能性も大きい。社会福祉が全ての国民の生存権保障を具現化したものであることを踏まえると、そのような被害を防ぐ、または処理を行う利用者の権利擁護システムが必要不可欠である。それが先に述べた成年後見制度であり、地域福祉権利擁護事業である。そして特に在宅でサービスを利用する高齢者の選択を支援するサービスとして指定居宅介護支援事業が今回介護保険法では盛り込まれている。その他、施設サービスでは施設内苦情処理の窓口を設けるなどの基準も設定された。

従来の福祉政策を根底から覆すような今回の改革に伴い、生存権保障のための福祉関連システムの再構築が急ピッチで進められる中、それでは今後、選択性によって具体的にどのような権利の確立が期待できるのか、また各権利擁護制度、指定居宅介護支援事業いわゆるケアマネジメントによって具体的にはどのような権利を擁護しうるのか、という厳密な議論はみられず、明らかにされていない。ここでは、福祉の権利とは何かを明らかにした上で、介護保険制度及び特に指定居宅介護支援事業によっていかなる福祉の権利性の向上が期待できるのか、そして残された課題は何かを明らかにしていくことにする。

2 社会福祉における利用者の権利

(1) 社会福祉における権利論

介護保険制度における権利性について論じる前に、社会福祉の権利について整理する必要がある。これは過去何度となく議論されてきたテーマであるものの、共通した認識が得られているとは言い難い。以下、いくつかの権利論を示していきたい。

まず、佐藤進氏は以下に示す5つの福祉の権利をあげている。⁽¹⁾

第一に社会福祉サービスを受ける権利である。特にこれは、「憲法25条（生存権保障）や13条（快適生活権）、や14条（普遍平等原則）の立法趣旨に即するといえるためには、それが国の具体的な義務づけを伴う国への請求権として位置づけられていることが望ましい」としている。第二に、社会福祉サービスを容易に受けるための手続き的な権利をあげている。利用者がサービスを受けやすくするよう、「行政機関への出頭・申請はいうまでもなく、広く誰でも受けられるように、また受給資格を緩和したり、資格の確認、実施を迅速化したりするなど」としており、福祉サービスへのアクセスのしやすさを目指した手続き的権利とすることができる。第三に、ニーズに即した権利内容を保障することの擁護をあげている。すなわち、一旦福祉サービスの受給が決定したならば、その内容はその人のニーズに即したものであるべきであり、そのようなサービスを受ける権利を有するものとしている。第四に、社会福祉サービスの権利擁護のための争訟の権利をあげており、行政機関による権利侵害または措置への不満は不服申し立てや、訴訟の提起などの救済手段があるが、それを誰もが容易に用いられるようにすること、また「受益者が争訟を提起し、審理に参加する過程において争訟の専門家が参加すること、さらに社会保障制度の一環として、訴訟費用の十分でない人に訴訟費用の援護をする制度の創設」をその内容としている。第五に、行政計画作成・決定、行政運営・管理への参加の権利をあげ、「社会福祉行政の施策実施に際し、計画とその実現のプロセス」において受益者が参加する権利としている。

また福祉の権利構造については河野正輝氏が、小川政亮氏、堀勝洋氏、カール・ウェルマンの権利論を用いて、精緻な分析を試みている。

小川氏は社会保障の権利について、①実体的権利（何らかの社会保障を必要とする人が一定の要件を満たした場合に一定の社会保障給付を受ける権利）②手続き的権利（実体的権利を実現するため、申請に始まり資格要件等確認のための調査を経て、実体的な受給権の有無や内容の決定、そして給付の実施に至る一連の手続きについて、人間に値する生活の保障という目的にふさわしく進められるように要求する権利）③自己貫徹的権利（実体的または手続き的な権利が違法または不当な行政当局の措置によって侵害され、または不満を与えられた場合に、その救済を求めて不服を申し立て、さらに権利侵害について訴訟が提起できる権利）、以上3つに大分している。⁽²⁾これに関して河野氏は実体的権利と手続き的権利や自己貫徹的権利を区別した点を意義あるものとしている反面、手続き的権利の内容についての不明瞭さを指摘している。

また、堀氏が示した権利（①福祉施設への入所を申請する権利②福祉施設へ入所する権利③入所する福祉施設を選択する権利④福祉施設において適正な福祉サービスを受ける権利⑤福祉施設から退所する権利⑥以上①～⑤の請求が認められなかった場合に、行政訴訟

の提起および損害賠償の請求の権利)に関して、小川氏の示した権利の中でも実体的権利及び手続き的権利を具体的に細分化したものと評価している反面、触れられていないものもあり、権利の構造の分析が不徹底であるとしている。

河野氏はこれらの権利論、特に小川氏の社会保障における権利の3つの大分にカール・ウェルマン (Carl Wellman) の「権利の複合的構造」論を用い、⁽³⁾ 実体的権利は (a) 要援護者の実施機関に対する一定の福祉サービスの請求を中核とする権利、(b) 被援護者が実施機関による違憲、違法の処遇、とりわけ虐待、拘束、プライバシー侵害等を受けない自由を中核とする諸権利 (河野氏はこの権利を「処遇過程の権利」としている)、(c) 一定の所得水準以下の要援護者またはその扶養義務者が実施機関の費用徴収権限から免れる免除を中核とする権利、以上3つの権利からなり、これら中核をなす各々の権利はさらに関連要素、すなわち関連する諸権利を伴うものとしている。

例えば実態的権利としての (a) 福祉サービス請求権に伴う関連要素としては、①福祉サービスを申請する権利、②福祉サービスを請求する権利、③一定の基準を満たした適切な福祉サービスを請求する権利、④自己の選択する施設 (または従事者) によるサービスを請求する権利、⑤正当な理由なく福祉サービスを解除されない免除の権利及び福祉サービスの解除を求める自由の権利があるとしている。また、(b) 処遇過程の権利については①福祉サービスの種類・内容およびこれを利用するときの権利と義務について知る権利、②自己の処遇方法の決定過程に参加する権利、③施設入所者が自治会活動を行い、それを通じて施設の管理運営および苦情処理に参加する権利 (これは自己貫徹的権利ともみることができるとしている)、④虐待及び拘束からの自由の権利、⑤通信・表現・信教の自由の権利、⑥プライバシーの権利、⑦預金・年金など個人の財産を自分で管理・処分する権利が少なくともあるとしている。

また、自己貫徹的権利については権利侵害に対する争訟権および管理運営参加権などからなり、関連要素として①聴聞の機会その他適正手続きを請求する権利、②不服申し立てまたは訴訟の提起によって実施機関、福祉従事者等による差別的な不利益取り扱いを受けないという免除、③一定の所得以下の場合、争訟期間の負担の免除、④不服申し立てまたは本訴を取り下げる自由などがあるという分析を行っている。さらに参加権については、どの行政過程への参加であるかによって種々のレベルが考えられるとし、「個別の処遇方法の決定過程への参加」では①処遇の方法・効果・危険等について説明を求める請求、②質問を行い、自己の意見を表明する機会を求める請求、③処遇方法に同意を与える権限、④処遇を拒否する自由、⑤正当な理由なく参加を認めないで決定された処遇を強制されない免除があるとしている。

河野氏の分析では、実態的権利及び自己貫徹的権利については詳細まで触れられているものの、手続き的権利についてはほとんど触れられていない。しかしながら、カール・ウェルマンの福祉権論を用いたこの福祉の権利構造分析は、介護保険制度下の福祉の権利を理解する上で重要な指針を示すものと思われる。

(2) 小 括

福祉の権利を具体的に見てみるとその内容は実に多岐にわたるが、それぞれのあげる権利に本質的な違いは見られず、佐藤氏、堀氏のあげる権利は小川氏の示した3つの権利、

実態的権利・手続き的権利・自己貫徹的権利を具体的に示したものであり、その中に分類することができよう。⁽⁴⁾ これらの福祉の権利に関する議論はすべて介護保険制度以前のいわば措置制度を念頭においたものであり、介護保険制度への移行によってもはや通用しないのではないかという見方もあるかもしれない。しかしながらこれらは憲法25条の生存権保障を始めとして、14条の法の下での平等、13条幸福追求権等⁽⁵⁾を根拠として展開されたものであり、どのような制度の下でも変わらない、普遍性をもつものと思われる。したがって、これが介護保険制度にも通用するか否かという議論ではなく、この普遍的な権利を介護保険制度ではどこまで実現しうるかという議論が重要となってくる。

その議論に移る前に、措置制度下においてこれらの権利は確立されてきたのか否かを簡単にみてみると、まず福祉サービスの請求権は、周知のとおり行政権行使の立場から解されいわゆる「反射的利益」という言葉のもと措置請求権は退けられてきた。自己の選択する施設（又は従事者）によるサービスを請求する権利はその必要性を叫ばれながらも、明文の規定もなく、一方的な行政によるサービス提供が行われ続け、実現されてはいなかった。また、適切な福祉サービスを請求する権利について河野氏は「行政庁によりいったん措置決定されたときは最低基準を満たした内容・水準の福祉サービスを請求する権利は確立しているということができる」としているが、その最低基準内容の不十分さからして、⁽⁶⁾ 実質的に「適切な」福祉サービス請求ができる状態にはなかったと言えよう。その他、権利と義務を知る権利、処遇過程に参加する権利、苦情処理に参加する権利、虐待及び拘束からの自由の権利、プライバシーの権利等々は、老人福祉の分野においては明文の規定なく、権利としての確立はみられなかった。結局、サービス供給者の良心に任せられていたのが現実である。

この措置制度における福祉の権利性の低さが果たして介護保険制度によって、どう変化するのか以下、検討していくことにする。

3 介護保険制度と福祉の権利性

(1) サービスの選択と福祉の権利性

1995年の社会保障制度審議会勧告では、利用者の意思による選択性を高めることが権利性を高めるとし、さらに社会福祉基礎構造改革中間まとめでは、利用者の権利義務関係の明確化には利用者の選択及び契約による利用が欠かせないと指摘をしている。利用者の選択、契約こそが権利性を向上させるものと考えられているのは先にも示したとおりである。

さて、それでは介護保険制度において「選択性」を具体的にいうと、「利用するサービスの利用者自身による選択」ということになるだろう。それは要介護認定後、在宅において各種サービスを利用する、施設サービスを利用する、またはサービスを利用しない、といった選択肢の中から選ぶということから始まり、実際に利用する具体的なサービスの組み合わせ、さらに詳細なケアの内容を選ぶといったことまで含まれる。

この利用者によるサービス選択が介護保険においてどのように位置付けられているかみてみたい。まず、介護保険給付のプロセスを見ると、申請から要介護認定の通知までは市町村の責任の下その手順に従って進められていくが、その後は利用者各自がサービス供給者へアクセスすることになっており、要介護認定からサービス利用までのプロセスでは行

政は何の権限ももたない。結果として利用者は自由に自分の意思でサービスを選択することができる。いわば、介護保険給付の一過程として利用者のサービス選択は位置付けられている。また介護保険法第2条において、「保険給付は被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者または施設から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない」とされており、利用者の選択に基づく福祉サービス提供への配慮が市町村に義務付けられている。また、指定居宅サービスの運営基準24条では「利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて－（中略）－訪問介護計画を作成しなければならない」として、利用者の希望を聞くプロセスを組み込むことの義務付けがみられる。また老人介護福祉施設の基準においても同様の規定がなされている。そして居宅介護支援事業の基準では、後に詳しく述べるが、やはり一工程として利用者の選択の機会の提供が明記されている。

したがって、特に利用者がサービス選択を行う権限を有する、などという記述はないが、少なくとも一工程としてサービスを選択する機会の提供が義務付けられていることから、サービス選択の機会を請求する権利は発生することになる。選択の機会が提供されなかった場合、それは選択に基づくサービス提供への配慮に欠けるものであり、また指定居宅サービス、居宅介護支援事業はその運営基準を満たしていないということになるからである。さらに、これは利用者が行政に対してサービスの選択をする自由をとりもどした、いわゆる自由権の復権と捉えることができる。措置制度下では、一方的なサービス提供が行われ、利用者が自分のサービスを選択するということは不可能な状態であった。それが介護保険においてサービス選択の位置付けが明らかにされ、行政もサービス供給者もそれを阻むことは許されなくなったのである。

(2) 居宅介護支援事業と福祉の権利性

さて、上で述べたようにサービスの選択は従来認められてこなかった、サービスを選択する自由としての権利やサービスを選択する機会を請求する権利をもたらしした。

しかしながら、自由や機会が与えられただけで利用者のサービス選択が実質的に可能になるとは限らない。特に在宅でのサービス利用の場合、自分で必要なサービスを多種多様なサービスの中から自分で選び、組み合わせていかなければならない。しかしながらそれは素人には非常に難しい作業である。そこで、利用者による選択をサポートするため、介護保険制度には指定居宅介護支援事業、いわゆるケアマネジメントが盛り込まれている。言い換えれば、指定居宅介護支援事業とは、地域福祉権利擁護制度または成年後見制度と並んで、利用者の権利を支える事業であるといえる。そこで以下、指定居宅介護支援事業との関連で選択性・権利性について検討していきたい。

介護保険法第80条において、指定居宅介護支援事業は「心身の状況に応じて適切な指定居宅介護支援を行うとともに－（中略）－受ける者の立場にたって提供するよう努めなければならない」としてある。また79条3では省令で示す運営基準に従って運営できないとみなされる場合は、都道府県はその指定をしてはならないとされ、さらに第84条2において、その運営基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなった時は指定の取り消しを都道府県知事は行うことができるとされている。

ではその省令「指定居宅介護支援などの事業の人員及び運営に関する基準」をみてみると、基本方針（第1条2）において「指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。」とし、利用者の選択に基づいたサービス提供への配慮をあげている。問題の運営に関する基準は第4条～第29条がそれにあたる。支援事業の内容及びその注意事項、適正な情報提供、利用者・家族の同意の必要性など細かい規定がなされている。特に居宅サービス計画作成に関する項目を抜粋すると、次のようになっている。指定居宅介護支援の方針を示した13条の2では、「当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めるものとする」と適正な情報を提供した上での利用者の選択を明記している。その他、同条3項で「利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない」と、5項ではその「利用者及びその家族の希望ならびに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して－（中略）－居宅サービス計画の原案を作成しなければならない」と、そしてその計画について説明を加えた上で利用者・家族の同意を得ることを7項で義務づけている。

以上をまとめると、指定居宅介護支援事業、特に介護支援専門員には少なくとも2つの役割が定められている。ひとつには利用者による適切なサービス選択・決定の擁護である。適切な情報提供、または説明を行った上でサービス選択の機会を提供することによって、利用者が自分自身にとって最も良いサービスを選ぶことを可能にし、さらに利用者または家族の同意を求めることを義務付けることによって最終的な決定権を利用者が有するようにしている。ふたつには、ニーズに即したサービス提供の実現である。まず利用者の解決すべき課題を把握し、それに基づいたサービス計画の作成とその計画の実行が義務付けられている。

指定居宅介護支援事業によって、利用者はそのサービスの選択の機会が保障され、しかも適切な選択ができるような支援を得ることができ、また、利用者の選択・ニーズに即したサービスを提供されることになる。また言い換えれば、それを義務付けられた介護支援専門員にたいする、サービスの選択の機会を請求する権利、そして選択したサービスを受ける権利そしてニーズに即したサービスを請求する権利を利用者は有することになる。

4 福祉の権利性の再検討

介護保険制度下の選択性とそれを支援する指定介護支援事業をみてきたが、少なくとも以下のような権利性の向上が期待できると思われる。

まず第一に、先にも述べたようにサービスの選択の自由としての権利の確立である。そして第二に、サービス選択の自由の権利に伴い、当然そのための環境整備を行う義務を行政も供給者も負うことになる。介護保険法第2条では介護保険給付は選択に基づくサービス提供へ配慮して行われなければならないものとしてその市町村の義務を明らかにし、第5条では国は介護保険事業の運営が健全で円滑に行われるための体制確保、都道府県はそ

のための必要な指導・援助を義務付けられている。したがって、自由な選択が可能となる条件整備に関しては国・都道府県・市町村への請求権が発生してしかるべきである。具体的に言うと、選択肢の拡充、いわばサービスの量・種類が十分となるような何らかの措置を講じる、そしてサービス選択の機会を確保するための方策を講じる、⁽⁷⁾ または選択が難しい場合の救済措置を講じる⁽⁸⁾ などが考えられる。また、供給者に対しては、適切な情報提供を請求する権利、そして選択の機会を請求する権利が考えられる。

第三に、先にも述べたように供給者への請求権として、選択したサービスを請求する権利及びニーズに即したサービスを請求する権利が発生する。

第四に、処遇過程の権利の関連権利のうちの処遇方針の決定過程に参加する権利に関してその向上が期待される。河野氏が挙げている①処遇の方法・効果・危険等について説明を求める請求、②質問を行い自己の意見を表明する機会を求める請求、③処遇方法に同意を与える権限、④処遇を拒否する権限、⑤正当な理由なく参加を認めないで決定された処遇を強制されない免除はすべて、介護保険給付対象となる指定居宅介護支援事業・指定居宅サービス・介護老人福祉施設サービスの運営基準の中で、利用者・家族への説明または利用者・家族の同意を求めることが義務付けられていることから発生するものと思われる。

以上をみると、福祉の権利性は格段の向上をみせるかのような印象を受けるがその反面、問題点も少なくない。

まず第一に、指定居宅介護支援事業が果たして利用者の選択の自由の権利をサポートしうるか、という問題がある。介護支援専門員が行うケアマネジメント機能は必ずしも利用者の選択権擁護を貫徹するものではない。形式的には選択の機会を提供するが、結局は自分の所属するグループのサービスを利用するよう仕向ける可能性も否定できない。というのは、基準にあるように、専門員には選択の機会の提供が課せられ、さらに実際のサービス計画作成においては、「利用者の希望に基づいた」計画作成が義務付けられている。しかしそれと同レベルで、「ニーズに即した」計画の作成を行う義務が課せられ、さらに「地域のサービス提供体制を勘案した上での」計画作成作りが定められている。即ち、利用者の希望のサービスとニーズに即したサービスが対立した場合、または希望のサービスがその地域になかった場合、利用者の希望いわば選択がないがしろにされる可能性は十分ある。選択の自由・機会を奪うのは行政だけではなく、サービス供給者である可能性も高い。利用者による選択が無視されつづけてきた背景には、行政措置であったということ、そして法的根拠がなかったということもさることながら、福祉専門職がその役割を全うさせんとするばかりに、利用者の選択よりもその専門的判断を優先させたということが少なからず存在する。特に介護支援専門員は在宅サービス供給主体に属する人間である可能性もあり、その時、果たして利用者の選択の権利の真の擁護者足りうるかは大いに疑問の生ずるところである。介護支援専門員の役割には擁護者と福祉専門家とサービス供給者という3者としての役割が混在しており、その矛盾がここに出てきているといえよう。少なくとも、権利擁護者はサービス供給者と区別するという事は鉄則である。

第二に、福祉サービスの請求権の請求対象がサービス供給者特に介護支援専門員であるという点である。無論、介護支援専門員者で応えうる類のものもあるが、例えば、介護支援専門員に、利用者の希望に即した、ニーズに即したサービス請求をしたところで、その

地域にそれを満たしうるサービスがない場合その請求は無意味である。また何の権限ももたない専門員には、新しいサービスを開発するにしても、また適切なケアを提供していない居宅サービス供給者へクレームするにしても、限界があろう。結局、利用者に対して適切なサービス提供が困難な場合「他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他必要な措置を講じなければならない」としている基準6条（サービス提供困難時の対応）に従い、支援をやめて他の指定居宅介護支援事業者へ回すということになる可能性が高い。すなわち、責任問題になる前に面倒なケースは対処しきれないことを理由に他へ回し、結局は責任をとる者がいない、ということにもなりかねない。事実、措置制度時に比べ、実態的権利である福祉サービスの請求権の諸権利は確立される可能性が高い。しかし、その対象が供給者に偏っていることを考えると、果たして実質的に意味をもった形での請求権確立が可能かどうかは疑問である。

第三に、供給者への請求権すらない、請求権の抜け落ちたプロセスがあるという点である。介護保険制度における「選択」とは「利用者によるサービスの選択」であるが、それは大きく二段階に分けることができる。一段階目は要介護認定後、在宅サービスにするか、施設サービスにするかまたはサービスを利用しないかという選択であり、二段階目はどのようなサービス（在宅か施設か、そして各々での詳細なケアについてどのような内容のケア）を選択するかという段階である。後者の段階は前述したように、供給者がその選択のための環境整備から、実体的権利としての福祉サービスの請求権にいたるまで責任を負う。しかし、一段階のプロセスではその適切な選択のための適切な情報提供や機会の提供について責任の所在が明確にされていない。これは利用者自身がサービスへアクセスする、またはサービス供給者が利用者へアクセスするものとしているのだろうが、この段階において、より確実にサービスへアクセスすることができるような手続き的権利の保障に関して、そしてこの段階での選択に必要な適切な情報提供及び選択の機会の提供について誰が責任をもつのか、明確にする必要がある。そしてそれは介護保険法2条、5条を根拠として行政の責任の下、何らかの対策をとることが急務である。

4 おわりに

介護保険制度下における福祉の権利性についての再検討を試みたが、残された課題は多い。たとえば、今回は特に選択性と権利性との関係で議論してきたが、保険方式、契約が権利性にどう影響を与えるのか、また触れられなかった権利の分野、手続き的権利、自己貫徹的権利についても検討を行う必要があるだろう。さらに、指定居宅介護支援事業以外の権利擁護のシステム、成年後見制度、地域福祉権利擁護制度そして施設内苦情処理が誰のどのような権利を擁護しうるのかについても整理する必要がある。また、ここで指摘した問題点にいかに対応していくかも今後の課題としたい。

利用者に選択の機会を提供する介護保険制度導入によって、福祉の権利性の向上はある面で期待できる。特に従来ないがしろにされてきた自由権的発想が組み込まれた意味は大きい。しかしそれだけでは憲法にある生存権保障は実現せず、様々な関連する、又は補完する権利の確立及び、権利の擁護・支援システムが必要条件となる。その点に関しては現段階では多くの問題点があり、欠陥のあるシステムと言わざるを得ない。特に長い間議論の中心にあった、福祉サービスの受給権、特に国への請求権に関しては不明瞭なまま

であり、しかも実態的な福祉サービスの請求権は個々が契約を結んだ供給者へのものとなり、それが果たして一個人、一供給者の責任のもと対応できるものか疑問を感じざるを得ない。行政の裁量権を抑える方向へは向かっているがそれと同時に、その責任も後退し、不確実性をはらんだ供給者の責任、個人の責任の割合が大きくなることの妥当性について、今後も議論が必要となろう。

〈註〉

- (1) 佐藤進著 『社会福祉の法と行財政』 勁草書房 1985年 pp.176～178
佐藤進著 『社会福祉の法律入門』 有斐閣 1988年 pp.16～19
- (2) 河野正輝著 『社会福祉の権利構造』 有斐閣 1994年 pp.113
小川政亮編著 『人権としての社会保障原則』 ミネルヴァ書房 1985年 pp.100
- (3) 河野氏の説明によると、カール・ウェルマンは、ホッフフェルドの4つの法概念及び H.L.A. ハートの提唱した権利の複合性から福祉権を導きだしており、法的権利とは、ホッフフェルドの示した法的要素の複合物である法的優位性（法上支持される立場）の体系であるとし、中核をなす権利とその関連要素とで構成されるものとしている。なお、ホッフフェルドの4つの法概念について河野は次の様に要約している。（河野正輝著・前掲書 pp.88～98）
ホッフフェルドの4つの法概念
 - ①法的請求：Y が X にて A なる行為を行う法的義務を負う場合、X は Y に対して A なる行為を求める法的請求権を持つ。
 - ②法的自由：X が Y に対して A なる行為をさし控える法的義務を持たない時、X は Y に対して A を行う法的自由を有する。
 - ③法的権限：X の自発的な行為によって Y に特定の法的効果 C がもたらされることが法認められているならば、X はこの効果 C を Y にもたらす法的権限を有する。
 - ④法的免除：Y が X のために法的効果 C をもたらすいかなる法的権限ももたない時、X は Y に対して、この法的効果 C から免れる法的免除を有する。
- (4) 堀氏は福祉サービス利用のプロセスにそって権利を示したものであり、小川氏は権利の性質によって分類したとすることができよう。従って、場面場面の集合体である福祉サービス利用プロセスの各プロセス、各場面で実体的権利・手続的権利、自己貫徹的権利があり、さらに中核となす権利が関連する諸権利を伴うという複合体となっていると捉えることもできる。
- (5) 河野氏はこの他、憲法18条奴隷的拘束及び苦役からの自由、20条信教の自由、21条集会・結社・表現の自由・通信の秘密、31条法的手続きの保証、32条裁判を受ける権利を法的根拠にあげている。
- (6) 拙稿「老人福祉サービスの質の保障に関する一考察」『日本女子大学人間社会研究科紀要』第4号 1998年 pp.31～45
- (7) これに関しては、指定居宅介護支援事業、指定居宅サービス、指定介護福祉施設の基準において規定しており、これもひとつの措置を講じていると言えよう。
- (8) 指定居宅介護支援事業、地域福祉権利擁護制度、成年後見制度、施設内における苦情処理などがそれにあたる。

A Review of the Relation between the Right of Choice and the Right to Services

Yoshie HAMASHIMA

Summary

The social policy for elderly people is at a big turning point now. One of changes is the shift to contract-based services from this spring. It is said that this reform will bring the chance to choose services to users, and it will enhance users' rights to services.

The author discusses what rights to services will be enhanced by the users' choice. As a result, she says that the right of liberty of choice and some related rights will be improved. However, she also pointed that the right to make a claim against the government is still obscure, making a claim against a caremanager who can be a provider and doesn't have any authority is meaningless, and that the system to advocate the users' rights, indispensable for contract-based services, is incomplete.

性別役割行動の再生産システムとしての性別役割規範

赤 澤 淳 子

問 題 と 目 的

男女平等意識が強まり、また女性の社会進出も瞠目すべき勢いで進んでいる現状下にあっても、性別役割分業は再生産され続けているとすれば、それは何に起因するのか。勿論、種々の要因があることは容易に想像できるところであるが、その一つとして、性別役割が社会的規範としての側面を持っており（神田，1983）、それが依然根強く社会に定着しているという可能性が考えられるのではないか。小論は心理学的見地からこの仮説を検証する試みに他ならない。

ここでいう「社会的規範」とは何か？小林（1991）は、社会的規範を、外在性の有無、すなわち規範が社会の成員全体の外部に存在するか否かという観点から、社会的規則と社会的期待の2種類に分けている。法規範に代表される前者は、「社会集団の各成員や成員全体の意識を超えて存在して」おり、集団の成員がその存在を忘れても、規範自体が消滅するわけではない。これに対し、後者は、「成員の意識を実証的な内容とし、社会集団の成員全体が考えている、望ましい行為」を指す。

このような社会的規範は、「『認知されれば』という限定つきで拘束力をもちうる」。つまり、個人が規範自体の存在を知らない場合には、規範は個人に対して拘束力を持たないが、一旦個人が規範を認知すれば、個人に対して規範に従うような拘束力が働くようになる。そして、認知された場合、サンクションが伴うか否かが、社会的規則と社会的期待で異なる。前者には、常にサンクションが伴うとは言えないが、後者には、常にサンクションが伴うと言える。サンクション自体も、個人が認知した時には、規範に従うような拘束力となり得る。例えば、規範に従う行動には、報酬が与えられるという正のサンクションが、逆に規範に従わない行動には、罰を与えられるという負のサンクションが働く。つまり、規範やそれに伴うサンクションの存在が認知された時から、それらは個人に対して、規範に従う拘束力として、圧力を加えてくるのである。

このような視座に立てば、「男は仕事、女は家庭」という、女性の社会参画が公的には推進されつつある現代社会にあっては伏在している観のある性別役割規範は、社会的期待としての側面が大きいと考えられる。

その社会的期待は、男女間でかなり様相を異にしている。Parsons & Bales（1955）は、家族における男女の役割を検討し、男性は「道具的役割」、女性は「表出的役割」を担うとしている。前者は、生活の手段を整える役割、後者は、情緒的に家族の統合と精神的安定を図る役割である。また、柏木（1972）は、青年期の男女を対象とし、男女にそれぞれ

期待される特性を調べた結果、男性役割として、頭の良さ・高い学歴などの項目からなる「知性」因子と、経済力・活動力などの項目からなる「行動力」の因子を抽出し、一方、女性役割としては、従順さ・謙遜さ・優美などの項目からなる「美と従順」の因子が抽出された。伊藤（1986）においても、同様に男性役割期待として、行動力のある・積極的ななどの項目からなる「作動性」因子が、女性役割期待として、思いやりのある・人の気持ちができるなどの項目からなる「共同性」因子が抽出された。しかも、これらの期待は、調査後10年以上経た現在においても、ほとんど変化していないことが土肥（1995）によって検証されている。

特に、職業社会においては、性別役割分業に基づく伝統的規範が根強く、それが男女に対して、異なった社会的期待を作っている（神田，1983）。確かに、女性の社会進出は進み、現代社会では、これまでの性別役割分業に基づく伝統的役割規範だけでなく、それに対立する男女平等的役割規範も確実に広がりつつある。ところが、雇用機会均等法の制定後の今日もなお職業社会において依然優位なのは、「男は仕事、女は家庭」という図式が象徴する前者の伝統的な性別役割規範であり、男性は組織で中心的な役割を担い、女性はその補助的な役割を担うことが期待されているのである。

伝統的な役割規範を自分の価値として内面化した女性には、葛藤は生じない。ところが、後者の男女平等的役割規範を内面化した女性は、社会の役割期待との齟齬を感じ葛藤を生じる。だが、葛藤を解決すべく職業社会の規範に立ち向かうと、「生意気だ」と評価され、瞬時に負のサンクションが遂行される。神田によれば、現代の若い女性は、職業社会の規範には同調できないが、さりとて規範との葛藤を解決するのは、リスクが過大だと判断し、「しかたがない」という現状肯定意識や諦念をもつという。

このような職業社会の規範が男性にも影響を与えるのは言うまでもない。森永（1999）は、男の役割として期待される成功やタフさは、全て「女らしさ」と相対するものであり、そこから逸脱した男性は、「女のような」男となり軽蔑の対象にされると指摘している。つまり、男性についても、職業社会では、伝統的な役割規範に沿って中心的な役割を果たしていれば、高く評価されるが、そうでなければ、瞬時に負のサンクションとして、落伍者の烙印が押されることになるのである。

以上みたように、性別役割には、社会規範という側面が大きく関わっている。それが個人の性別役割意識や行動選択にも影響を与えており、ひいては性別役割の再生産装置として機能していると推測できる。

そこで、本研究では、性別役割を、①社会や個人の中に存在する性別役割規範、②それに伴うサンクション、及び③それらに基づく個人の意識・行動の3つの側面から検討したいと考えている。具体的には、実行動に焦点を当てた上で、単なる性差の検討にとどまらず、ジェンダーという視点から、性別役割規範の認知、それに伴うサンクション、および性別役割規範に対する自己の見解と性別役割行動との関係を検討することにより、性別役割行動の再生産システムの解明を目的とする。その中で、男女の性別役割における、意識と行動との矛盾や個人と社会との矛盾の実相が明らかにされよう。

方 法

(1) 調査時期

1994年10月下旬～11月中旬

(2) 調査対象

4年制国立大学教育学部男子103名、女子276名（平均年齢20.18歳）

(3) 調査方法

質問紙法による。青年用は、大学の講義を利用して配付し、集団で実施した。その場で回答した群と、持ち帰って回答させ、後日回収した群がある。時間は制限しなかったが、所要時間は、15～25分程度であった。

(4) 調査内容

①性別役割規範に対する意識

性別役割規範の例としては、青年期男女にとって能う限り身近な役割を検討した結果、以下の6種類を設定した。

1. 「女は男に料理を作る」
2. 「女は男の身のまわりの細かい気遣いをする」
3. 「女は子どもや病人の世話をする」
4. 「男は女より優秀」
5. 「性交渉で男は女をリードする」
6. 「男は女に食事をおごる」

以下それぞれ、「料理」「気遣い」「世話」「優秀」「リード」「食事代」と略称する。このうち、「料理」「気遣い」「世話」は、女性に対する性別役割規範であり、「優秀」「リード」「食事代」は、男性に対する性別役割規範であると考えられる。6種類の規範について、規範の認知、正と負のサンクションの認知、及び規範に対する自己の見解の測定に関する質問項目を、各々6項目計24項目作成した。調査では、4段階評定を行い、調査対象者は、各尺度に対して、「そう思わない＝1点」から「そう思う＝4点」で評定を行った。

規範の認知

「世の多くの人達は一般に、女（男）が～するものだと考えていると、あなたは思いますか」

正のサンクションの認知

「世の多くの女性（男性）は、～する男性（女性）を好むと思いますか」

負のサンクションの認知

「世の多くの女性（男性）は、～する男性（女性）を好まないと思いますか」

規範に対する自己の見解

「あなたは、女（男）が～するのは当然だと思いますか」

②性別役割規範に沿った行動

先の6種類（料理・気遣い・世話・優秀・リード・食事代）に関する質問項目を作成した。極力実行動にアプローチするために、日常的かつ個人的な場面を想定した質問項目を作成した。調査では、「～しようと思う＝4点」「なるべく～しようと思う＝3点」「あまり～しようとは思わない＝2点」「～しようとは思わない＝1点」という4件法を用いた。

規範に沿った行動

「あなたは、好意を持っている男性（女性）に対して、～しようと思いますか」

結果と考察

1. 青年期男女における性別役割規範に関する意識および行動

青年期男女において、各規範別に、規範の認知、正と負のサンクションの認知（以下、正のサンクション、負のサンクションと略す）、規範に対する自己の見解（以下、自己の見解と略す）、および性別役割規範に沿った行動（以下、性別役割行動と略す）について肯定的な回答をした群を「肯定群」、否定的な回答をした群を「否定群」とした。全体における各群の比率、男女の肯定群の比率、および χ^2 分析結果をTable 1に示した。

まず、青年期男女では、「料理」という性別役割規範が、社会に存在しているということに対して、肯定的なものが多い（ $\chi^2=205.4$, $df=1$, $p<.001$ ）。つまり、「女が男に料理をつくる」という規範が高く認知されていることが示された。また、男女間に有意差が示され（ $\chi^2=4.8$, $df=1$, $p<.05$ ），女子は男子より、規範を認知しているものが、有意に多いことが明らかになった。

規範に伴う正のサンクションについても、規範同様に認知度が高い（ $\chi^2=336.3$, $df=1$, $p<.001$ ）。つまり、青年期男女は、「世の多くの男性は、料理を作ってくれる女性を好む」という正のサンクションが、社会に存在していると考えているのである。「世の多くの男性は、料理を作ってくれない女性を好まない」という、負のサンクションについては、正のサンクションほどではないが、やはりその存在を肯定するものの方が多い（ $\chi^2=45.3$, $df=1$, $p<.001$ ）。

一方、「料理」に対する自己の見解は、規範の認知やサンクションの認知とは対照的で、「女が男に料理を作る」という規範に対して、否定的な見解を持っているものの方が多い（ $\chi^2=14.1$, $df=1$, $p<.001$ ）。また、男女間に有意差が示され（ $\chi^2=4.9$, $df=1$, $p<.05$ ），男子は女子より、肯定的な見解を持つものが多いことがわかった。性別役割行動では、男女で結果に大きな違いが示された。 χ^2 検定の結果、有意差が示され（ $\chi^2=203.8$, $df=1$, $p<.001$ ），女子の実行度は、男子のそれより明らかに高いことがわかった。つまり、好意を持っている異性との具体的な場面では、多くの女子が「料理」（弁当を作る）という行動を選択している。これに対し、男子では、ほとんどのものが「料理」という行動を遂行しようとは思っていない（Fig. 1）。

「気遣い」という性別役割規範においても、規範を認知しているものが多い（ $\chi^2=193.8$, $df=1$, $p<.001$ ）。つまり、青年期の男女は、「女は男の身の周りのことに対し

Table 1: 青年期男女における性別役割規範に関する χ^2 分析

	全体(n=379)		χ^2	肯定群		χ^2
	肯定群	否定群		男子(N=103)	女子(N=276)	
「料理」						
規範の認知	87.0%	13.0%	205.4***	80.6%	89.1%	4.8*
正のサンクション	97.1	2.9	336.3***	98.1	96.7	n.s.
負のサンクション	67.3	32.7	45.3***	65.0	68.1	n.s.
自己の見解	40.4	59.6	14.1***	49.5	37.0	4.9*
性別役割行動	63.6	36.4	28.0***	5.8	85.1	203.8***
「気遣い」						
規範の認知	85.8	14.2	193.8***	78.6	88.4	5.9*
正のサンクション	93.9	6.1	292.6***	96.1	93.1	n.s.
負のサンクション	64.9	35.1	33.7***	63.1	65.6	n.s.
自己の見解	50.0	50.0	n.s.	46.6	51.4	n.s.
性別役割行動	71.8	28.0	71.8***	26.2	88.8	144.9***
「世話」						
規範の認知	73.9	26.1	86.4***	58.3	79.7	17.9***
正のサンクション	94.7	5.3	302.2***	93.2	95.3	n.s.
負のサンクション	75.7	24.3	100.3***	68.0	78.6	4.6*
自己の見解	36.7	63.3	26.9***	33.0	38.0	n.s.
性別役割行動	96.0	4.0	321.4***	97.1	95.7	n.s.
「優秀」						
規範の認知	44.6	55.4	4.4*	35.0	48.2	5.3*
正のサンクション	79.7	20.3	133.6***	70.9	83.0	6.8**
負のサンクション	50.5	49.5	n.s.	43.1	53.3	3.1+
自己の見解	13.2	86.8	205.4***	16.5	12.0	n.s.
性別役割行動	32.4	67.6	46.9***	72.8	17.2	106.0***
「リード」						
規範の認知	84.6	15.4	180.7***	79.6	86.5	2.7+
正のサンクション	77.2	22.8	112.3***	71.6	79.3	n.s.
負のサンクション	50.5	49.5	n.s.	47.1	51.8	n.s.
自己の見解	53.6	46.4	n.s.	54.4	53.3	n.s.
性別役割行動	27.7	72.3	75.4***	85.4	6.2	235.4***
「食事代」						
規範の認知	60.7	39.3	17.3***	66.0	58.7	n.s.
正のサンクション	70.4	29.6	63.4***	61.2	73.9	5.9*
負のサンクション	37.7	62.3	22.8***	39.8	37.0	n.s.
自己の見解	24.1	75.9	101.6***	42.2	17.4	24.5***
性別役割行動	33.9	66.1	39.4***	78.6	17.1	126.8***

* $p < .1$, ** $p < .05$, *** $p < .01$, **** $p < .001$

て、細かい気遣いをする」という規範を高く認知している。また、女子は男子より、「気遣い」という規範を認知しているものが、有意に多いことがわかった ($\chi^2=5.9$, $df=1$, $p<.05$)。

正のサンクションについても、規範の認知と同様に、認知度が高い ($\chi^2=292.6$, $df=1$, $p<.001$)。また、負のサンクションも、その存在を肯定するものが多い ($\chi^2=33.7$,

df=1, $p<.001$)。つまり、青年期男女は、「世の多くの男性は、自分の身の周りのことに対して細かい気遣いをしてくれる女性を好み、そうでない女性を好まない」というサンクションを認知しているものが多いことが明らかになった。

「気遣い」に対しては、男女ともに中立的な見解である。「気遣い」という性別役割の遂行においては、「料理」と同様に、男女で全く異なる結果が示され、女子の遂行度が男子より有意に高かった ($\chi^2=144.9$, df=1, $p<.001$)。すなわち、好意を持っている異性との具体的場面で、多くの女子は「気遣い」(相手のシャツの取れているボタンを付ける)という行動を選択している。これに対し、男子は「気遣い」という行動を選択していない (Fig. 2)。

「世話」についても、先の「料理」「気遣い」と同様に、規範の認知・正のサンクション・負のサンクションの認知度は高い (それぞれ $\chi^2=86.4$, df=1, $p<.001$; $\chi^2=302.2$, df=1, $p<.001$; $\chi^2=100.3$, df=1, $p<.001$)。つまり、青年期の男女では、「女は子どもや病人の世話をする」という規範や、「世の多くの男性は、子どもや病人の世話をする女性を好み、そうでない女性を好まない」というサンクションが、社会に存在していることを肯定するものが多いことがわかった。また、規範や負のサンクションの認知については、女子は男子より、肯定するものが、有意に多いことが示された (それぞれ $\chi^2=17.9$, df=1, $p<.001$; $\chi^2=4.6$, df=1, $p<.05$)。

自己の見解は、規範やサンクションの認知とは対照的で、「世話」という規範に対して、否定的な見解を示すものが有意に多い ($\chi^2=26.9$, df=1, $p<.001$)。また、性別役割行動では、「料理」「気遣い」とは異なり、男女を問わず、具体的な場面での実行度が高い。つまり、「世話」(相手が病気で一人で寝込んだとき、看病する)という行動については、男女ともに実行しようと考えている (Fig. 3)。

「優秀」という性別役割規範の存在については、否定的なものの方が多い ($\chi^2=4.4$, df=1, $p<.05$)。つまり、「男は女より優秀」という規範は、青年期男女に認知されていない。また、男子は女子より、規範の認知度が有意に低いことがわかった ($\chi^2=5.3$, df=1, $p<.001$)。

規範に伴う正のサンクションを認知するものの比率は高く ($\chi^2=133.6$, df=1, $p<.001$)、「世の多くの女性は、自分より優秀な男性を好む」という正のサンクションの存在が、高く認知されている。また、女子は男子より、正のサンクションを高く認知しているものが有意に多いことが明らかになった ($\chi^2=6.8$, df=1, $p<.01$)。負のサンクションについては、男女間に傾向差が示され ($\chi^2=3.1$, df=1, $p<.10$)、女子は男子より、認知するものが多い傾向にある。

「優秀」という規範に対する見解は、否定的なものが多い ($\chi^2=205.4$, df=1, $p<.001$)。性別役割行動では、男女で大きな違いがみられ、男子は女子より、「優秀」という規範の遂行度が有意に高い ($\chi^2=106.0$, df=1, $p<.001$)。つまり、多くの男子は、自分が好意を持っている女性より、自分の方が優秀でありたいと思っており、一方、女子ではそう思っているものは少ないことが明らかになった (Fig. 4)。

「リード」という性別役割規範では、男女ともに規範・正のサンクションの存在に肯定的なものが多い（それぞれ $\chi^2=180.7$, $df=1$, $p<.001$; $\chi^2=112.3$, $df=1$, $p<.001$ ）。つまり、青年期男女では、「男は性交渉において女をリードする」という規範や、「世の多くの女性は、性交渉でリードしてくれる男性を好む」という正のサンクションを認知しているものが多いことが明らかになった。また、規範の認知では、女子は男子より、規範に対して肯定的なものが多い傾向にある（ $\chi^2=2.7$, $df=1$, $p<.10$ ）。一方、負のサンクションについては、認知度は高くない。

自己の見解は、規範に対して中立的である。性別役割行動では、男女で結果に大きな違いがみられ、男子は女子より、「リード」という規範の遂行度が有意に高いことが明らかになった（ $\chi^2=235.4$, $df=1$, $p<.001$ ）。つまり、多くの男子は、恋人との性交渉の時、自分がリードしようと思っているが、それとは対照的に、女子ではリードしようと思っているものは少ない（Fig. 5）。

「食事代」においても、規範および正のサンクションの存在を肯定しているものが多い（それぞれ $\chi^2=17.3$, $df=1$, $p<.001$; $\chi^2=63.4$, $df=1$, $p<.001$ ）。つまり、青年期男女においては、「男が女に食事をおごる」という規範や、「世の多くの女性は、食事をおごってくれる男性を好む」という正のサンクションを認知しているものが多いことが明らかになった。正のサンクションでは、女子は男子より、肯定するものが有意に多い（ $\chi^2=5.9$, $df=1$, $p<.05$ ）。一方、負のサンクションについては、その存在に否定的なものが多い（ $\chi^2=22.8$, $df=1$, $p<.001$ ）。

自己の見解については、規範に対して否定的なものが多く（ $\chi^2=101.6$, $df=1$, $p<.001$ ）、男子は女子より、肯定的な見解を持っているものが、有意に多いことが明らかになった（ $\chi^2=24.5$, $df=1$, $p<.001$ ）。性別役割行動では、「優秀」「リード」と同様に「食事代」についても、男女間で結果に違いがみられ、男子は女子より、遂行度が高いことが明らかになった（ $\chi^2=126.8$, $df=1$, $p<.001$ ）。つまり、男子では、好意を持っている女性との具体的場面で、「食事代」（食事に行ったとき、相手に食事をおごる）という行動を選択している。これに対し、女子では、あまりおごろうとは思っていない（Fig. 6）。

以上の結果から、青年期の男女は、「優秀」以外の全ての性別役割規範については、その存在を認知しているものが多いことが明らかになった。規範にともなう正のサンクションについても、男女とも6種類全ての性別役割規範について、その存在を高く認知している。そして、男性に対する性別役割規範より、女性に対する役割規範の方が、正のサンクションの存在が高く認知されている。同様に負のサンクションも、正のサンクションほど認知度は高くないが、女性に属する性別役割規範に対しては、男性に属する性別役割規範に対するより、認知度が高い。また、女子は、女性に対する性別役割規範に関しては、特にその存在を認知しているものが多い。

青年期の男女が高く認知している規範－「料理」「気遣い」「世話」「リード」「食事代」－については、それらが未だに社会に根強く社会的期待として存在しており、彼らに対してその規範およびそれに伴うサンクションの拘束力が働いているということになる。

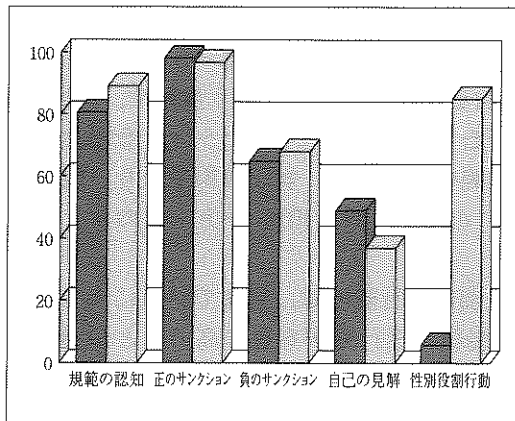


Fig. 1 「料理」に関する意識および行動

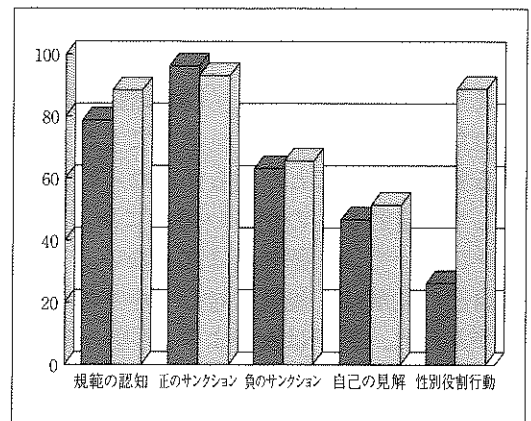


Fig. 2 「気遣い」に関する意識および行動

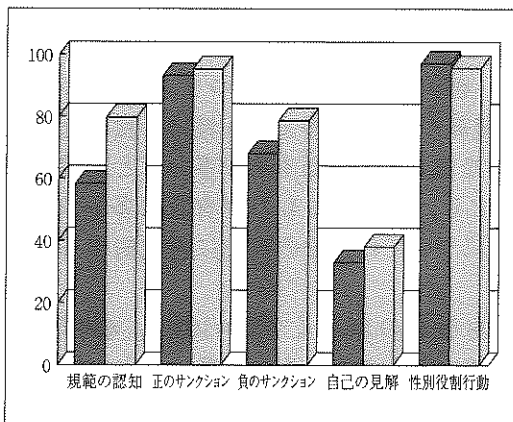


Fig. 3 「世話」に関する意識および行動

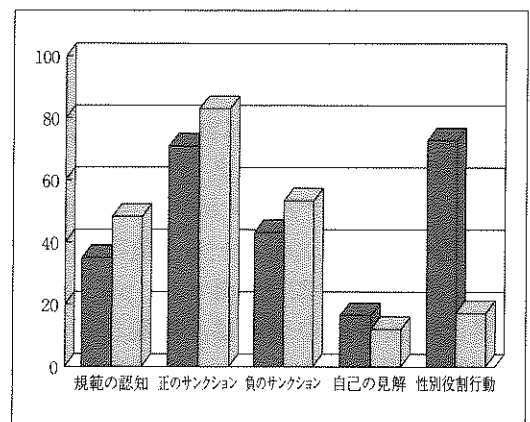


Fig. 4 「優秀」に関する意識および行動

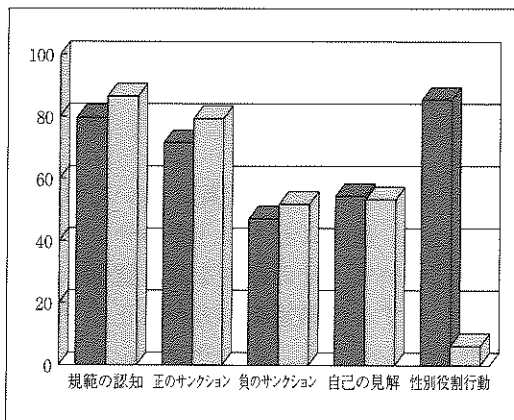


Fig. 5 「リード」に関する意識および行動

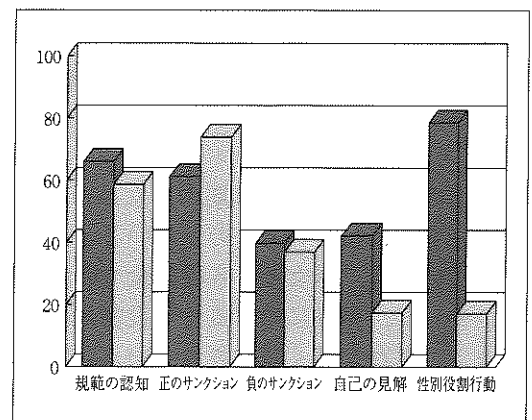


Fig. 6 「食事代」に関する意識および行動

■ 男子
□ 女子

特に、女性に対する性別役割規範については、社会の中に、規範やサンクションが根強く存在しており、青年期女子は、規範の存在を男子以上に、強く認知していることが明らかになった。このことは、少なくとも「料理」「気遣い」「世話」というような女性に対する規範については、社会的期待が未だに強く、その拘束力が女性に対して強く働いていることを意味している。

秋山（1999）によると、1973年から1998年までの25年間で、「家庭と仕事の両立」という女性の意識は2倍に増えているということである。今や、女性の意識は「女は家庭」から「女は仕事も家庭も」に変化していると言える。そして、女性の社会進出は一般的な現象として捉えられており、表面上は男女平等が実現されつつあるように思える。

ところが、現実の家事分担の状況はどうかというと、男性においては、旧態然として「男は仕事」であり、家庭内の仕事を平等に分担しているものは、数少ないのが現状である。ちなみに、有職女性の平日の家事時間は、平均3時間18分であるのに対し、有職男性の場合、平日は24分であるという（秋山、1999）。男女間の役割の相互乗り入れと言われてきたが、必ずしも双方向的とは評価できないのである。

このような現実の状況が、青年期男女の規範の認知度やサンクションの認知度に反映したとも考えられる。そして、この事情に大きな変化がない限り、性別役割規範は今後も存続し、規範として認知される限りにおいては、その拘束力を発揮し、再生産され続ける可能性が大きいと考えられる。

一方、性別役割規範に対する自己の見解は、規範の認知とは対照的で、男女とも6種類全ての性別役割規範に対して、中立的あるいは否定的である。にもかかわらず、行動面においては、女子は「料理」「気遣い」という女性に期待された性別役割規範にそった行動を遂行し、男子は「優秀」「リード」「食事代」という男性に対する性別役割規範にそった行動を遂行しようとしている。つまり、行動面においては、明確に自分の性に与えられた役割とそうでないものを分けていることがわかる。これは、sexによってgenderが明確に振り分けられていることを示している。

ここでは、東・鈴木（1991）が、今日の日本人の性別役割態度における特徴として指摘した「擬似平等主義的態度」（表面上やや平等主義的だが基本的には伝統主義的）が観察できる。すなわち、自己の見解においては、男女とも全ての規範において、否定的な傾向であるが、その一方で、実際には自分自身の性に属する性別役割規範にそった行動を遂行しようとする人の比率が男女を問わず大きいというように、意識と行動との乖離現象がみられる。

ところで、今回の調査において、女性に属する性別役割の中で、「世話」については、男女間で行動に有意差が見られなかった。これは、設定された場面が「看護」という色彩が強くなったためであろう。つまり、少なくとも「世話」に関しては、二元対立の一項としての女性性（femininity）より、それを超越した人間性（humanity）の問題として捉えられたと思われる。

2. 青年期男女における性別役割行動の再生産

性別役割行動の遂行に、どのような要因が関連しているのかを検討するために、肯定的

Table 2: 青年期女子における性別役割行動実行の有無による
平均値の比較

	実行群	非実行群	t 値
料理	N=235	N=41	
規範の認知	3.29(0.69)	3.00(0.95)	2.35*
正のサンクション	3.53(0.62)	3.39(0.67)	n.s.
負のサンクション	2.78(0.77)	2.90(0.74)	n.s.
自己の見解	2.23(0.94)	1.63(0.83)	3.80***
気遣い	N=245	N=31	
規範の認知	3.17(0.67)	3.06(0.81)	n.s.
正のサンクション	3.32(0.65)	3.32(0.48)	n.s.
負のサンクション	2.73(0.78)	2.71(0.69)	n.s.
自己の見解	2.47(0.89)	2.06(0.93)	2.40*
世話	N=263	N=12	
規範の認知	3.00(0.74)	2.58(1.00)	n.s.
正のサンクション	3.25(0.58)	3.08(0.52)	n.s.
負のサンクション	2.92(0.71)	2.83(0.72)	n.s.
自己の見解	2.20(0.85)	1.75(0.87)	1.80 ⁺

() 内は標準偏差 ⁺p<.1, *p<.05, **p<.01, ***p<.001Table 3: 青年期男子における性別役割行動実行の有無による
平均値の比較

	実行群	非実行群	t 値
優秀	N=74	N=28	
規範の認知	2.16(0.89)	1.82(0.91)	1.72 ⁺
正のサンクション	2.92(0.79)	2.54(1.04)	1.77 ⁺
負のサンクション	2.43(0.88)	2.14(0.80)	n.s.
自己の見解	1.80(0.78)	1.54(0.74)	n.s.
リード	N=87	N=15	
規範の認知	3.20(0.78)	2.13(0.83)	4.85***
正のサンクション	2.86(0.73)	2.40(0.91)	2.17*
負のサンクション	2.52(0.82)	2.07(0.80)	1.97*
自己の見解	2.63(1.01)	1.73(0.80)	3.26**
食事代	N=80	N=22	
規範の認知	2.90(0.85)	2.09(1.02)	3.78***
正のサンクション	2.70(0.86)	2.82(0.66)	n.s.
負のサンクション	2.35(0.93)	2.14(0.83)	n.s.
自己の見解	2.46(1.03)	1.55(0.80)	4.45***

() 内は標準偏差 ⁺p<.10, *p<.05, **p<.01, ***p<.001

な回答をした群を「実行群」、否定的回答をした群を「非実行群」とし、6種類全てにおける、規範の認知、正負のサンクション、自己の見解について、2群間でt検定を行った。その際、女子に対する性別役割規範については、女子を対象として分析し (Table 2)、男子に対する性別役割規範については、男子を対象として分析した (Table 3)。

「料理」では、規範の認知において、実行群と非実行群との間に有意な差が示された ($t(274)=2.35, p<.05$)。すなわち、実行群は非実行群より、「女は男に料理をつくる」という規範を強く認知していることが明らかになった。また、自己の見解においても、2群間に有意差が示された ($t(274)=3.80, p<.001$)。両群とも、「料理」という規範に対して否定的であるが、好意を持っている異性との具体的な場面で、弁当をつくっていただくとは思わない女子の方が、つくろうと思う女子より否定的な見解を持っている。

「気遣い」では、2群間で有意差がみられたのは、自己の見解 ($t(274)=2.40, p<.05$) のみである。好意を持っている異性のシャツのボタンが取れていることに気づいても、付けてあげようとは思わない女子 (非実行群) は、付けようと思う女子 (実行群) より、「女は男の身のまわりのことに対して、細かい気遣いをする」という性別役割規範に対して、より否定的見解を持つことが示された。

「世話」では、自己の見解において、2群間に傾向差がみられるのみであった ($t(273)=1.80, p<.10$)。好意を持っている異性が、病気で一人で寝込んだとき、看病しようとは思わない女子 (非実行群) は、看病しようと思う女子 (実行群) より、「女は子どもや病人の世話をする」という規範に対して、より否定的な見解を持つ傾向にあることがわかった。

「優秀」では、2群間のt検定の結果、規範の認知 ($t(100)=1.72, p<.10$) と正のサンクション ($t(100)=1.77, p<.10$) において傾向差が示された。両群ともに「男は女より優秀である」という規範に対しては否定的であるが、非実行群は実行群より、更に否定的な傾向にある。また、好意を持っている女性より、自分の方が優秀でありたいと考える男子 (実行群) は、そうでない男子 (非実行群) より、「世の多くの女性は、自分より優秀な男性を好む」という正のサンクションを強く認知する傾向にあることが示された。

「リード」では、2群間のt検定の結果、規範の認知において有意差が示された ($t(100)=4.85, p<.001$)。恋人との性交渉場面で、自分がリードしようと思う男子 (実行群) は、そうでない男子 (非実行群) より、「男は性交渉において女をリードする」という規範を強く認知している。また、正のサンクションにおいても、2群間に有意な差が示され ($t(100)=2.17, p<.05$)、実行群は非実行群より、「世の多くの女性は、性交渉でリードしてくれる男性を好む」という正のサンクションの認知度が高い。負のサンクションについては、2群とも認知度は高くないが、2群間に有意差がみられた ($t(100)=1.97, p<.05$)。非実行群は実行群より、「世の多くの女性は、自分より優秀でない男性を好まない」という負のサンクションに対して否定的である。更に、自己の見解においても、2群間に有意差が示された ($t(100)=3.26, p<.01$)。実行群は非実行群より、「リード」という規範に対して、肯定的な見解を持っていることが明らかになった。

「食事代」においては、2群間のt検定の結果、規範の認知で有意差がみられた (t

(100)=3.78, $p<.001$)。好意を持っている女性と食事に行くとき、相手におごろうと思う実行群は、そうでない非実行群より、「男が女に食事をおごる」という規範を強く認知していることがわかった。また、自己の見解についても、2群間に有意差が示された ($t(100)=4.45$, $p<.001$)。「食事代」という規範に対して、おごろうとは思わない男子は(非実行群)、そうでない男子(実行群)より、否定的な見解を持っていることが明らかになった。

女子の場合、規範やサンクションは、性別役割行動の実行如何によらず、高く認知されている。よって、規範の拘束力は、両者に働いていると推察できる。規範に対する見解に関しては、実行群と非実行群との間には差があり、実行群では非実行群ほど規範に対して否定的ではない。実行群についても、規範に対して肯定的とはいえないが、性別役割行動は、規範やサンクションに従う形となっている。よって、実行群では、自己の見解と矛盾した行動をとっていることになり、齟齬が生じることとなる。

平等役割志向に関して、福本(1994)は、学校卒業後の未婚の社会人女性は学生や既婚者と比較して低いことを指摘している。伝統的性役割が根強い現実の社会で生きていかざるを得ない彼女たちは、周囲との軋轢を生じないよう自らの平等的主張を控えめにすることで、社会に同調しようとするため、そのような現象が生じると福本は述べている。同時に、彼女らの葛藤も、他のものより多い。表面上は同調しつつも、平等的性役割を否定しているわけではないという矛盾を抱えている。矛盾を明確に矛盾と意識しながらも、その一方では規範の拘束力に敢えて抗い、軋轢の多い生き方を選択することまではしない。結果的には伝統的な社会規範に従って行動するため、女性自身が、女性の性役割規範を再生産しつづける。そして、その行動が、社会の中に、更に規範を存続させる要因となっているわけである。しかも、今回の調査では、実行群の数は、非実行群の約6倍であるから、矛盾を抱えながらも、規範を再生産する者の方が多数派ということになる。このような結果が一般社会にも妥当するなら、規範が存続し続ける可能性は更に大きいと言える。

非実行群の女子は、規範に対する自己の見解が実行群より否定的であり、行動は規範でなく自己の見解に沿ったものとなっている。したがって、非実行群では、自己の見解と行動は矛盾していない。しかし、規範やサンクションが、実行群と同様に高く認知されていることから、規範の拘束力による圧力がかかり、規範に即した行動を遂行しないことに対して、かなり抵抗を感じる可能性がある。

男子では、規範によって結果に違いが見られる。「リード」「食事代」では、実行群と非実行との間には、規範の認知にも、自己の見解にも差があることがわかる。実行群は、規範を高く認知しており、自己の見解も非実行群ほど否定的ではない。特に「リード」では、実行群は規範の認知度が高く、自己の見解も否定的ではないので、規範が内面化されており、女子に見られるような葛藤や矛盾は生じていない可能性が大きい。「食事代」については、実行群の男子は、規範やサンクションは強く認知しているが、自己の見解は肯定的とはいえない。ここから、女子と同様に、矛盾を感じながらも、規範の拘束力に従う形となっていると推測することが可能であろう。「優秀」については、規範も認知されておらず、自己の見解も否定的であるのに、実行群が多数派となっている。ただ、正のサ

ンクシヨンの認知度が高いので、それが遂行度を高める一因となっているのかもしれない。

一方、男子の非実行群は、規範を認知しておらず、自己の見解も規範に否定的であるため、拘束力を感じることなく、自己の見解にそった行動を遂行していることになる。男子においても女子と同様に、今回の調査では、実行群が多数派である。これが、一般社会においても当てはまるなら、規範は再生産され、存続し続ける可能性が大きい。

同じ規範でも、内面化が達成された上で行動が遂行される規範は、変化しにくいと考えられる。特に、「リード」という役割規範において、その可能性は大きい。「リード」では、男女ともに、自己の見解において肯定群が半数を超えている。それは通常男女間の規範であるとさえいえる。その意味では、男子においてリードする役割が内面化されているとともに、女子にもその相補的な役割が内面化されている可能性がある。

この性別役割規範は種々の役割規範の中でも最も根元的な役割であるとも考えられているが、このことが、性の二重基準を生み出している可能性がある。つまり、この関係が「支配する男性」・「従う女性」という構図を生んでいるのである。最近、問題になっているDV (domestic violence) やセクシュアルハラスメントも、淵源を探ればここに辿り着くのかも知れない。

規範の拘束力は、性別役割を温存し、さらには再生産するシステムとして機能していることが明らかとなった。個々人が、何故自分が性別役割行動を遂行しようとするかに思いを馳せれば、社会と個人との妥協点も座標軸の中で自ずと異なる場所に落ち着く可能性はある。そのためには、性別役割規範について考える機会を提供する必要がある。とりわけ、巣立っていく人間がそのシステムの渦中に直に飛び込んでいく最終通過点である高等教育機関にあっては、意図的にその機会を設け、啓発を心がけることが肝要であろう。

付 記

本稿は、平成11年度文部省科学研究費助成金（奨励研究A）の研究成果の一部である。調査票の作成にあたっては大阪教育大学の申田秀也先生に懇切なご助言を賜った。ここに深甚の謝意を表する次第である。

参考文献

- 秋山登代子 1999 変わる男女役割 井上輝子・江原由美子（編）女性のデータブック 有斐閣 pp.38-41.
 東清和・鈴木淳子 1991 性役割態度研究の展望 心理学研究, 62, 270-276.
 Breckler, S.J. 1984 Empirical validation of affect, behavior, and cognition as distinct components of attitudes. *Journal of Personality & Social Psychology*, 47, 1191-1205.
 土肥伊都子 1995 ジェンダーに関する役割評価・自己概念とジェンダー・スキーマ 社会心理学研究, 11, 84-93.
 福本育子 1993 平等主義的性役割志向を低下させる未婚女性 日本社会心理学会第34回大会発表論文集 170-171.
 橋本和幸 1989 社会的役割と社会の理論 恒星社厚生閣
 飯野晴美 1984 「性役割」という概念の多面性について 心理学評論, 27, 158-171.
 伊藤裕子 1978 性役割の評価に関する研究 教育心理学研究, 26, 1-11.
 伊藤裕子 1983 性役割特性語の研究 PL 学園女子短期大学紀要, 10, 32-45.

- 伊藤裕子 1984 心理学における性差研究の動向とその社会的背景 女性学年報, 5, 23-35.
- 伊藤裕子 1985 性役割期待にみる男性性・女性性の内容とその構造 日本教育心理学会第27回総会発表論文集, 486-487.
- 伊藤裕子 1986 性役割特性語の意味構造 教育心理学研究, 34, 75-81.
- Illich, Ivan 1981 *Shadow Work*, Marion Boyars Publishers (Ivan Illich, 玉野井芳郎・栗原彬(訳) 1990 シャドウ・ワーク 岩波書店)
- Brooks-Gunn, Jeanne and Wedny Schempp Matthews 1979 *How Children Develop Their Sex-Role Identity*. Prentice-Hall, Inc. (Jeanne Brooks-Gunn and Wedny Schempp Matthews. 遠藤由美(訳) 1982 性別役割 家政教育社)
- 神田道子 1983 女たちのゆくえ 勁草書房
- 柏木恵子 1967 青年期における性役割の認知 教育心理学研究, 15, 1-10.
- 柏木恵子 1972 青年期における性役割の認知(Ⅱ) 教育心理学研究, 20, 48-59.
- 柏木恵子 1974 青年期における性役割の認知(Ⅲ) 教育心理学研究, 22, 205-215.
- 小林久高 1991 社会規範の意味について 社会学評論, 42, 32-46.
- 森永康子 1999 ジェンダー・ステレオタイプにあやつられて 青野篤子ほか著 ジェンダーの心理学 ミネルヴァ書房 pp.115-116.
- Parsons, T. 1951 *The Social System*, The Free Press, New York. (Parsons, T., 佐藤勉(訳) 1977 社会体系論 青木書店)
- Parsons, T., & Bales, R.F. 1955 Family socialization and interaction. *American Sociological Review*, 39, 567-578.
- Parsons, T., & Bales, R.F. 1956 *Family: Socialization and interaction process*. London, Routledge and Kegan Paul. (Parsons, T. & Bales, R.F., 橋爪貞雄ほか(訳) 1981 家族 黎明書房)
- 渡辺秀樹 1981 個人・役割・社会 思想, 686, 98-121.

Gender role norms as the reproductive system of gender role behaviors

Junko AKAZAWA

Summary

Egalitarianism has become predominant in present Japan from the legal viewpoint as well as from the psychological viewpoint, although Japanese adolescents still seem to maintain traditional gender-role ; namely this means that what can be called as Pseudo-egalitarianism is prevailing. This study aims to give explanation to this fact, clarifying how they perceive gender role norms and accept gender role behavior.

Two representative groups of male and female undergraduates completed questionnaire comprising of six gender role norms (Cooking, Consideration, Care, Superiority, Activity, Payment). Each norm was analyzed from the four points of view : perception of social gender role norms, perception of positive/negative sanction caused by gender role norms, personal view about social gender role norms, and actual personal attitudes (behavior).

The results of this analysis suggests that : 1) most students perceive existence of five gender role norms except for "Superiority" in society. 2) participants have negative view about gender role norms while in fact they accept gender role behaviors. 3) females perceive stronger about gender role norms assigned to females' than males. 4) those who do not accept gender role behaviors have more negative view about gender role norms than those who accept.

Key Words : gender role norm, sanction, gender role behavior, pseudo-egalitarianism

愛媛県内の小学校における御真影の奉護

野 口 学

はじめに

戦前、国家（天皇）－国民の関係を無媒介に報恩関係と意識し、それに疑式を挟まない国民、そうした精神を備えた国民を「臣民」と呼称した。この臣民になるための教育は、初等教育の段階から施され、その教育の淵源は、御真影、教育勅語にあった。

御真影、教育勅語が児童・教師の前に立ち現れるのは、儀式や行事の時であり、そうした場で敬待を極めた扱いを受けることにより、不可侵の絶対的存在であるという観念をこれらの脳裏に植えつけていた。それに並行して、なかでも御真影の奉護に、日常から学校側が異常なまでの配慮をしなければならなかったということも、これら象徴物の權威をいやが上にも高めるのに効驗があった。

本稿の主題は、後者の御真影の奉護である。御真影の奉守に教育現場がいかに緊張し、神経を摩耗させ、翻弄されていたのか、奉護規程の内容、非常時における奉護の実際、また奉安殿建設に至るまでの経緯、これらを検討することで明らかにする。なお、あげる事例は、愛媛県内のものである。

1 御真影の奉護規程

明治天皇・皇后の御真影が教育現場に下賜されたのは、早いところで、明治15年頃とされている⁽¹⁾。愛媛県にあっては、明治23年度内に、まず手始めに、中学校、師範学校、高等小学校、そして松山市内の尋常小学校に配布され、その後、同27年度までに残りの学校も御真影を安置したという⁽²⁾。明治27年あたりに、御真影拝戴のピークを迎えたことから、その奉守に疎漏のなきよう、早急に管理と奉護の手続きを定め、それを教育現場に周知徹底させていく必要がでてきた。

一方、教育勅語謄本の下賜については、御真影の場合より早く、明治23年12月から翌24年1月中に大部分の学校が完了していた⁽³⁾。その保管方についても、すでに明治24年2月17日の愛媛県からの布達「教育ニ関スル勅語並ニ文部大臣訓示等保存方」⁽⁴⁾で示されている。この教育勅語謄本と御真影をワンセットにして、その奉護・管理のための規程を新規に作成し、教育現場に下達することになった。

まず、明治28年2月9日に『御影並勅語謄本取扱規程』⁽⁵⁾（以下、『明治28年規程』と略記）が発せられるが、これは同38年5月30日に廃止になり、あらたに『御影並ニ教育ニ関スル勅語謄本奉守規程』⁽⁶⁾（以下、『明治38年規程』と略記）が設けられている。この規程も、昭和3年10月17日には廃され、『御写真並教育ニ関スル勅語謄本奉護規程』⁽⁷⁾（以下、『昭和3年規程』と略記）に取って替わっている。たびたび更新される奉護規程であるが、その推移に従って、主な奉護条項の変遷を見ていくことにしよう。

『明治28年規程』から。御真影についての初めての奉護規程ということで、その内容は、奉護の基本とでもいえるべきもので構成されている。

具体的に述べる。御真影の奉置場所は「校内清浄ナル場所」で、そこに「一区劃ヲ為シ必ス鎖鑰ヲ設」ける（2条）、つまり、錠前と鍵で管理された清潔な空間が奉置場所でないといけないこと、また、その鍵は「二個ノ合鍵ヲ造リ其一ハ市町村長町村学校組合長他ハ学校長又ハ首席教員」が管守すべき（3条）としている。奉守の責任は学校長にとどまらず、市町村長にまで連帯して及んでいるというのである。

さらに、奉守責任者には、「非常変災ノ場合ヲ除ク外ハ」奉置場の開閉に際し必ず立ち会い（5条）、「時々奉置場ヲ点検シ御影並勅語謄本ノ汚損ナキ様注意」すること（6条）が義務づけられていた。御真影の奉掲場の装置については、その9条で

- 一、尊厳ト敬意ヲ失ハサルヲ主トシテ虚飾ニ涉ルカ如キ華美ノ装置ヲナスヘカラス
- 一、御影ヲ奉安スルニハ高サ四尺五寸以上ノ白木ノ台ヲ用ユヘシ
- 一、奉掲所ニ幕ヲ用ヰルトキハ其色ハ白紫ノ二種ニ限ルヘシ
- 一、御影ノ奉安奉納又ハ奉掲所ノ装置ハ学校長又ハ首席教員親ヲ之ヲ為スヘシ

と、詳密な注文があり、御真影本体は「額面トシ堅固ナル白木ノ櫃ニ納」め、「額面ニ硝子板ヲ用ヰサル」御真影については、「更ニ白木ノ外箱ヲ設」けなければならないとしている（1条）。

御真影の移動については、汚損の危険があり、それでは不敬になりかねないと、きわめて慎重で「校内儀式場ノ外ニ奉掲スルコトヲ許サス」（8条）と厳命調の条項を設けている。ただし、天災等により学校内での奉置・奉安が甚だ困難とされた場合は、「監督官庁ノ許可ヲ受ケケ年以内特ニ市役所又ハ町村役場内ニ奉置スルコト」ができるものとされている（10条）。奉置体制が規程を満たした状態で維持されているか否か、その判断については、学校まかせではなく、「監督官庁ノ検認ヲ経テ」判断すると記し（14条）、第三者機関による奉護状況の視察を匂わせていた。

『明治38年規程』になると、その4条で、「御影ヲ奉守セル学校ニ於テハ必宿直ヲ設クヘシ」という唐突な奉護負担が登場してくる。御真影奉護のためにわざわざ宿直制を発足させよというのであるが、これには、この時期、ほとんどの学校が御真影を拝戴し、それだけに、夜間災害に見舞われてもおかしくない学校も含まれていたという事情が背景にあったものと思われる。この宿直の制そのものは、なぜか戦後になっても廃止されず、その後、長年にわたって続けられていた。

『昭和3年規程』では、非常変災時には、従来どおり御真影の奉遷は可能であるが、すでに奉遷し終えた場合には、「直ニ知事ニ報告」し、その他の事故で奉遷しようとする場合は、「事情ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ」という規定（8条）が盛り込まれ、奉護関係のなかに、県行政の最高責任者である知事が位置づけられた点、特徴があった。

規程の更新にともなう、学校長以下職員は、昼夜を問わず御真影の奉護・奉安に挺身しなければならなくなり、次第に奉護の責任と負担の肥大化が進んでいったということであるが、教育現場では、これら県布達の規程に準則しつつ、校内の奉護規程の作成に着手していくことになる。

ここで、北吉井尋常高等小学校（温泉郡）で作成された『御写真並教育ニ関スル勅語謄本奉護規定』⁽⁸⁾を次に全文記してみよう。これは昭和13年6月に規定されたものである。

御写真並教育ニ関スル勅語謄本奉護規定

- 第一条 天皇陛下
皇后陛下ノ御写真並教育ニ関スル勅語ノ謄本ハ鄭重ニ奉安殿ニ奉置ス
- 第二条 学校職員ハ御下賜ノ旨趣ヲ体シ平素ト非常トノ場合ヲ問ワズ特ニ深甚ノ注意ヲ以テ奉安奉護スルモノトス
- 第三条 学校長ハ毎日奉安殿及鎖鑰異状ノ有無ヲ検シ其ノ状況ヲ日誌ニ記入スルモノトス
- 第四条 学校長ハ長期休業ノ前後ニ謹厳ナル態度ヲ持シ不敬ニ亘ラザル様充注意ノ上点検シテ奉守上過誤ナキヲ期スルト共ニ四月五日、七月末日、九月五日ニハ左ノ事項ニ付奉護状況ヲ知事ニ報告スルモノトス
御真影奉護状況報告
- | | 御真影異状ノ有無 | 拝検年月日 | 奉安所ノ状況
異状ナシ（独立鉄筋コンクリート
造内部観音開戸棚） |
|-----|---|-------|--|
| 第五条 | 御写真ハ学校内儀式場ノ外ニ奉掲スルコトヲ得ズ | | |
| 第六条 | 御写真奉掲ノ場合ハ正中ヲ以テ 天皇陛下ノ御座トシ向テ左ヲ皇后陛下ノ御位トス | | |
| 第七条 | 学校宿直員ハ就寝前及起床後奉安殿及鎖鑰異状ノ有無ヲ検シ異状アル場合ハ直ニ学校長ニ報告スルモノトス | | |
| 第八条 | 学校宿直員ハ非常変災ノ場合ハ直ニ学校長ニ通報スルト共ニ奉遷ノ任務ニ就クモノトス
奉遷所ハ第一本村役場会議室第二三島神社神職宅トス | | |
| 第九条 | 奉遷後ハ適当ノ者ヲ以テ警衛セシメ万遺憾ナキヲ期スルモノトス | | |
| 第十条 | 学校長ハ非常変災ノタメ奉遷シタル時ハ直ニ知事ニ報告シ他ノ事故ニ依リテ奉遷セントスル時ハ事情ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クルモノトス | | |

微に入り細をうがつ奉護規定を設け、水も漏らさぬ盤石の奉護体制が、教育現場では敷かれていたことがよくわかる。監督行政官による御真影奉護状況の視察も、県の奉護規程にその実施が明記されていたように、しばしばあったようである。当校の場合、昭和17年3月24日、県属の文部省理事官が来校し、午後2時30分から、奉護状況の「拝検」を行っている⁽⁹⁾。

2 被災時における御真影の奉護

火災・水害といった非常事態に陥った場合、学校職員は奉護規程のとおり学校長を中心に、御真影奉遷という緊張の連続であろう搬出作業を、身を挺して行わなければならなか

った。特に学校長は、学校内における奉護の最高責任者であり、御真影の奉遷・奉護のためには死をも辞さないという気概が当然のように求められていた。事実、そのために殉職に至った学校長もいた。

御真影の奉護に関わって殉職した学校関係者は、明治期からみられるが、その最初は、作家久米正雄の実父、久米由太郎校長とされている。かれの勤務校が火災に見舞われ、御真影が焼失してしまい、その責任をとって先祖伝来の短刀で自刃したというものである⁽¹⁰⁾。その後、大正に入ると、関東大震災により多くの学校で、御真影の奉遷を余儀なくされたが、その途次で非業に倒れた教員が8名に達したと言われている⁽¹¹⁾。昭和期になっても、殉職者は跡を絶たず、その数は、「明治以来、敗戦に至るまで二十数名いる」⁽¹²⁾という。

愛媛県では、御真影に殉じた教員はみあたらないが、校舎が水害や火災に遭遇することはしばしばで、教育現場ではそうした事態をあらかじめ想定し、日常から細心の配慮がなされていた。宇和町尋常高等小学校（東宇和郡）の卒業生（大正10年卒業）の回顧に次のようなものがある⁽¹³⁾。

…… 冬が近づいたが、今度は放火魔騒ぎである。県下全般に亘って之に備えて厳重な警戒をしていた。学校は宿直を二名にして交替で不寝番をする、消防団からも応援が来ている、その時代のことから、御真影の奉護ということが第一の任務であった。その時はまだ鉄筋コンクリートの奉安殿はできていない、教室代用の宿直室に木製の神殿造りの奉安庫の中にしまっている。

いざという場合、鍵で錠前をあけるのは手がふるえたりして出来んかも知れんというので叩き破って取り出すために鷹口を作った。出来上った鷹口は宿直員の護身用として夜間警戒に専ら使用された。

御真影を搬出する者の心理状態まで勘案するなど、とにかく御真影を奉守することに神経質なまでの注意が払われていたということである。

実際に、被災の恐れに直面した学校はどうかと言えば、例えば、昭和18年7月20日、温泉郡の三内村一帯が大雨に襲われたが、その際、村内の西谷国民学校では、下記のような状況で、奉遷の作業が進められたと、当時の関係者が追懐している⁽¹⁴⁾。

昭和十八年七月二十日夜、大雨のため、久尾のひょうたん池が切れそうだという事で心配された。この池が切れると、土砂がぐずれ落ちて来るといので、当時としては校舎のおしつぶされることより、まず第一の心配は、奉安殿が土にうずもれては大変なことであった。中に入れてある御真影・教育勅語を一時的ではあったが、戒能猛氏宅へ移した。この時は、役場に連絡し、駐在巡査に来てもらって、校長奉護・青年学校生徒護衛ということで、慎重に奉遷した。そして翌日九時に水害も一応安定したので元の学校奉安殿へお遷し申し上げた。

このような水災による御真影の奉遷は、頻繁にあったと考えられる。戦前、河川の治水は現在と比べ、はるかに劣っており、松山平野を流れる重信川などは、その流域に明治23年

から昭和24年までの60年間に、実に67回もの水害をもたらしている⁽¹⁵⁾。当然、罹災する学校も多く、猛雨のたびに、御真影の奉遷に神経を尖らせていたということになる。重信川上流に隣接する温泉郡北吉井村、ここを在所とする山之内尋常小学校など、毎年のように「暴雨ノタメ出水校地東方ノ堤防流失校庭浸水校舍浸水ノ憂アリシヲ以テ万一ヲ慮リ職員全部御影奉安所守護ニ務メタリ」⁽¹⁶⁾とあるように、御真影の水害からの堅守が年中行事と化していたのである。

水害は、まだいい。教育現場にとって、戦慄の奉遷は、火災を前にした場合である。水難と違って時間的余裕がなく、その作業は烈火に追われる凄まじい状況のなかで、まさに生命を賭して行なわれるというのが常であった。昭和7年11月29日、味酒尋常小学校（松山市）で午後8時ごろ、活動写真の映写中フィルムに引火し、講堂と校舍を全焼させるといことがあったが、その時、そうした事態におちいった。御真影の搬出に直接かかわった教員が、その2年後に生々しい往時を、次のように回顧している⁽¹⁷⁾。

校長室には校長と久保君とが御真影奉安庫の前に立つて懸命に扉を破らうとしてゐる。中川君も八塚君もゐた。椅子を振り上げた久保君は力まかせに扉を叩いたが破れないで椅子がめちや〜になつた。私は何か？と突嗟に校長室の担当箱(ママ)の所を捜すと天の祐けか講堂暗室用の鉄製のハンドルが目にかゝつたので、それを握るや否や畏れ多い事だつたが扉の板を一撃して打ち破り諸君と共にトビラを開けたのであつた。何百貫と称せらるゝ奉安の大金庫は一同が満身の力を籠めて引張り下そうとしたけれどもピクともしない。校長は金庫の横から中へ入りこんで背後から押された。「一、二、三」の掛声と共に引き寄せる、動いた。「ウーン」と満身の念力。ドスーン、パッと飛びのく。八塚君はこの時足を怪我をした。床板が二三寸（？）めりこんでいる。

「上い上げ。」「窓から出そう。」

真赤な火焰は校長室のガラス窓に反映して火の迫れるを告げ、瞬時の落着を許さない。危機は迫つてゐる。冷静ならんと欲するも中々だ。普通だつたらこんな間の抜けた事は考へられぬのだが……………私は間髪を入れず窓を開けた。床上から窓まで約一米ある。上から降すのでさへ漸の事だつたのに五人の力で持ち上げられるものではない。でも、その時は必死だつた。「ウーン」と満身の力を出して持ち上げやうとするがピクともしない。

「転がして出せッ」と気がついた者があつた。その時校長室のドアをたゝき破つて二人の勇敢な助力者が入つて来た。一人は警官だつた。一同の協力で大金庫を校長室から土間に運ぶことが出来た。実に必死の力だつた。金庫がコンクリートの土間に落ちた時押すとする〜と滑つた。車のある方の面が土間に着いたのだつた。廊下の上は火が既に廻つてゐた。かくして奉安庫は安全地帯に奉遷することが出来たのである。校長は厳然として一時畑中の奉安庫を奉護してゐられたが後で聞けばその夜師範学校へ奉遷せられたとの事であつた。

臨場感あふれる御真影奉安庫の搬出の経緯であるが、その間の学校長と職員の粉骨には言葉に余るものがあつた。この時の状況は、他の者によっても語られているが、「校長ッ、御影を守つて焼け死ぬのだぞ」「覚悟はしてゐる、悲しむな」といった会話も交わされた

サ紙が焼けついて離れない。その時、私の身体が揺れたと見える。後から得能課長が「どうした重見、しっかりしないか。」と励まされ「いや、大丈夫です。」私の胸ははりさけそうであった。

爾後寝ても醒めても心中御真影の件が去来して離れず、日に日に痩せ細る一方であり、毎日微熱があった。登下校の途次など生徒の母達の中には私とわかると、見るに忍びず横町を路をかわした由であった。やがて市議会で復興が議決せられ、学校には復興後援会が設立され、笠置信医師が会長に就任生徒たちは六箇所に分散授業、看護婦学校を本部とするなど、一応の態勢が整うに至ったが、私の心中は御真影の件で一杯であった。勿論市及び県当局で本省へは委細に報告済みであり、東京、横浜、京都、大阪、神戸、広島、など主要都市当局に写真技師の紹介調査が行われたけれども、折柄の戦時中で適当な技師が見当らない。……………（中略）…………… 学校焼失時一ケ年余り、大街道某写真館の技師が戦地から復員したのである。あたかも徴兵検査の最中であり、私は学科試験委員であったが、市庁内からそと御真影をかかえて二番町から大街道に入り、写真館の二階にあがった。技師は硝子皿に脱脂綿、水を入れてピンセットで之をはさみ、御真影のドウサ紙を点々と浸していった、実に三時間半、二人とも端座して一語なし。浸したドウサ紙の繊維の一本ずつを抜きとっていったのであった。これで一応の旧態にかえた御真影の前で、あらためて之を拝し、感慨一入無量——技師には筆舌にはつくせぬ感謝の意をおくって市庁に帰ったのであった。

御真影奉安庫を搬出した後、御真影修復のために、学校長が長らく心身ともに疲労困憊の極にあったことが詳記され、まことに痛々しい。御真影は、学校長の精神のみならず肉体までも変調させるほどの無言の圧力があり、その存在がいかに絶対で神聖なものであったかを具体的に感じることができよう。

御真影は、大正期までは「かなりまだ余地のある存在」⁽²¹⁾ として受けとめられていたらしい。それが昭和に入ると、このように、その「余地」はほとんどなくなっており、生命を賭する対象になっている。こうした教育現場の雰囲気、山中恒は「御真影と称する導火線に火のついたダイナマイトを抱えさせられていた」⁽¹⁹⁾ と表現しているが、言い得て妙である。また、御真影を学校職員の「生命を拘束する暴力的な装置」⁽²⁰⁾ と表する者もいるが、これもまた、当を得た表現ではある。

ともかく、旧海軍で、艦長が艦と命運をともにしようとする伝統があったように、そうした物と人間との関係が、御真影と学校長との間にも成立していたということである。

3 奉安殿建設と校区

御真影が奉置されていたのは、講堂、宿直室、職員室、その隣室といったように、校舎内が多い。そのため、特に火災にあっては、前述のように焼失の危険性が極めて高かった。奉護に完璧を期するには、どうしても校舎から分離独立した奉置場がほしい。そこで、叫ばれるようになったのが火災にも強い堅牢な奉安殿の普請であった。

全国的に奉安殿の建設が進むのは、昭和に入ってからだとされている⁽²²⁾。愛媛の場合も例外ではない。以下は、温泉郡の東温地区の小学校を例にとりあげるが、そこにおいても奉安殿竣工の時期をみると、三内東谷尋常高等小学校・昭和11年4月、北吉井尋常高等

小学校・同11年9月、三内西谷尋常高等小学校・同15年12月、松瀬川国民学校・同16年と
 いうように、昭和10年代の竣工が多い。一部、南吉井尋常高等小学校のように、大正5年
 4月というかなり早い時期に建設を終えたところもあったが、これは、大正天皇即位の御
 大典記念事業の一環として、奉安殿の建立を組み込みこんでいたことによる⁽²³⁾。

奉安殿の建設が、記念事業に付随して行われたというのはけっこう多く、昭和に入っ
 ては、国家的規模での国威発揚と皇国意識の高揚を意図した皇紀2600年奉祝記念事業（昭和
 15年11月）に合わせたというのが目立つ。三内西谷尋常高等小学校がそれであり、大楠公
 像・二宮金次郎像の建立、校庭緑化整地などの記念事業に並行して、奉安殿をその年の12
 月に落成させている⁽²⁴⁾。御真影の管理の観点からと、御大典記念、皇紀2600年奉祝記念
 といった皇国観念の強化を目した行事への対応がきっかけとなって、奉安殿の普請が進ん
 だということになる。

さて、完成した奉安殿であるが、これはどこの小学校のものも「鉄筋コンクリート造り
 銅板葺の立派な」⁽²⁵⁾建築物で、入念な仕上がりであった。当然、その建設にはかなりの
 費用が入用で、どの学校も独力で賄うことは簡単でなく、これには頭を悩ませていたよう
 である。最終的には、常套手段であるが、校下住民の天皇への赤誠の至情に訴え、そこで
 寄付を募るという方向で落ち着いていた。これを少し詳しくみてみよう。

三内東谷尋常小学校では、当校の職員であった近藤仙が、校下の同窓会長だったという
 こともあり、奉安殿建設の発起人代表となり、校下内外に在住の同窓生に浄財の寄付を呼
 びかけ、東奔西走のすえ、資金の調達になったという⁽²⁶⁾。その際、各戸には、米麦の収
 穫時にその一部の寄付を求めており、それを積み立て、建設資金に充てることもしている。

この寄付積立米に関して、学校長の池内嘉晴は昭和7年1月に、次のような「御真影奉
 安庫建設基金募集趣書」⁽²⁷⁾を謹書しており、その間の事情を知ることができる。

奉安殿ハ裁縫室ニ安置スルモノ室ハ常ニ火ヲ用フルヲ以テ若シ過チテ火ヲ失センカ
 申訳ナキ不詳ナル、常ニ恐れ居タリシニタマ、昭和五年十二月某郡某小学校ニ於テ失
 火ノ為御真影ヲ焼失セルニアヒ更ニ安ズルコト能ハサリキ時恰モ昭和六年二月十七日
 ハ本校創立式拾五周年ニ当リ永遠ニ残スベキ記念事業ヲ議スルニアタリ奉安庫建設ノ急
 務ヲ述ベシニ会スルモ双手ヲ挙ゲテ賛成ノ意ヲ表セラル依リテ米麦ノ収穫時ニ其ノ収積
 ノ一部ヲ初補トシテ寄附五カ年積立テ之ヲ建設ノ資ニ充ツルコトナシタリ

第一回ハ昭和六年ノ米ナリ 近年稀ナル凶作ナリシモ奮ツテ寄附サレタリ静カニ考フ
 ルニ是レ我が国民ノ皇室ニ対シ奉ル赤誠ノ致ス所感激措ク能ハズ拙文ヲ以テ趣意書トナ
 シタル所以ナリ

火災への不安を直接の契機に、奉安殿が浮上し、それを学校創立記念の事業に便乗させ
 ていくという形で、奉安殿建設が進められたということである。

昭和6年からの、むこう5年間の寄付米については、「双手ヲ挙ゲテ賛成ノ意ヲ表セラル
 」とあるが、この時期はちょうど、全国的にそうであったように、この東温地区の住民
 も、経済不況と未曾有の大旱魃（昭和5年、9年）の渦中にあり、けっしてその生活は楽
 でなかったはずである。県内教育界にあっては、中等学校進学者の激減、欠食児童の増
 加、学齢児童の未就学といった深刻な事態さえ招いている⁽²⁸⁾。学齢児童の未就学につい

ては、県から就学奨励金が支給されたが、その支給対象児童のもっとも多いのは、東温地区を含む温泉郡であったのである⁽²⁹⁾。苦しい生活を下げるであろう米麦の抛出に、もろ手を挙げて賛成というのは本意であったかどうか。

それはさておき、供出米は着実に積み立てられていた。昭和6年度と7年度の実績をみると、6年度は、校下339戸から計2万6475斗の玄米が、7年度には、315戸から2万1850斗の玄米と、それに加えて、304戸から2万5295斗の玄麦が抛出されている⁽³⁰⁾。こうした努力の甲斐あって、奉安殿は、所期の計画どおり、昭和11年4月に完成している。

隣村の三内西谷尋常高等小学校の奉安殿建設も、校下住民の労働に大きく依存していた。この学校には、教育後援会ともいべき西谷教育振興会が、昭和3年に設立され⁽³¹⁾、その活動の主は、校区全員の奉仕による学校林の管理であった。この会の扱う学校林の規模は、当初、11町7反程度で、山林歩合収入の見込みはまだ3、40年先という状態であったが、途中、昭和13年の学校林造反造成運動が奏効して、各地域から山林の寄付採納があり、最終的には31町歩ちかくになっている⁽³²⁾。

また、学校林へ校下住民の労働が投下されることで、しだいに伐採や報酬金が増大し、会の会計も潤沢になり、当会から多様な分野への助成も可能になってきた。特に、昭和15年の皇紀2600年を記念しての諸事業の推進には、当会からの援助に頼ることが多く、奉安殿建設は、この記念事業の中心ともいべきものであったが、当会の資金供給がなければ建設はおぼつかなかったのである。

当校の奉安殿は、十分な資金を得て、その設計を松山市の1級建築士に依頼し、建築様式を当時の松山高等学校に建立されていた奉安殿にまね、「神明造」とし⁽³³⁾、皇紀2600年奉祝に符合させるべく、昭和15年12月に竣工している。

このように、温泉郡東温地区の小学校では、農村あるいは山村という地域性を生かし、校区住民の寄付米の抛出、山林の共同管理による収益の利用といった方法で、建設資金を確保し、奉安殿を完成させていた。そこには、地域住民の経済的犠牲と無償の労働は、御真影の奉護という一点でもって当然とされる空気が濃厚にあり、それに疑義をはさむ余地などなかったのである。

おわりに —— 御真影の奉還

昭和18年頃になると空襲が必至となり、その後、教育現場も時に急襲攻撃してくる米軍機に悩まされることになった。昭和18年9月17日には、文部省と内務省は「学校防空指針」⁽³⁴⁾を発し、空襲に対して学校がとるべき措置について巨細な指示を与えている。ここでも、御真影への配慮は別格であった。学校の防空の目的について次のように述べている。

学校ニ於ケル自衛防空ノ本旨ハ当該学校長ノ責任ノ下教職員学生生徒及傭員全員ガ能力ヲ挙ゲテ航空機ノ来襲ニ依リ生起スル被害ヲ最小限度ニ極限スルニ在リ其ノ主眼ハ左ノ点トス

- (1) 御真影、勅語謄本、詔書謄本ノ奉護、
- (2) 学生生徒及児童ノ保護
- (3) 貴重ナル文献、研究資料及重要研究施設等ノ防護
- (4) 校舎ノ防護

空襲後の被害報告については、

空襲ニ依ル被害アリタルトキハ全校協力シテ応急措置ニ努ムルト共ニ所轄警察署ニ左事項ヲ速報シ詳細ハ次章ニ於テ定ムル様式ニ依リ所定ノ場所ニ報告スルモノトス

記

- 一、御真影、勅語謄本、詔書謄本ノ安否
- 二、死傷者数
- 三、建物被害ノ程度

といった按配であった。

空襲時、何よりも優先されるのは御真影の奉護であり、また空襲被害の報告には、その筆頭に御真影の安危があげられている。児童の生命保護、死傷者の確認は二の次とされ、御真影には、人間の命を越える価値が付加されていたとっていい。教育現場が戦場と化しても御真影の神格化された位置づけは微動だもせず、学校職員には、その奉護に尽瘁すべく勤務の多くを集中させる義務が依然、課せられていたのである。

昭和20年8月、戦争は終結するが、御真影の扱いには何ら異同はなく、今までどおり学校に奉置され、けっこう長い期間警固の対象になっていた。御真影が奉還されるということが明かになったのは、昭和20年12月20日の文部省から地方長官あての通牒「御真影奉還ニ関スル件」⁽³⁵⁾によってであった。

愛媛県においても、この通牒をうけ、早速、昭和20年12月26日、県内の各学校に内政部長通達「御真影奉還ニ関スル件」⁽³⁶⁾を発し、御真影の奉還を行うよう、その具体的な作業手順を伝えている。その「奉還期日並ニ奉還方法」の部分を見ると、下記のようになっていた。

- 1 中等学校 一月八日午後四時迄ニ県庁社寺教学課へ奉還スルコト 下り松山駅着 一二、一〇分 上り松山駅着 一二、五〇分 県ヨリ松山駅迄自動車出迎 其ノ他時間ニ到着ノ場合ニ於テモ予メ連絡済ノモノハ出迎ヲナス
- 2 国民学校及青年学校 市長支庁長地方事務所長ニ於テ取纏メ一月八日午後四時迄ニ出迎方法中等学校ト同ジ

県内の国民学校は、昭和21年1月8日午後4時までの期日に、地方事務所経由で県庁に奉還すべくその作業を開始している。奉還にあたっては、御真影の扱いは慇懃で、例えば、土谷国民学校（温泉郡）では高等科児童が役場まで⁽³⁷⁾、岡田国民学校（伊予郡）においては、校長、教頭が巡查同行で⁽³⁸⁾、郡中国民学校（伊予郡）でも御真影奉還式の後、町助役、警察、教頭帯同で伊予教育事務所まで御真影を奉送していた⁽³⁹⁾。こうした風景が、県内各地の学校で奉還期日を前に散見できたのである。

県庁社寺教学課に回収、保管された御真影は、爾後、その取り扱い方については、昭和21年1月14日の文部次官通達の指示⁽⁴⁰⁾により「地方長官ニ於テ速カニ之ヲ奉焼スルコト」となった。愛媛県においても、この作業が速やかに実行されている。

注

- (1) 佐藤秀夫 「わが国小学校における祝日大祭日儀式の形成過程」『教育学研究』 第30巻 第3号 1963年 208頁
- (2) 教育史編集室 『愛媛県教育史 第一巻』 昭和46年 708頁
この間に県内すべての小学校が御真影を拝戴していたというわけではない。この時期より遅かった学校もかなりあった。例えば、温泉郡上林尋常小学校は明治29年7月（上林小学校『大正元年十月改 沿革誌』）、周桑郡滑川尋常小学校千原分校は同32年（川内町教育委員会『川内町学校沿革誌』昭和52年 87頁）に、南宇和郡内海村の網代・平瀬・赤水・中浦・柏の各小学校は、もっと遅く、同36年11月（大沢宏堂『内海村史』昭和28年 384頁）に拝戴の運び、というようになっている。御真影の下賜時期は区々で、統一されているというわけではない。これは、それぞれの学校で、奉置体制の整備に遅速があったことと関係しているものと思われる。
- (3) 上掲 『愛媛県教育史 第一巻』 708頁
- (4) 「愛媛県訓令第八号」『明治二十四年愛媛県布達々書』
- (5) 「愛媛県訓令第五号」『明治二十八年愛媛県布達々書』
- (6) 「愛媛県訓令第二十八号」『明治三十八年愛媛県布達々書』
- (7) 「愛媛県訓令第三十四号」『昭和三年愛媛県報』
- (8) 『北吉井小学校学校沿革誌 第三号』
- (9) 『北吉井尋常高等小学校 学校日誌 昭和十六年度』
- (10) 山中 恒 『小国民の名のもとに』 小学館 昭和59年 79頁
この時の状況は、久米正雄の『父の死』に詳しく叙述されている。
- (11) 岩本 努 「関東大震災と殉職女教師－杉坂タキのこと」『歴史地理教室』 1973年9月号 16頁
- (12) 同上 5頁
- (13) 宇和町小学校 『開校八十周年記念 思い出』 昭和28年 38頁
- (14) 川内町教育委員会『川内町学校沿革史』 昭和52年 147頁
- (15) 重信町誌編纂委員会 『重信町誌』 昭和50年 45頁
- (16) 山之内尋常小学校 『明治三十年度已後 沿革史』
- (17) 味酒尋常小学校 『更生の味酒校』 昭和9年 77－78頁
- (18) 同上 95頁
- (19) 上掲 『小国民の名のもとに』 86頁
- (20) 同上 83頁
- (21) 山本信良 今野敏彦 『大正・昭和教育の天皇制イデオロギー〔I〕』 新泉社 1976年 70頁
- (22) 同上 96頁
- (23) 上掲 『重信町誌』 406頁
- (24) 上掲 『川内町学校沿革誌』 166頁
- (25) 同上 40頁
- (26) 同上 40頁
- (27) 三内第一教育振興会 『御真影奉安庫建設基金寄付台帳 昭和六年一二月』
- (28) 教育史編集室 『愛媛県教育史 第二巻』 昭和46年 365－366頁
- (29) 『愛媛新報』 昭和5年9月10日付
- (30) 上掲 『御真影奉安庫建設基金寄付台帳 昭和六年一二月』
- (31)～(32) 上掲 『川内町学校沿革誌』 165頁
- (33) 同上 142頁
- (34) 石川謙他 『近代日本教育制度史料 第7巻』 講談社 1958年 205－221頁
- (35) 『青森県教育史 第5巻』
- (36) 教育史編集室 『愛媛県教育史 第3巻』 昭和46年 52頁
- (37) 温泉郡東谷小学校 『三内第三尋常小学校（土谷）沿革史 明治四拾四年二月』
- (38) 松前町立岡田小学校百周年記念実行委員会 『岡田小学校百周年記念誌 流れ絶えせぬ』 47頁
- (39) 郡中小学校沿革誌刊行委員会 『郡中小学校沿革誌』 昭和43年 68頁
- (40) 小野雅章 「御真影・奉安殿の戦後『改革』－戦後教育改革における天皇制の転成－」 日本教育学会『教育学研究』第57巻 第4号 1990年 12頁

Protection of Imperial portrait in schools of Ehime-ken

Manabu NOGUTI

During the wartime and postwar times, Imperial portrait was deified existence at education sites. Principals and their staffs had obligation to protect the Imperial portrait to the last. Whenever a school facility suffers from fire or floods, the principal of the school had to carry out the Imperial portrait safely first of all. Especially, in case of fire, the principal sometimes had to be ready to risk his life in the process of carrying it out. As a matter of fact, it is said that there are about twenty odd school staffs who died at their post of duty to protect the Imperial portrait from the beginning of the Meiji era to the end of the Pacific war.

In schools of Ehime-ken, there is no person who died at his (her) position in carrying out the Imperial portrait, but considerable number of schools suffered from fire. For instance, among schools in Matsuyama city, Misake primary school suffered from fire in 1932, and Bancho primary school had a fire in 1941. And, at that time, the principals and staffs were utterly exhausted both mentally and physically and it is said that such exhaustion continued for long.

Early in the Showa Era, they have started to build strong building to safekeep the Imperial portrait one by one, and the building was called *Hoanden* which means "Enshrining treasury". For constructing "Enshrining treasury", a large sum of money was needed, and in order to collect the money, cooperation of the residents in the school district was necessary. For example, expenses for constructing "Enshrining treasury" for Higasidani primary school and Nisidani primary school located in hot-spring resort were mostly provided from the profit which was obtained by selling the rice donated by residents of the school district and lumber possessed by schools. True feeling of school staffs who don't fear to die and economic contribution of the district residents made it perfect to protect Imperial portrait.

音楽表現活動に関する一考察

—— Choregraphy の実践を通して ——

小 池 美知子

I はじめに

筆者はかねてよりジャック＝ダルクローズの原理¹⁾を背景に、音楽教育活動・音楽研究活動に取り組んできた。

本稿は、筆者の所属するダルクローズ・システム研究グループである、かがわ・リトミック・ワークショップ²⁾の1999年度研究活動の実践を通して、音楽と動きが人間にもたらす効果について考察を試みるものである。

かがわ・リトミック・ワークショップでは1999年度事業計画に、アメリカのアカペラヴォイスバンド『FIVE O'CLOCK SHADOW³⁾』のコンサートを主催する企画が持ち上がった。その中で『FIVE O'CLOCK SHADOW』とジョイントしてはどうかという声が内部より聞こえた。会員の賛同のもと、コンサートと同時開催でかがわ・リトミック・ワークショップによるワークショップのコーナーを設け、音楽表現の発表を通して、広く一般にダルクローズ・システムによる音楽教育への理解を求める活動を行おうという見解に達した。会員間の協議の末、ダルクローズ・システムの一方法である音楽を視覚的に表現するChoregraphy⁴⁾を発表することとなった。Choregraphy 参加メンバーは有志9名⁵⁾である。

II 目 的

グループによる Choregraphy 活動を通して、音楽の分析や動きのアイデアを互いに尊重し合いながら全員で作品を作り上げること、聴衆の前で発表すること、これらの社会的な意義を探ることを目的とする。

III 方 法

Choregraphy の方法について；作品作成に取り組んだ期間は、1999年8月15日から11月27日までの間の15日間である。楽曲選曲に始まり作品を完成させるに至るまでの全ての流れ（表現の手段、楽曲の分析、造形（動き）の組み立てなど）は、グループ間の協議のもと進行させる。

楽曲選曲：『FIVE O'CLOCK SHADOW』のアルバム（CD に収録されている10作品）を全員で聞き、うち1曲『Tribute⁶⁾』を選んだ。

表現手段：手の動きで音楽を表現する。

市販のドライバーズ手袋（手の平が白地・手の甲が紺地）の手の平部に蛍光ボ

スターカラーを塗布する。その手袋をはめた手の動きにブラックライトの照明を当て、暗転の舞台上で光の色の動きによる表現を行う。一般的にブラックシアターと呼ばれる方法である。

楽曲分析：CD を繰り返し聴き、記譜に頼ることなく耳に聞こえる楽曲のニュアンス（メロディーライン、フレージング、歌詞の内容、英語の歌特有の発声の特色、ハーモニー、ダイナミクス、テンポなど）を感じ取り分析する。

動きの組み立て：手の平の色をオレンジ、ピンク、緑、黄、白と5色の配色とし、歌詞の意味や発音、曲のニュアンスに見合う配色や色の濃淡の度合、ダイナミクスやテンポから感じ取れる緊張や弛緩の度合、また前後、左右、高低の空間の使い方などに留意しながらフォーメーションを組み立てていく。

作品発表について；発表日時 1999年11月28日（日）

13：30および16：30

発表場所 高松市美術館

発表方法 Choregraphy と演奏をライブで行う。

IV 結 果

Choregraphy について；考察を導くためにどのような Choregraphy が成されたかが必要と思えるため、Choregraphy の全容を譜例および図により表記する。（譜例・図参照）楽譜の読譜と同様に、譜と図を目で追うとフォーメーションの変化が時系列的に読み取れるように譜例と図を同時に掲載した。

譜例・図

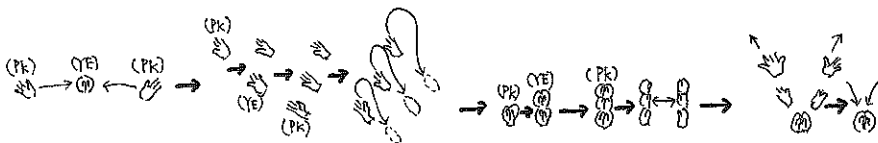
T r i b u t e

The image displays a musical score and a corresponding choreography diagram for the piece 'Tribute'. The musical score is written for two staves in 4/4 time. The melody is in the upper staff, and the bass line is in the lower staff. The lyrics 'My friends The cross-roads are' are written below the melody. The bass line includes the following notes: C, C#4, C#6, C#7, D#7, F, G#7, and a whole note. The melody includes the following notes: C, C#4, C#6, C#7, D#7, F, G#7, and a whole note. The choreography diagram is located below the musical score. It shows a sequence of hand positions and movements, represented by circles and arrows. The diagram is divided into two main sections: the first section shows a sequence of hand positions (C, C#4, C#6, C#7, D#7, F, G#7) and the second section shows a sequence of hand positions (C, C#4, C#6, C#7, D#7, F, G#7). The diagram also includes a sequence of hand positions (C, C#4, C#6, C#7, D#7, F, G#7) and a sequence of hand positions (C, C#4, C#6, C#7, D#7, F, G#7).

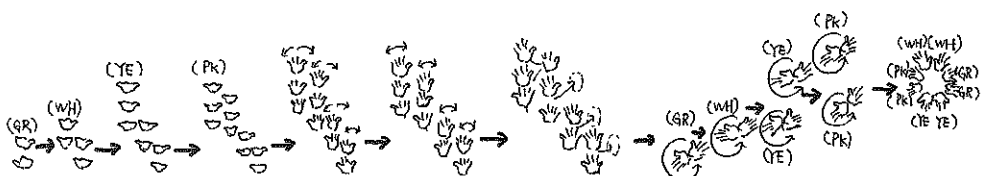
Handwritten musical score for the first system. The melody is written on a treble clef staff with a key signature of one flat (B-flat). The lyrics are: "ne-ar Soon we shall say to each o- the- A-no-ther fare-well So". Above the staff, various chords are written: Am add9, C⁶₄, Dm⁷/₄, Gm⁷/₄, F, Cm⁷/₄, Dm⁷, Dm⁷/₄, and C⁶₄. The bass line is written on a bass clef staff.



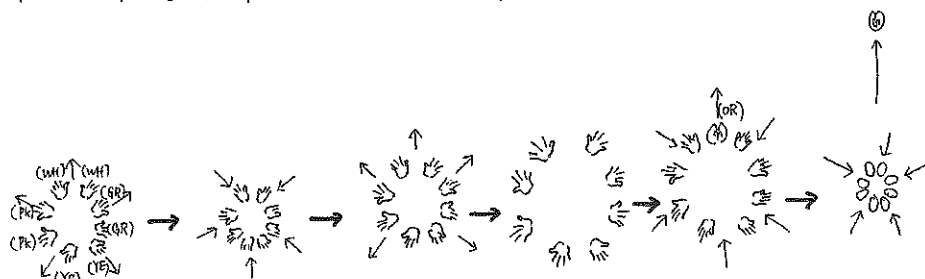
Handwritten musical score for the second system. The melody is written on a treble clef staff with a key signature of one flat (B-flat). The lyrics are: "no- w let's live fo- r the mo- me- nt Sing o- ne more so- ng of e- la- tion One more". Above the staff, various chords are written: C, G¹³ add9/B, Am add9, C⁶₄, Dm⁷/₄, Gm⁷/₄, F, and C⁶ add9. The bass line is written on a bass clef staff.



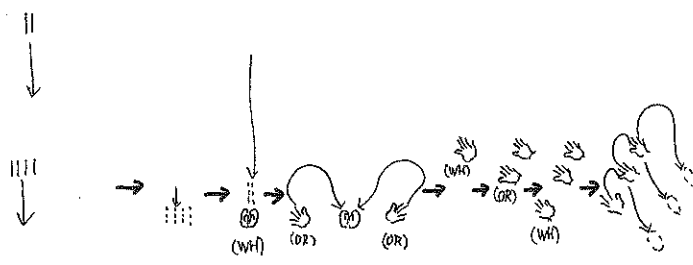
Handwritten musical score for the third system. The melody is written on a treble clef staff with a key signature of one flat (B-flat). The lyrics are: "a glass of goo-d cheer Though the chap-ter shall e-nd When we turn the page Let us". Above the staff, various chords are written: Dm⁷, Dm⁷/₄, G¹³, Fm⁷, E⁷, A⁷ sus4, A⁷, Dm, and Dm⁷. The bass line is written on a bass clef staff.



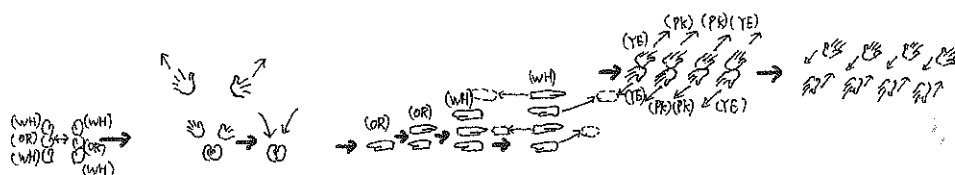
25 Si — ng a tri-bute to li — fe As frie — nds



31 My frie — nds Take pride i — n our ye — ars We've bo — me the



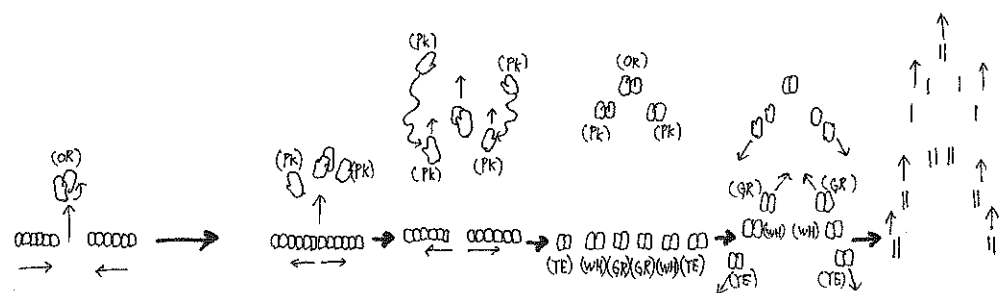
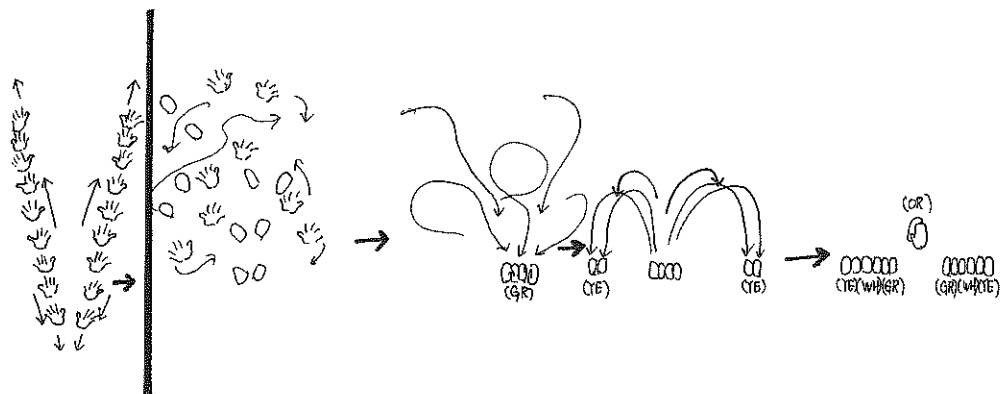
37 see — ds of tra-di-tion With friends ga — thered ne — ar Let's ra — ise our gla — sses



43 hi — gh Let's toa — st in ho — nor of me-mories I — n thanks for the times Though the

49 chap — ter shall e — nd When we turn the pa — ge The end of this night Is the

55 end of ou — r a — ge As we a — ll set fo — rth To find our own wa —

[illegible]

譜例は CD から高嶋⁷⁾ が採譜・コード分析したものに、作品発表時のライブ録音をもとに聴取できる範囲で、和声部に旋律的な音を筆者が書き加えたものである。『Tribute』は 5 声 (Main Top, 1 st Tenor, 2 nd Tenor, 3 rd Tenor, Bass) の楽曲であるので、正しくは五声体で記譜すべきであるが、動きを創作する上で、楽曲をどのように分析したかが識別できるように、主旋律に対し他声部が旋律的に聞こえるフレーズや、和声的に聞こえるフレーズを区別できる記譜方法をとった。図は練習時のビデオ録画映像と作品発表時のライブ録画映像をもとに、筆者が動きを示したものである。

図中、オレンジは (OR) ピンクは (PK) 緑は (GR) 黄は (YE) 白は (WH) の記号で表示し、→は動きの軌跡を、また➡は形から形への時間の進行を、-----は動きが消える位置を図示している。また、図中における空間の実寸は、最大、縦の高さ3メートル、横の長さ3メートルである。

以下は楽曲分析および分析に基づく動きの組み立てについて、フレーズ毎に特に解説を加えたい箇所を譜例・図に沿って述べる。『Tribute』は、anacrusic な楽曲であるため、記譜上でフレーズの終わりと始めの小節ナンバーが重複している箇所が多く出現している。

形式は、Introduction + One Chorus : Section A (a, a') + Section B + Two Chorus : Section A (a, a') + Section B + Coda の二部形式である。

Introduction

1 フレーズ (1～4小節)

音楽：開始音から順次進行で下向する低音メロディーと2小節目から上向する高音メロディーの2声が最もよく聞こえる。3小節目では音の広がり、4小節では急な *diminuendo* を感じる。

動き：下向するメロディーは上向するメロディーに引っ張られるように感じられるため、開始音から上昇しつつ、1音ずつ色が増える。一方、2小節目から上向するメロディーは1音ずつ上方へ高さを増し、3小節目、手が左右に広がることで緊張 (*crescendo*) を、4小節目、下方へ一気に降りることで弛緩 (*diminuendo*) を表す。

One Chorus : Section A

2 フレーズ (4～7小節)

音楽：6小節1拍目 *cross* に *crusic* な解放を、フレーズ最終音 *near* にしだいに広がる緊張を感じる。

動き：*cross-roads*、左右の手を上方に向け交叉させることで言葉を表現。*near*、手を引っ張られるように緊張させながら左右に広げる。

3 フレーズ (8～12小節)

音楽：9小節1拍目 A 音 *say* の音の長さと、11～12小節フレーズの終わりに向かう音の上向に、エネルギーの大きさを感じる。

動き：*say*、エネルギーを溜めつつ左右に手を広げる。*Another farewell*、フレーズ最終音 D 音に向け上向する音に対し手の数を加えていくことでエネルギーの増大を表し、[well] で左右に引っ張られるように消える。

4 フレーズ (12～15小節)

音楽：15小節 *moment*、三連符のメロディーラインにふくらみを感じる。

動き：*live for*、下向する音に対し手の数を下方向へ増やす。*moment*、三連符下方から上方へ半円を描くようにスイングさせる。

5 フレーズ (16～18小節)

音楽：17小節 *song A* 音の長さにエネルギーを、18小節 *elation* に緊張から急な弛緩を感じる。

動き：16小節、音の上向とともに手の数を増やし、*song [so]* 左右に引っ張る。*elation*

[la] 一番上の手が指をいっぱいに広げ、緊張を表現。

6 フレーズ (18小節~20小節)

音楽：7フレーズ目のフォルテへ向い、crescendo と同時にエネルギーの増大を感じる。

動き：音高・リズムの通り、手を2本、3本と増やし10本にすることで crescendo を表現。

Section B

7 フレーズ (20~22小節)

音楽：ハーモニーの広がりがかれまでで最も大きく、フレーズの終わりが、end、言葉の意味の通り、しまうように感じる。

動き：10本の手が左右にスイングすることでハーモニーの幅を表現。end [e] 前方へ大きく手を差し出し [nd] で後方へ引っ込め、消す。

8 フレーズ (23~24小節)

音楽：順次進行で G 音~D 音まで上向している。

動き：低い位置から次々と手を回転させ消していくことで歌詞の意味を表現。

9 フレーズ (24~28小節)

音楽：これまでの雰囲気とは異なる新たなハーモニーの幅が感じ取れるフレーズである。

27~28小節 F 音に向かう長い crescendo を感じる。

動き：これまでの縦系列のフォーメーションから円形へと変化させ、円の大きさにダイナミクスを表現。

10フレーズ (28~32小節)

音楽：徐々に diminuendo していく中で、高音 G 音が crescendo しながらメロディーを引っ張っている。31~32小節で F. O.するように diminuendo する。

動き：円形が徐々に小さくなっていく中、高く上昇する手で高音を表現。31~32小節、手の平から甲(図中では縦線で表示)に変え、下方向へ降り消える。

Two Chorus : Section A

11・12・13フレーズ (32~40小節)

音楽：One Chorus Section A の2・3フレーズと歌詞は異なるがメロディーラインはほぼ同様。

動き：33小節 friends、上に引き上げられるようなメロディーラインを表現するために、上方に半円を描くように大きく動かす。

14フレーズ (40~43小節)

音楽：41小節 raise、C 音の、広がりを感じる緊張と、43小節 high、上方へ持ち上げられる感じのメロディーラインが特徴的。

動き：raise、横一例に並んだ四つの手が斜め上下に引っ張られる。high、43小節1拍目三連符 E 音で手を上方へ高く持ち上げ、言葉を表現。

15フレーズ (44~46小節)

音楽：45小節1拍目 E 音の緊張から46小節 memories へ一気に閉じるように感じる。

動き：memories [me]、四つの手がエネルギーを溜めつつ外側に引っ張られ、[mories] 中央に集まる。

16・17・18フレーズ (46~52小節)

音楽：6・7・8フレーズとはほぼ同じであるが、16フレーズは6フレーズとシークエンス

的な関係にあり、ダイナミクスがはっきりしている。17・18フレーズは Section B。
動き：6・7・8 フレーズと同様である。16フレーズは強さを明確に表すために、手の平
を緊張させ面を全部見せる。18フレーズは、19フレーズ、Coda に向かう準備のフ
レーズであることを表すために、空間の高低と色の数の多さで表現。

Coda

19・20フレーズ (52～61小節)

音楽：60～61小節 way、クライマックスへ向けてエネルギーを徐々に増大し溜めていく長
いフレーズ。

動き：52小節 The から55小節 our まで、中央、低い位置から斜め上方に向かって、縦の
空間を最大に使った大きさの V 字の形を作るように、拍に合わせて1本ずつ手を
増していく。56小節 age、指をいっぱいに広げ緊張を表現。57～58小節 V 字が縦
2列になり、59小節再び V 字へ移動。60小節 way [wa] 指を再びいっぱいに広げ、
引っ張られるように伸びる感じで緊張する。61小節 V 字のまま、上の14本の手は
上方へ、下の4本の手は下方へ、エネルギーを溜めてぐんと伸びるように動く。
〈break〉の瞬間、同時に手を全て消す。

21フレーズ (61～64小節)

音楽：62～63小節 sing、5拍半の長い G 音の後、64小節 tribute へ一気に集まるように
収縮する感じを受ける。

動き：Let と同時に18本の手が現れる。sing、18本それぞれの手が、動ける範囲の空間
を、音楽の揺れのスピードにのせて自由に動く。tribute、吸い込まれるように一気
に中央に集まる。

22フレーズ (64～66小節)

音楽：フレーズ最終音に次のフレーズに続きたい半終止を感じる。

動き：to と同時に中央から左右へ次々と空中を高く舞うように弧を描いて飛び、両サイ
ド横1列に並ぶ。

23・24フレーズ (66～70小節)

音楽：23フレーズ主旋律を引っ張る高音 G 音が印象的。24フレーズ As friends、メロデ
ィーがフェイクする。

動き：高い G 音を、中央を上昇する手で表現。フェイクするメロディーラインを高い位
置の手が下方へ揺れながら降りることで表す。

25・26フレーズ (71～73小節)

音楽：poco a poco で ritardando し、高音 C 音フェルマータで fine。

動き：71～72小節クリスマスツリーのような2段の山形を形作る。73小節高い C 音に引
っ張られるように、合掌した手（図中では手の形を縦線で表示）、全体が上昇する。

作品発表について；発表当日まで『FIVE O'CLOCK SHADOW』がツアー活動中であっ
たため、彼らとの打ち合わせができない状況であった。Choreography 計画が持ち上がった
当初から、彼らの生の演奏で Choreography を演じることが、ワークショップの要望であ
ったので、当日までその要望が彼らに受け入れられるかどうか気がかりな点であった。
発表当日のリハーサル前の打ち合わせで、ワークショップのステージ進行をようやく彼らに

説明できた。ワークショップとしては、彼らに客席最後部からステージを見る立ち位置で、Choregraphy を見ながら演奏してもらいたいという希望を述べたが、リハーサル時は残念ながらステージに向かって右側の立ち位置からの演奏であった。リハーサル終了後、彼らから “It's good. Very lovely.” という言葉を受けた。おそらく彼らの中で、後方から演奏する方が効果的との判断があったためと思われるが、その後、本番では事前の打ち合せ通り、客席最後部から Choregraphy を見ながら演奏してもらう形態が取れた。Choregraphy の練習において常に CD を聴きながらであったので、音楽とのタイミングを取ることが難しい箇所がいくつかあったが、生の演奏では、演奏者の呼吸や音楽のニュアンスが筆者を含めた Choregraphy のメンバーに身体全体を通してダイレクトに伝わったため、音楽と動きが一体化する心地よさが実感できた。

V 考 察

これまで研究の中で、Choregraphy に取り組む活動をたびたび行ってきたが、そのほとんどがピアノ曲であり、ピアノ小作品をピアノ演奏と共に動きに置き換えて表現することが通常であった。今回、3分にも及ぶ長い楽曲、しかも楽器演奏ではなくアカペラ音楽を表現するのは筆者も他のメンバーも初めての経験であった。

動きをどのように構成していくか、全体像が全く見えない状況から取り組んだ訳であるが、まず最初の Introduction でつまずき、多くの時間を費やした。9人のメンバーそれぞれのアイデアをどのように取り入れていくのか方向性がなかなか定まらなかった。が、音楽のニュアンスの何を主体に表現したいのかということ全員で話し合い、ハーモニーの広がりや空間の大きさで表現するという結論に達した。そのために、声楽特有の音が持続するときの声の伸び（ピアノでは持続音は F. O. していくが、人の声は持続音のダイナミクスが自在に変えられ、diminuendo しながらもエネルギーを溜めながら crescendo することができる）や、主旋律以外の他声部の特に印象的なニュアンス、音高、フレージングなどを内的に感じ取れるまで、音楽を繰り返し幾度となく聴き、動きに置き換える作業を続けた。このような経過を経てようやく図に示した Introduction の形となった。One Chorus から歌詞が歌われる。英語の歌の特徴は、子音が音を延ばした最後に必ずくることであり、ここに日本語の歌との決定的な違いがある。まず、歌を言葉からでなく音的に捉え、音として歌えるようにし、次に言葉として覚え、最後に歌詞の意味を覚えるというように歌を丸ごと全部、CD と全く同様に歌い込む練習を積んだ。また同時に、ハーモニーの動きを常に意識しながら音楽を分析していった。その最中も、音楽を動きに置き換えるとなると全く進まず、1日を費やしても1～2フレーズしかできない。やっと形になったものの次の練習日にはアイデアが二転三転し、振り出しに戻るということがたびたびあった。が、それぞれがアイデアを持て、お互いの意見を交換でき、また互いにそれを受容し合える場であるという意識統一が、メンバー間で自ずとなされていた。なおかつ、そういった状況下で、全員が納得のいく方向で進めることにこそ、大きな意味があるという理解もまた互いにできていた。そのため、動きの形を決定していくことになかなりの時間を有したが、メンタルな部分でスムーズに気持ちよく進んだ。

何等かのパフォーマンスを人前で披露するとなると、作品を作り上げるためには全てを統括するプロデューサーがいるのが通常であるが、今回の活動にはその存在はない。全員

がプロデューサーの立場にある。ジャック＝ダルクロズの原理によると、グループによる活動を通して社会的統合を図ることが目標の一つに掲げられている。出来上がった作品よりもむしろ、それを作り上げる過程において、グループの中に育つものが大切である。それは音楽を通しての人と人とのコミュニケーションである。音楽という媒体があったからこそ、互いを認め合え、理解でき、創作活動を充実させることができた。そしてグループ間に非常に心地よい人間関係が生まれた。このように音楽活動を通してジャック＝ダルクロズの原理を実践し体験することが、ダルクロズ・システムについてを研究する者のテーマであると筆者は捉えている。

また、プロの演奏家の生の演奏により Choregraphy 作品を発表できたことは、大変貴重な経験であった。が、発表当日まで共演のチャンスはなく本番のワンチャンスのみであり、しかも人前で見せるということは普通では考えられない無謀な試みであったと思う。しかし、『FIVE O'CLOCK SHADOW』のメンバーの快い協力のおかげで成し得ることができた。彼らの生の音楽を耳にしたとき、心に浸透するような優しさと友好さを感じた。Choregraphy を真正面から見ながら、動きに相合わせようとするように演奏がなされ、Choregraphy の方でも、音楽を十分に感得しながら表現できた。このことは、練習時の CD による表現のビデオ映像とライブ時のビデオ映像を比較しても、ライブの方が敏感に音楽の揺らぎに反応している様子から明らかである。音楽と動きが一体となり、互いに影響され合いながら心地よい空間を作り上げることが体験でき、深い感動を覚えた。コンサート終了後、聴衆から多くの感動の言を得たと共に、『FIVE O'CLOCK SHADOW』のメンバーからも賞賛を受けた。このことが、筆者を含めた Choregraphy のメンバーの大きな達成感・充実感となったことは言うまでもない。音楽と Choregraphy と聴衆の三者が、同時に同一の空間でお互いを受容し合える体験ができたと言えよう。音楽があるからこそ、人の心が通い合い、コミュニケーションできるという音楽の持つ社会性を、その場にいた人全てが実感したと思える。ダルクロズ・ユーリズミクスが音楽教育を越えるものであり、人間教育として人間性を増す力として音楽を用いた一般教育であるという⁸⁾ 実際が認識できた。

VI ま と め

グループで作品を作り上げること及び作品発表を通して、これらの社会的な意義を探ることを目的とし、ジャック＝ダルクロズの原理に基づいた音楽表現作品を聴衆を前に披露するという機会を得た。その表現方法として、音楽を視覚的に表現する Choregraphy の形態を取った。

音楽を分析し、動きを組み立てる過程において、全てがグループ間の協議のもとで行われることの重要性を感じた。作品を完成させることが最終的な到達目標であるが、それよりも、完成させるに至るまでの互いの人間関係を結びコミュニケーションを図る過程が、重要であると感じた。

また作品発表を通して、音楽の持つ社会性を実感することができた。なぜなら、演奏者・表現者・聴衆の三者が音楽を通して、共通の空間で共通の時間を過ごし、互いに感動し合える体験を得ることができたからである。今回の試みは、ジャック＝ダルクロズの理念（音楽を通しての人間教育）を実感できる機会であった。そしてなおかつ、人間的に

価値のある経験であったと言える。

謝 辞

Choregraphy 作品を作るにあたり多くの助言を下さった国立音楽大学講師 馬淵明彦氏 同大学講師 井上恵理氏、また共同で Choregraphy の実践を行った、かがわ・リトミック・ワークショップのメンバーに心からの謝辞を述べたい。

註

- 1) エミール・ジャック＝ダルクローズ (1865—1950) の原理の主要な一部を『音楽教育メソッドの比較』より引用する。
「ダルクローズ・ユーリズミクスは「リズムが音楽の最も重要な要素であり、音楽におけるリズムの源泉はすべて、人間の体の自然なリズムに求めることができる」という前提に基づいた音楽教育へのアプローチであり、…「すべての音楽芸術の基礎は人間の感情である。…身体は、感受性や敏感さや音の分析、音楽と感情などの発達に関する、本質的要素を内包している。どんな音楽的なアイデアも身体によって表現できるし、どんな身体の動きも音楽的な表現に変えることができる。何かを抱いた心と、動く身体との間に、即時的な反応がなくてはならない。」と述べている。」
L. チョクシー／R. エブラムソン／A. ガレスピー／D. ウッズ共著 板野訳 全音楽譜出版社 1994 P. 53～58
- 2) 国立音楽大学出身者を中心に1996年に発足したダルクローズ・システムによる音楽教育研究活動を行う研究グループ。
- 3) ポップスとロックを中心としたアカペラ音楽を演奏するヴォーカル5人・ミキサー1人の男性6人からなるボストン出身のヴォイスバンド。1999年は2度目の来日。
- 4) 元来、振付けという意味であるが、音楽を見せるという表現方法であり、ダルクローズ・システムの教育的アプローチの一方法である la Plastique (造形) に近い位置づけの方法。la Plastique は F. マルタン他共著の『エミール・ジャック＝ダルクローズ』(板野訳 全音楽譜出版社 1977 P. 350) によると「ある作品の音楽的な構成を、その主張や感動させる力、様式や形式、構成や明晰さを研究して、厳密に分析することを要求する」と述べられており、Choregraphy は、la Plastique ほどの厳密な分析によるものではないが、音楽を見る者の視点に立って、可能な限りの音楽分析を通して楽曲を動きに置き換え表現する。
- 5) 北條郁美・國友浩子・米田玲子・葛西陽子・小池美知子・上枝美和子・上田明代・春名明美・保田桂子 (順不同)
- 6) アルバム『SO THERE』に収録されている3:13の作品。
Music and Lyrics: Jo Jo David / Jim Meyers Arrangement: J. David 1994
- 7) 高嶋誠 音楽大学では電子音楽を専攻し、現在、採譜・アレンジ・バック演奏などの音楽活動をフリーで行っている。
- 8) L. チョクシー／R. エブラムソン／A. ガレスピー／D. ウッズ共著 板野訳 前掲書 P. 63

若者の着装に関する研究には、男女の被服行動の特徴を心理面と態度から明らかにしたもの⁷⁾、松山市（日本）と北京市（中国）に居住する学生の、社会状況の差異による服装に対する意識と行動の共通性と独自性を明らかにしたもの⁸⁾ 等がある。

本研究は、短大生の衣生活の側面を明らかにするとともに、タオル及び、地元タオル産業への関心を探り、タオルと衣生活の関わり方を明らかにしようとするものである。

2. 研究方法

調査対象 今治市に位置する短期大学の学生 男子58名 女子96名 合計154名

質問方法 質問紙により調査し、その場で回収した。

調査時期 平成11年 5月

調査内容 衣服観に関する7項目、着装に関する表現性・社会への適応性・衣服管理・関心度を主体とした26項目、タオルに関する購入基準・関心度等の11項目、生活意識に関する9項目である。

各項目に対し、「そう思う」「やや思う」「あまり思わない」「思わない」の4段階尺度で回答を得た。各々の項目に対し、4～1の評点を与えて資料とした。結果を単純集計、クロス集計するとともにt検定、 χ^2 検定により男女間の有意差を調べ検討した。

3. 結果及び考察

(1) 調査対象者の属性

回答者の属性を年齢、住居形態、出身地別に示すと表1となる。

18才、19才の学生が全体の94.2%を占めている。

住居形態は自宅が54.5%と多く、アパート、寮、下宿の順になっている。男子は自宅、アパート、女子は自宅、寮が多い。

出身地は今治市が24.7%、今治市、越智郡を含む愛媛県出身者が全体の89.0%を占める。

表1 調査対象者の属性

		人〔%〕		
区 分		全体 154	男子 58	女子 96
年 齢	18歳	60 [39.0]	23 [39.7]	37 [38.6]
	19歳	85 [55.2]	30 [51.6]	55 [57.3]
	20歳	4 [2.6]	2 [3.5]	2 [2.1]
	21歳	3 [2.0]	2 [3.5]	1 [1.0]
	22歳	1 [0.7]	1 [1.7]	0 [0.0]
	23歳	1 [0.7]	0 [0.0]	1 [1.0]
住 居 形 態	自宅	84 [54.5]	25 [43.1]	59 [61.5]
	寮	22 [14.3]	0 [0.0]	22 [22.9]
	下宿	16 [10.4]	10 [17.2]	6 [6.3]
	アパート	32 [20.8]	23 [39.7]	9 [9.4]
出 身 地	今治市	38 [24.6]	11 [19.0]	27 [28.1]
	越智郡	14 [9.1]	2 [3.4]	12 [12.5]
	愛媛県(上記以外)	85 [55.2]	40 [69.0]	45 [46.9]
	四国(愛媛県以外)	7 [4.6]	2 [3.4]	5 [5.2]
	中国	6 [3.9]	2 [3.4]	4 [4.2]
	その他	4 [2.6]	1 [1.8]	3 [3.1]

(2) 生活に関する意識

学生の現在の生活に関する意識をみるため、9項目に対する評価を得て、男女別平均値、男女間の有意差(t検定)を求めると図1となる。

全体の平均値が3.4～2.5を示しており、学生の生活意識は高いと思われる。個人と社会との関わり合いをみると、友人との関係を大切にし、人から信頼され尊敬されることを望

短期大学生の衣に関する意識と行動

伊 藤 敏 乃

1. 緒 論

衣は、生活の基盤となっている衣・食・住の柱の1つであり、人が健康的で快適な生活を送るために欠くことのできないものである。衣は、身にまとうもの、身体に触れるもので、我々の生活環境を身近に形成しているものである。我々の快適な衣生活環境を形成するには、衣について多くの知識を持ち、衣に関する意識と行動を検討することが大切である。

衣の領域に衣服がある。人は衣服をまとい、自然・社会・文化環境にうまく適応をはかってきた。衣服は身体を包み覆うものであり、人に着装されて服装となる。人が衣服を着装するには、衣服を選択、購入、着用して、管理し、そして、廃止ないし破棄するという一連の行動が伴う。その行動には個人の生活価値観が反映され、個人の着装行動を通して、着装者の価値観、感情、態度、人格、状態等を読みとることができる¹⁾。着装行動を検討することは、我々の快適な衣生活を送るための手助けとなると思われる。

本研究は学生の衣服観や着装意識を調べ、衣服をどうとらえ、衣服からどのようなメッセージを発しているか検討し、自己と着装行動についての関連性を探る手がかりにした。着装意識については、筆者が関心をもつ表現性、社会への適応性、衣服管理、関心度の4次元について、神山²⁾の項目を参考に、26項目で調査を行う。近年、女性がパンツスタイルを好み、男性の中になで肩の衣服を着用するものがあらわれている。また、男性がファッションに興味をもち外見を重視し、装うことに関心をもつものもいる³⁾。このような社会状況の中で、学生は「男性が男らしい服装をする、女性が女らしい服装をすること」をどのようにとらえているかについて、多角的な面から取り上げ探求することにする。

衣についての領域を広げてみると、今治特産のタオルがある。タオルは吸水性に優れ、耐洗濯性も良く、家庭には必ずある衣料である。組織が添毛織で、平織や綾織などの布に比べ厚地であるが、衣服材料としても活用されている。今治のタオルの歴史をひもといてみると、明治27年、阿部平助が、それまでの伊予木綿産業を基盤に、タオルの生産を今治で始め、100年以上の歴史がある地場産業として発展している⁴⁾。現在、200社以上の企業がタオルの生産に関わり、5,000人以上の従業員が働いている⁵⁾。タオル業界はファッションショーを行ったり、デザインコンクールを行ったりして活性化に取り組んでいる。産地ブランド「ふわり」も1996年2月に開発され、毎年研究開発が続けられている⁶⁾。学生には地元出身者も多く、家族がタオル産業に従事している者もあり、タオルの情報に接する機会も多い。

衣料としてのタオルや地場産業のタオルに対し、使う側の立場からどのような関心を、学生がもっているかを探ってみる。

若者の着装に関する研究には、男女の被服行動の特徴を心理面と態度から明らかにしたもの⁷⁾、松山市（日本）と北京市（中国）に居住する学生の、社会状況の差異による服装に対する意識と行動の共通性と独自性を明らかにしたもの⁸⁾ 等がある。

本研究は、短大生の衣生活の側面を明らかにするとともに、タオル及び、地元タオル産業への関心を探り、タオルと衣生活の関わり方を明らかにしようとするものである。

2. 研究方法

調査対象 今治市に位置する短期大学の学生 男子58名 女子96名 合計154名

質問方法 質問紙により調査し、その場で回収した。

調査時期 平成11年5月

調査内容 衣服観に関する7項目、着装に関する表現性・社会への適応性・衣服管理・関心度を主体とした26項目、タオルに関する購入基準・関心度等の11項目、生活意識に関する9項目である。

各項目に対し、「そう思う」「やや思う」「あまり思わない」「思わない」の4段階尺度で回答を得た。各々の項目に対し、4～1の評点を与えて資料とした。結果を単純集計、クロス集計するとともにt検定、 χ^2 検定により男女間の有意差を調べ検討した。

3. 結果及び考察

(1) 調査対象者の属性

回答者の属性を年齢、住居形態、出身地別に示すと表1となる。

18才、19才の学生が全体の94.2%を占めている。

住居形態は自宅が54.5%と多く、アパート、寮、下宿の順になっている。男子は自宅、アパート、女子は自宅、寮が多い。

出身地は今治市が24.7%、今治市、越智郡を含む愛媛県出身者が全体の89.0%を占める。

表1 調査対象の属性

		人 [%]		
区 分		全体 154	男子 58	女子 96
年 齢	18歳	60 [39.0]	23 [39.7]	37 [38.6]
	19歳	85 [55.2]	30 [51.6]	55 [57.3]
	20歳	4 [2.6]	2 [3.5]	2 [2.1]
	21歳	3 [2.0]	2 [3.5]	1 [1.0]
	22歳	1 [0.7]	1 [1.7]	0 [0.0]
	23歳	1 [0.7]	0 [0.0]	1 [1.0]
住 居 形 態	自宅	84 [54.5]	25 [43.1]	59 [61.5]
	寮	22 [14.3]	0 [0.0]	22 [22.9]
	下宿	16 [10.4]	10 [17.2]	6 [6.3]
	アパート	32 [20.8]	23 [39.7]	9 [9.4]
出 身 地	今治市	38 [24.6]	11 [19.0]	27 [28.1]
	越智郡	14 [9.1]	2 [3.4]	12 [12.5]
	愛媛県(上記以外)	85 [55.2]	40 [69.0]	45 [46.9]
	四国(愛媛県以外)	7 [4.6]	2 [3.4]	5 [5.2]
	中国	6 [3.9]	2 [3.4]	4 [4.2]
	その他	4 [2.6]	1 [1.8]	3 [3.1]

(2) 生活に関する意識

学生の現在の生活に関する意識をみるため、9項目に対する評価を得て、男女別平均値、男女間の有意差(t検定)を求めると図1となる。

全体の平均値が3.4～2.5を示しており、学生の生活意識は高いと思われる。個人と社会との関わり合いをみると、友人との関係を大切にし、人から信頼され尊敬されることを望

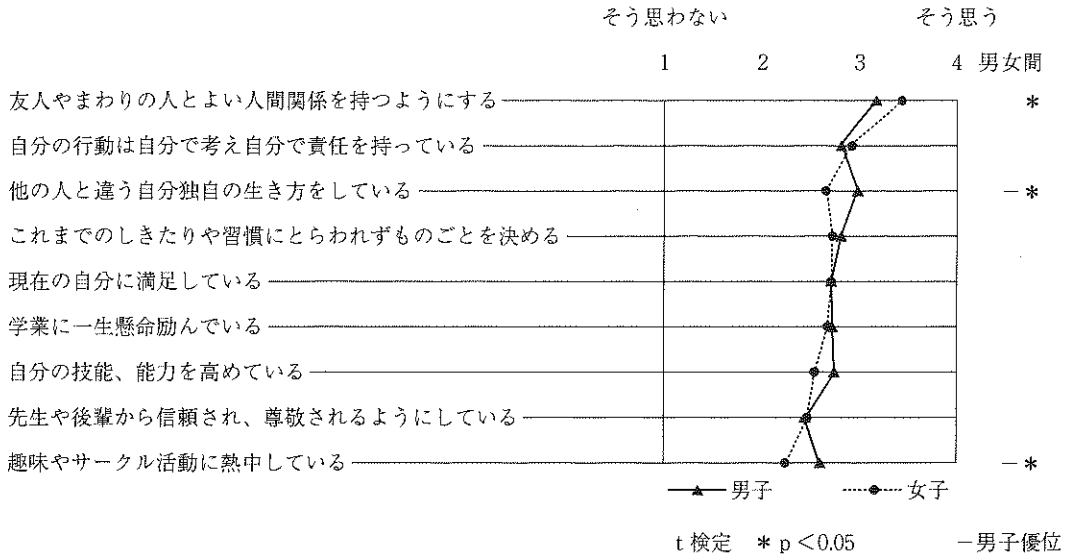


図1 生活について(男女別)

んでいる。また自分の行動や生き方も自ら考え、自らの判断のもとに行動している。

男女とも、ほぼ同じような生活意識を持っているといえる。まわりの人とよい人間関係を作ることについては女子が優位であり、自分独自の生き方をする、趣味やサークル活動に熱中するについては男子が優位である。

(3) 衣服観について

人が衣服をどのようにとらえているかは、衣生活意識と行動の根幹にかかわることと考える。そこで、学生にとって、衣服はどのような役割を果たしているのかについて、7項目から2項目選択の調査を行う。結果を項目別、男女別に図2に示す。

男子は衣服を「全身を保護し、身体を活動しやすくする」「風合いや着心地などの快適さを求める」「気分を変えたり、別の自分を演出してくれる」ものにとらえ、女子は「気分を変えたり、別の自分を演出してくれる」「身だしなみや儀礼

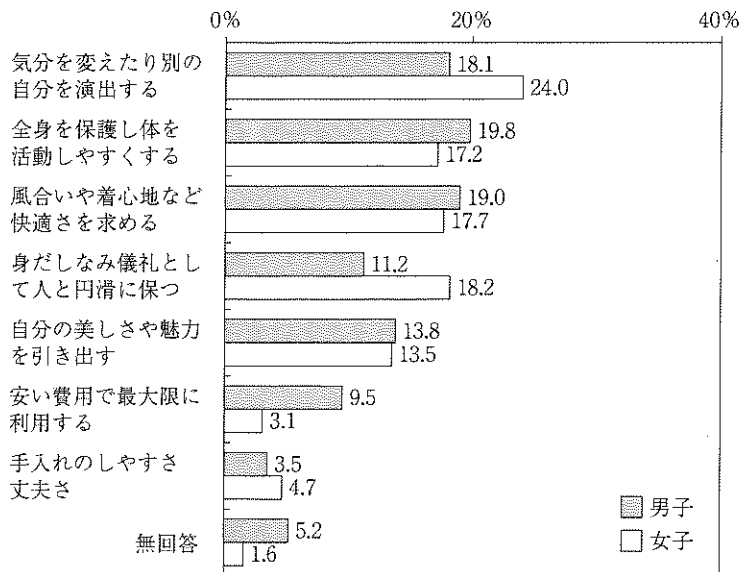


図2 衣服観について

として、他人との円滑な関係を保つのに役立つ」「風合いや着心地などの快適さを求める」「全身を保護し、身体を活動しやすくする」ものにとらえている。衣服を手入れのしやすさ、丈夫さ、安い費用で活用するととらえているのは男女ともに少ない。

男子は衣服を生活の道具として、人に役立つものとし、衣服の機能性を求めている。女子は自分を演出したり、社会にうまく関わっていく手段として衣服を活用し、社会への適応を求めている。男女とも、大量生産大量消費社会の中で、衣服の経済性や耐久性よりも、機能性、社会性を重視していることが明らかになった。

(4) 着装に関して

① 全体、男女別状況

着装に関する26項目についての評価結果から、全体、男女別の平均値及び男女間の有意差(t検定)を求め図3に示す。

全体的に評価が高い項目は、「卒業式、結婚式などの行事にはその場に応じた装いをする」「衣服を着てどのように見えるかは重要なこと」「髪の色を茶髪とか元の色と違う色にしても良い」「衣服の肌触りや質感は衣服を着るときに重要なこと」「シーズンの終わった衣服は洗濯して保管してある」「周囲に関係なく、自分の気に入った服装を着用する」「衣服全体の色の組み合わせを心がけている」である。評価の低い項目は「身体を美しく見せるために努力をしている」「シーズンのはじめに持っている衣服の確認と点検をする」「集まりに何を着ていくか友人に相談する」「周囲の人と同じような服装をする」である。

儀礼的な場には、場に応じた服装をするが、周囲にとらわれず、自分が気に入った服装を着用し、髪の色を変えることに抵抗意識は少ない。衣服の着用時の外観や衣服全体の色の組み合わせを気かけ、衣服の肌触り、質感、ゆとりの有無を重視し、手入れの簡単な衣服を選んでいる。どのように見えるかは気にかかるが、身体を美しく見せるための努力をすることには関心が少なく、季節初頭に所持衣服の枚数確認や保管後の衣服状態の確認はあまりされていない。他と同じ衣服を着用すること、友人と衣服について話すことは少なく、自由な衣服の選択を望んでいる。

男女間に有意差が認められたのは、26項目中19項目である。全てにおいて女子の意識が高い。とくに差の大きいのは、「ショーウィンドーに飾ってあるものを見る」「服装関係の雑誌や新聞を見る」「集まりに何を着ていくか友人に相談する」「一度も着たことのない衣服がある」「着用している衣服について友人と話し合う」「靴、バック、アクセサリは衣服によって替える」「学校とかアルバイト先に奇抜な格好は不適当だ」である。ウィンドーの衣服を見たり、服装雑誌を読んだり、ファッション傾向に関心があり、洗濯、保管、点検、確認等の衣服の管理を行うことは女子が優位である。一度も着たことのない衣服を持っていることについても有意差がある。男女間に有意差が認められないのは7項目である。男性(女性)から魅力的だと思われる装いをする、男・女らしい服装をしたほうがよい。周囲に関係なく気に入った衣服を着る、違う自分を演出する、髪の色を変えても良い、手入れが簡単で、ゆとりのある衣服を着ることである。衣服においての性役割意識については有意差がなく、手入れの簡単な衣服を求めることについても、差が認められない。

② 「男・女らしい服装をしたほうがよいと思う」に対する肯定・否定意識別状況

近年、男女雇用機会均等法が制定され女性の社会進出がよりめざましいものとなった。

短期大学生の衣に関する意識と行動

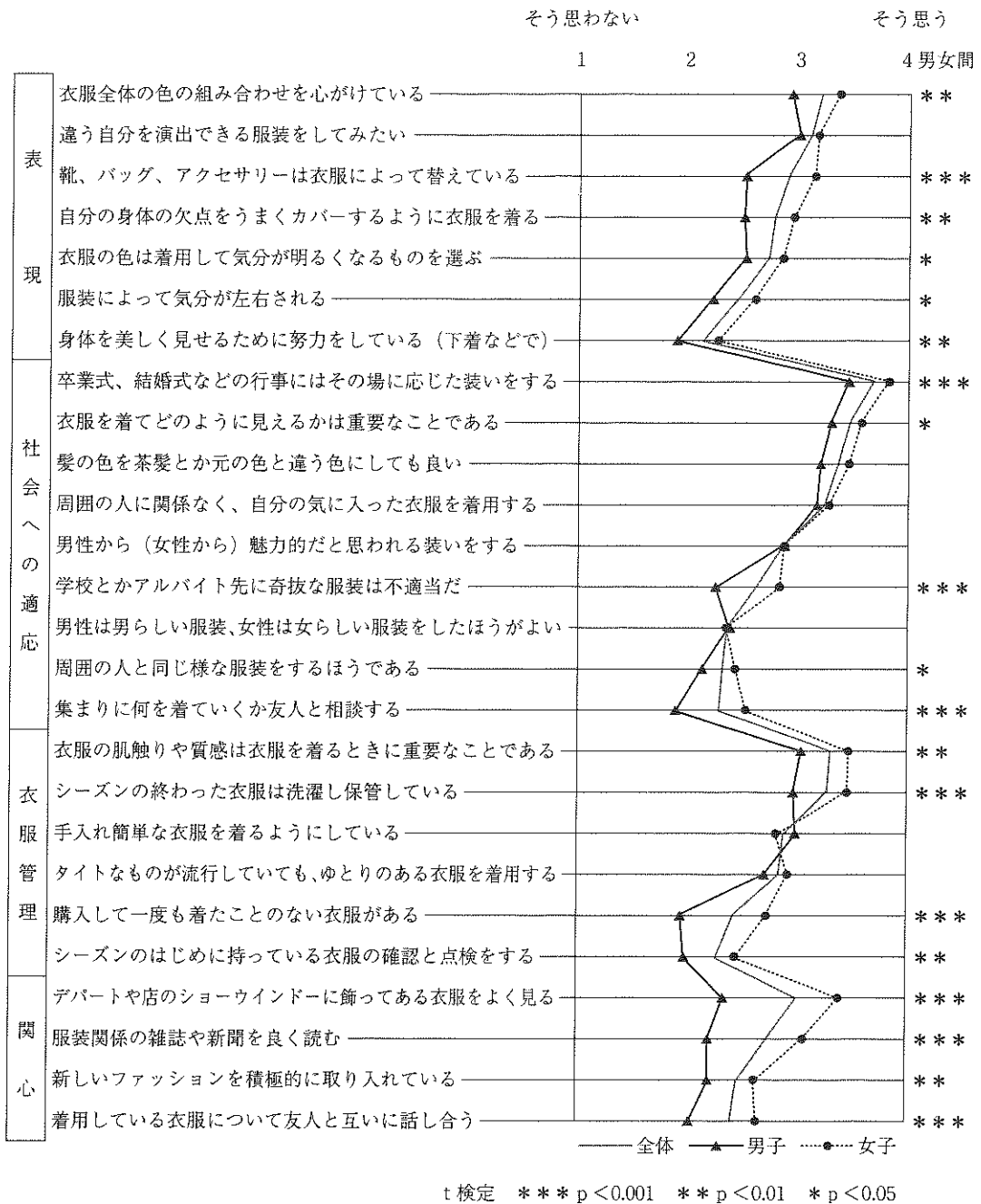


図3 着装について (全体・男・女)

女性はたくましくなり、男性は優しくなっている。「男性は男らしい、女性は女らしい服装をしたほうがよい」の項目に対し、そう思う、ややそう思う、と回答する男子は41.4%、女子43.7%である (図4)。学生の半数弱が男・女らしい服装をする事を肯定している。前述のt検定結果からも、「魅力的と思われる装いをする」「男・女らしい服装を

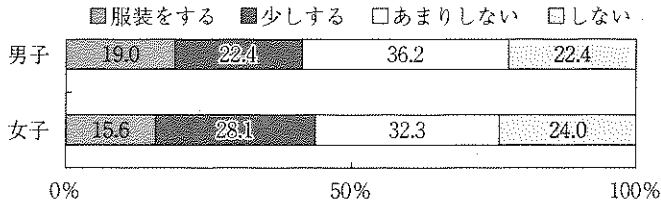
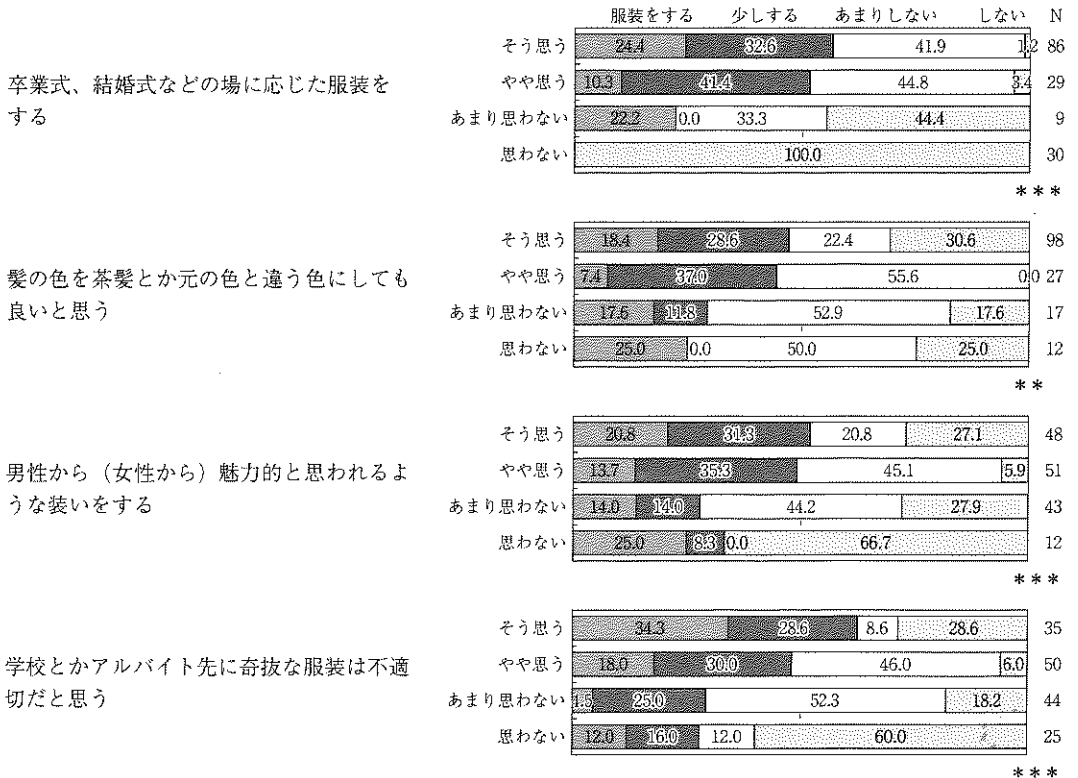


図4 「男・女らしい服装をした方がよい」に対する
反応結果（男女別）

する」の項目で、男女間の有意差が認められない。そこで、「男・女らしい服装をする」項目と社会への適応性（8項目）、表現性（7項目）をクロス集計し、有意差のある11項目を図5に示し、その関わりかたを検討する。

社会への適応性については、男・女らしい服装をしたほうが良いと思う学生と、思わない学生との2群間で、「行事などの場に応じた服装をする」「髪を元の色と変える」「異性から魅力的と思われる服装をする」「学校やアルバイト先に奇抜な格好は不適切と思う」「まわりと同じような服装をする」の5項目で差異が認められる。男・女らしい格好を肯定する学生は、行事、学校、アルバイトなど社会と接するとき、社会の衣服規範に同調しており、着装行動の中で、異性を意識したり、他から見られることを意識している。表現性では、「服装によって気分が左右される」「気分の明るくなるものを着る」で、高い有意差が認められ、「身体の欠点をカバーする」「身体を美しく見せる努力をする」の項目にも差がある。色の組み合わせに心がけるでは逆の優位が認められる。男・女らしい服装をする学生は衣服で気分の演出を行い、自分を美しく見せることに関心があり、衣服を着用することに積極的に関わっていることが明らかになった。



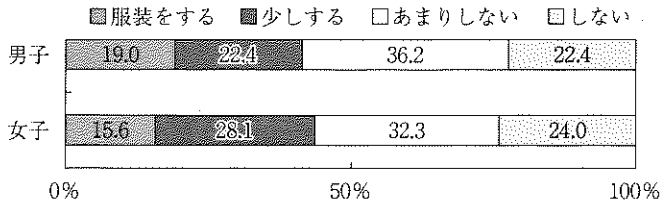
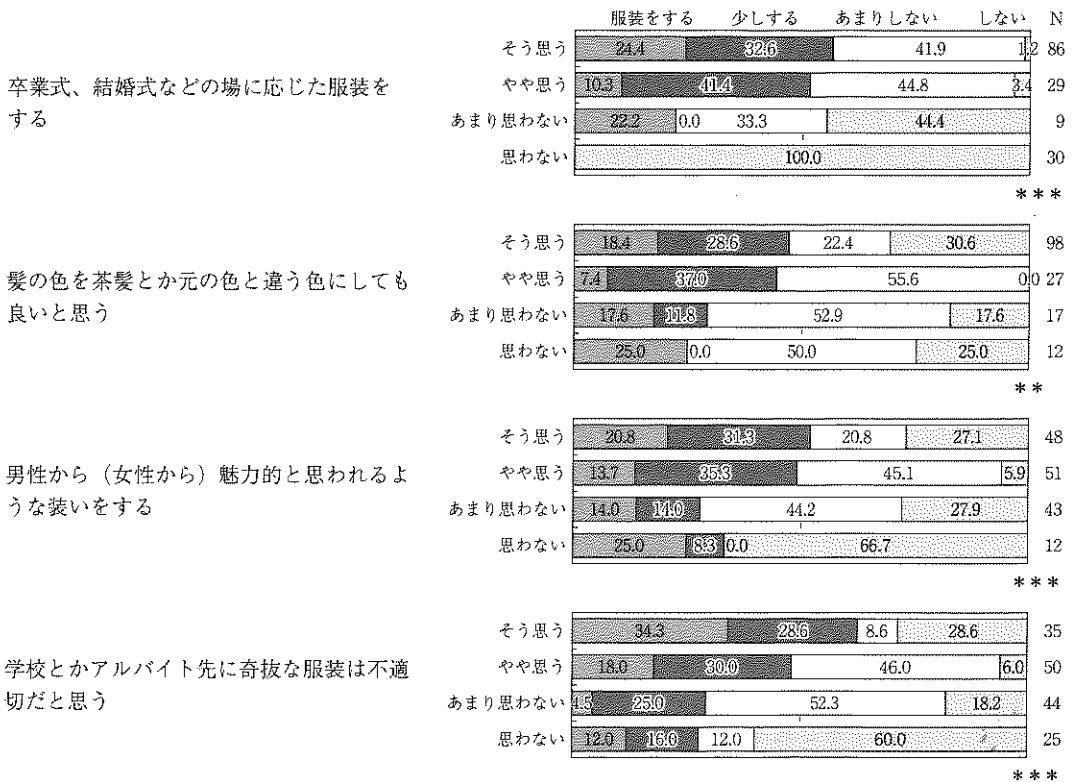


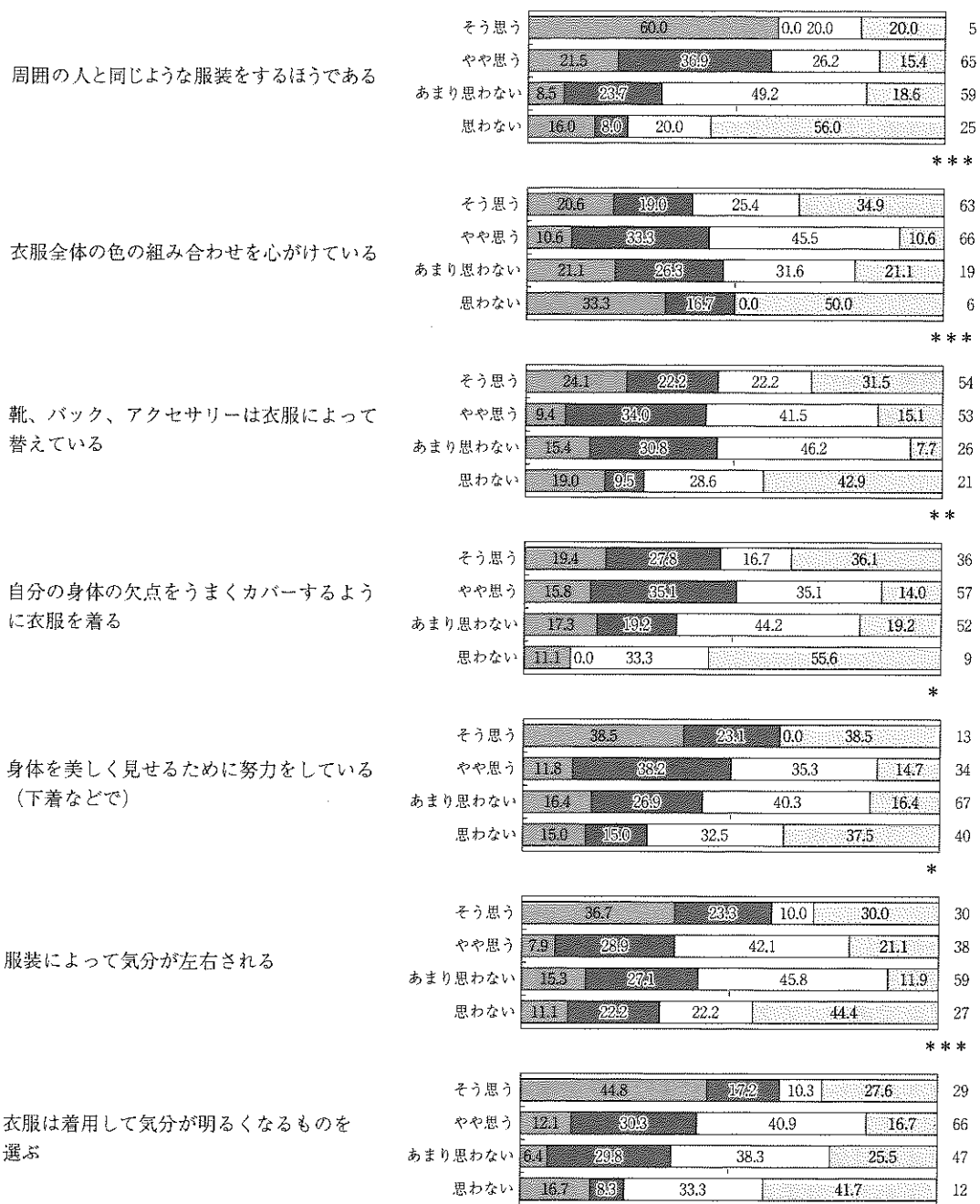
図4 「男・女らしい服装をした方がよい」に対する
反応結果（男女別）

する」の項目で、男女間の有意差が認められない。そこで、「男・女らしい服装をする」項目と社会への適応性（8項目）、表現性（7項目）をクロス集計し、有意差のある11項目を図5に示し、その関わりかたを検討する。

社会への適応性については、男・女らしい服装をしたほうが良いと思う学生と、思わない学生との2群間で、「行事などの場に応じた服装をする」「髪を元の色と変える」「異性から魅力的と思われる服装をする」「学校やアルバイト先に奇抜な格好は不適切と思う」「まわりと同じような服装をする」の5項目で差異が認められる。男・女らしい格好を肯定する学生は、行事、学校、アルバイトなど社会と接するとき、社会の衣服規範に同調しており、着装行動の中で、異性を意識したり、他から見られることを意識している。表現性では、「服装によって気分が左右される」「気分の明るくなるものを着る」で、高い有意差が認められ、「身体の欠点をカバーする」「身体を美しく見せる努力をする」の項目にも差がある。色の組み合わせに心がけるでは逆の優位が認められる。男・女らしい服装をする学生は衣服で気分の演出を行い、自分を美しく見せることに関心があり、衣服を着用することに積極的に関わっていることが明らかになった。



短期大学生の衣に関する意識と行動



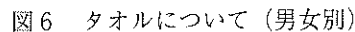
χ^2 検定 *** $p < 0.001$ ** $p < 0.01$ * $p < 0.05$

図5 「男・女らしい服装をしたほうがよい」と社会への適応性、表現性項目とのクロス集計結果

(5) タオルについて

① タオルに対する意識

学生のタオルの購入、選択基準、衣服への活用状況、タオル産業への関心について(11項目)の結果を図6に示した。



— 86 —

短期大学生の衣に関する意識と行動

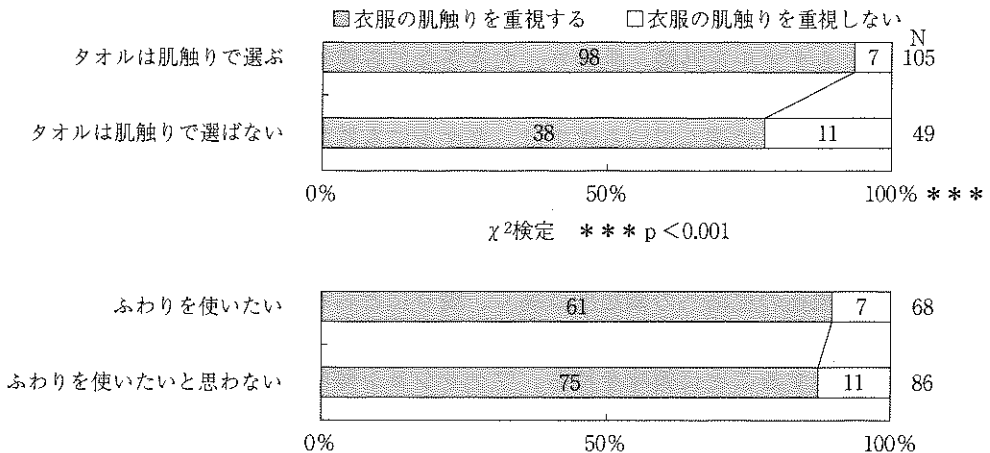


図7 肌触りに関する2群間の比較

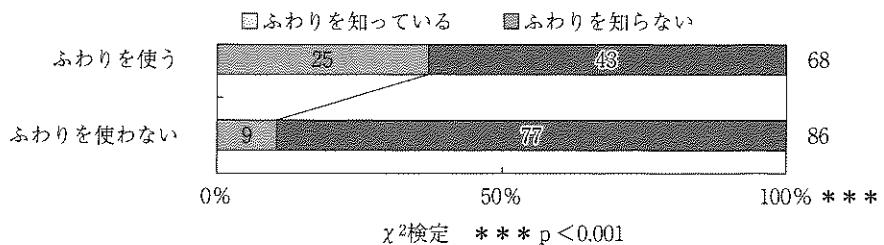


図8 ふわりを知っている・使うに関するクロス集計結果

触れて感じるものであるが、学生の認識度は十分でなく、知り、触れることが必要と思われる。

4. 要約・結論

短期大学生が快適な衣生活を送る手助けとなる資料を得るために、衣に関する意識を調査し、学生の衣服観、着装意識を明らかにすることを目的とした。結果は次のとおりである。

1. 学生は友人との関係を大切にし、しきたりや習慣にとらわれず、自分独自の生き方をし、現在の生活にほぼ満足している。
2. 衣服を、男子は快適な衣生活をもたらしてくれるもの、女子は社会環境にうまく適応するため着用するものととらえている。
3. 場に応じて周りに同調するが、自分の気に入った衣服であれば、周りにとらわれず着用する。色のバランスや持ち物を考え衣服を選んでいる。友人と相談するよりも自己の意志で衣服を選び、着用している。肌触り、質感、手入れなど衣服の機能性は高いものを選んでいるが、衣服を管理し、長く着用することの意識は低い。流行に関心を持ち、積極的に取り入れていく意識は女子が高い。
4. 男・女らしい服装をしたほうが良いと思う学生は、その場に応じた服装をし、魅力

- 的に思われることを望み、周囲の人と同じような衣服を着用する。
5. 男女ともタオルを外観、肌触り、大きさなどの使用感で選び、男子に比べ女子の購入、選択意識が高い。
 6. 衣服を肌触りで選んでいる学生は、タオルにも肌触りの良いものを求めている。地元の会社で作っているタオルや今治オリジナルブランド‘ふわり’を知り、関心を高めるには、知る機会と自ら進んで知ろうとする意欲を高めることが必要と思われる。

男女共に、現在の生活への満足度は高く、周りにとらわれず自己の意志を大切に行動するという意識が生活態度、着装行動より認められる。女子は男子より着装意識が高く、衣服を用いて表現することに興味を持ち、ファッション傾向への関心も高い。全般的に、学生の着装意識は、経済性の良い衣服よりも、着心地が良く、自分が気に入り、社会とうまく関わるために役立つ衣服を着用している。現在の社会・経済状況の中で、経済的な観点で衣服を活用することよりも、人にとって快適な環境を作り出すことを衣服に望んでおり、物質面より、精神面での安定を求めていることが明らかになった。

男・女らしい服装をしたほうがよいと思う学生は、衣服により社会へ同調しようとし、他に対して自分を表現し、着用することにより気分の転換をはかろうとしている。男・女らしい服装をしたほうがよいと思うことと、衣生活に積極的に関わっていく意識との関連が見られるが、さらに、性役割意識、個人の価値観と衣服の関係についても検討する必要があると考える。

衣服についての多くの知識をもつことにより、様々に日常の着装を変化させることができる。環境問題が取り上げられているなか、衣服の価値、衣服材料、衣服の廃棄状況等に関心を持ち、衣服を経済的な面で管理していく意識を高めたい。本学生のタオルに対する関心は、より広く深まる可能性をもっている。地元の衣料素材の良さを知り、活用し、衣生活に十分役立てたい。

終わりに本研究をまとめるにあたり、諸先生方の御助言を賜り深く感謝いたします。また、質問紙調査にご協力いただいた学生の皆様に深く感謝いたします。

引用文献

- 1) 神山進 衣服と装身の心理学 関西衣生活研究会 116~123 (1990)
- 2) 神山進 被服心理学 光生館 192~199 (1985)
- 3) 中島義明 神山進 まとう 被服行動の心理学 朝倉書店 166~171 (1996)
- 4) 辻悟一 えひめのタオル85年史 四国タオル工業組合 10~17 (1982)
- 5) 宮崎弦 テキスタイルレポート今治 今治繊維リソースセンター (1999)
- 6) 1999年2月23日付朝日新聞 今治タオル‘ふわり’新作発表
1999年2月27日付愛媛新聞 透ける軽いタオル発表 今治ブランド‘ふわり’展示会
- 7) 鮎田崎子 都築史子 愛媛大学生の着装に関する被服行動 愛媛大学教育実践研究指導センター紀要 第7号 33~46 (1989)
- 8) 鮎田崎子 森野由紀 大亀律子 朱丹陽 大学生の服装に対する意識と行動—松山市(日本)と北京市(中国)の比較— 愛媛大学教育学部紀要第1部 教育科学 第42巻 第2号 147~165 (1996)

不登校生を支援する地域活動のあり方

——「遊ぼう会」の活動を通して——

阿 部 清 子

1. はじめに

文部省が発表した1998年度の学校基本調査によると、病欠などの理由以外で年間30日以上学校を休んだ「不登校」の小・中学生は全国で127,694人となっており、少子化にもかかわらず、増加の一途をたどっている。

筆者は24年間にわたり中学校の養護教諭として勤務したが、その間多くの不登校の生徒達に出会い、子供達の自立へ向けての関わりはどうあるべきかを模索してきた。すなわち、不登校の生徒達が少しでも自立へ向けて成長する為には、まずまわりが不登校という状況を正しく理解することが必要であり、その上で、本人を信じ寄り添っていくことのできる環境づくりとお互いに支え合い共に歩もうとする仲間づくりが大切であると考えた。そして、その実践活動として、不登校の生徒への関わりを学校全体で取り組む体制づくりや不登校の生徒の保護者と教師が共に学び合う学習会づくりを行った。また、学校外のグループ組織として不登校の生徒が出会い、共に遊べる「遊ぼう会」をつくり、活動してきた。

ここでは、筆者の転勤・転職後も引き続き活動を行ってきた4年半の「遊ぼう会」への関わりを報告し、地域活動における不登校生への支援のあり方について考察した。

2. 「遊び」について

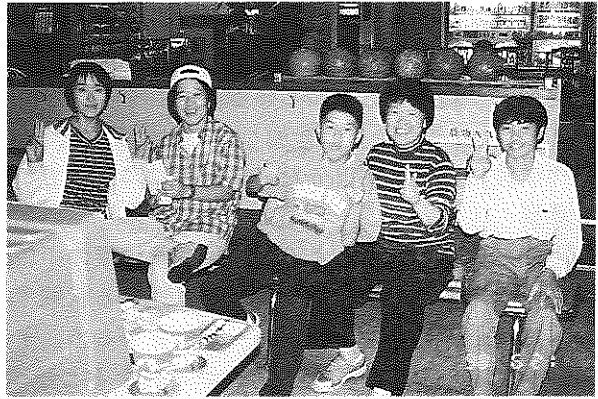
(1) 「遊び」の役割

ドイツの哲学者ラザルスは「単なる休養や睡眠では疲労の回復に十分ではなく、仕事の持続によって生じた有害な副産物は『遊び』によって除去される」と論じた¹⁾。また、パトリックは遊びを仕事と対比させ、遊びやスポーツ・レクリエーションによって労働の束縛から解放されることが最もエネルギーの再生効果をもたらす元気回復剤であると主張した²⁾。また、筆者の経験によると自由な遊びは子供の閉ざされた心を開放する効果をもつようである。すなわち、筆者が養護教諭として在職中、保健室登校生に対して本人の自由な意志で活動させるという方針で関わっていると、生徒達は“まんがを読む”“ゲームをする”“体育館でバドミントン・卓球・バレーボールをする”“手芸をする”などの様々な遊びを行うことができた。そして、そのような遊びを通じて次第に活動的になり、更に仲間といっしょに行動することができる様になり、保健室という限られた空間ではあるが、生き生きとした学校生活を送れるまでになったのである。

また、我々自身もストレスの如何に関わらず、「遊ぶ」ことでストレスを解消出来るこ

(3) 「遊ぼう会」の不登校生の事例

「遊ぼう会」のリーダー的存在で、不登校生が集まれる場づくりの発案者でもあったT君は中学校1年生の途中、突然不登校となった。2年生より保健室登校を始め、3学期より徐々に教室へ行くことができるようになった。3年生は教室に登校し、無事普通高校に進学することができた。しかし、高校1年生の途中で再び不登校となった。悩んだ



末、普通高校を退学し自分のペースに合わせて勉強できる通信制の高校に再入学した。この頃、T君が言いだしっぺとなり「遊ぼう会」ができた。そして、通信制の高校を無事卒業し、現在は中学校を卒業した不登校生が次の階段を上るためのサポートをするフリースペースの運営に携わっている。

また、県外に転居したN君は、小学校5年生より転校がきっかけとなり不登校となった。中学校では1日も登校することなく卒業した。中学校卒業後、時々中学時代に通っていた相談施設へ行くほかは、ほとんど家庭で過ごすという生活をしていた。「遊ぼう会」の初回からのメンバーだったが、すぐに転居となり、いっしょに「遊ぶ」ことはできなくなった。しかし、年に2回、飛行機で彼一人が帰省した時は、当時のメンバーが集まり大

遊ぼう会
から版

遊 ぼう !

9月の遊ぼう会。「ストライク」の嵐でした！
まずは、その様子を写真で見て、中々面白〜！

平成10年10月22日
創刊号

うがれた。

ホーリングは楽しいです、
(ダブル・ストライク！)

今日は小学校の運動会の
応援 and 出場(親の代理)
でサマ...バレーボールや
ミックスのスポーツは
エロ どうぞ!!? 10月22日

東洋生中継—— 10月22日
今から3日前、たどたどしい
エロ ストライク ダブル!!
トリプル!!?? 残念なバレー
10月21日、寝てしまいました。そへ
は、明日からリベンジ

10月22日、10月23日、10月24日、
10月25日、10月26日、10月27日、
10月28日、10月29日、10月30日、
10月31日、11月1日、11月2日、
11月3日、11月4日、11月5日、
11月6日、11月7日、11月8日、
11月9日、11月10日、11月11日、
11月12日、11月13日、11月14日、
11月15日、11月16日、11月17日、
11月18日、11月19日、11月20日、
11月21日、11月22日、11月23日、
11月24日、11月25日、11月26日、
11月27日、11月28日、11月29日、
11月30日、12月1日、12月2日、
12月3日、12月4日、12月5日、
12月6日、12月7日、12月8日、
12月9日、12月10日、12月11日、
12月12日、12月13日、12月14日、
12月15日、12月16日、12月17日、
12月18日、12月19日、12月20日、
12月21日、12月22日、12月23日、
12月24日、12月25日、12月26日、
12月27日、12月28日、12月29日、
12月30日、12月31日

ホールがまがる。
何で?

うまいかない。
どう... 俺は、アサウシの
数ヶ月... えへい 野球
by 熱血

リポーター
(ダブル・ストライク・スパー)

10月22日、10月23日、10月24日、
10月25日、10月26日、10月27日、
10月28日、10月29日、10月30日、
10月31日、11月1日、11月2日、
11月3日、11月4日、11月5日、
11月6日、11月7日、11月8日、
11月9日、11月10日、11月11日、
11月12日、11月13日、11月14日、
11月15日、11月16日、11月17日、
11月18日、11月19日、11月20日、
11月21日、11月22日、11月23日、
11月24日、11月25日、11月26日、
11月27日、11月28日、11月29日、
11月30日、12月1日、12月2日、
12月3日、12月4日、12月5日、
12月6日、12月7日、12月8日、
12月9日、12月10日、12月11日、
12月12日、12月13日、12月14日、
12月15日、12月16日、12月17日、
12月18日、12月19日、12月20日、
12月21日、12月22日、12月23日、
12月24日、12月25日、12月26日、
12月27日、12月28日、12月29日、
12月30日、12月31日

お話を始めました。...といても、
先生が切り替えてくれたものを、
模範生(先生)に、バレー
生け直すという... 道は険しい
スゴ〜リから退きかっつある
さーさーさー

なお、次回11月は、第3日曜日(15日)を予定しています。今度は、どんなスコア
の展開になるのでしょうか? 皆さんには、ひそかに、連続4のストライクを目指し
ます。

10月22日、10月23日、10月24日、
10月25日、10月26日、10月27日、
10月28日、10月29日、10月30日、
10月31日、11月1日、11月2日、
11月3日、11月4日、11月5日、
11月6日、11月7日、11月8日、
11月9日、11月10日、11月11日、
11月12日、11月13日、11月14日、
11月15日、11月16日、11月17日、
11月18日、11月19日、11月20日、
11月21日、11月22日、11月23日、
11月24日、11月25日、11月26日、
11月27日、11月28日、11月29日、
11月30日、12月1日、12月2日、
12月3日、12月4日、12月5日、
12月6日、12月7日、12月8日、
12月9日、12月10日、12月11日、
12月12日、12月13日、12月14日、
12月15日、12月16日、12月17日、
12月18日、12月19日、12月20日、
12月21日、12月22日、12月23日、
12月24日、12月25日、12月26日、
12月27日、12月28日、12月29日、
12月30日、12月31日

今月(10月)はお休みです。
11月まで、作戦を練って
下す。

食欲の秋、遊ぼう会に。
いい季節です。
さ〜、遊ぼう会でも
「遊ぼう会」はしゅう中!!

人数の「遊ぼう会」となる。現在は自分で計画を立てて旅行したり、天候不順による飛行機の着陸空港の変更などにも対応できるようになってきた。学校には行っていないが、塾で少しずつ勉強もし始めている。

また、「遊ぼう会」に参加していた頃は中学生だった O 君や S さんは高等学校卒業後、専門学校に進学して自分たちの目標に向かってがんばっている。

3. 考察

小野(1985)によると不登校生、特に家の中に閉じこもっている子供は、その心のエネルギーのほとんどが、無駄使いされている状態であり、不登校生を元気にし立ち直らせていくには、この心のエネルギーの浪費をやめ、それを貯めていくようにしてあげることが第一歩であり、また、すべてのカギになると述べている²⁾。その無駄使いとは一つは、他の人からの「学校へ行かないとダメじゃないか!」という非難や攻撃に対抗して、自分を守るために使われる心のエネルギーの浪費である。もう一つは、不登校生は「自分は登校していない悪い人間だ」という罪悪感に責めさいなまれており、登校していないことを何とか自分の中で正当化し、もう一人の自分を納得させるために使われる心のエネルギーの浪費であると述べている²⁾。

「遊ぼう会」の場においては、どの不登校生も実に生き生きとしており、心が元気になっているのがわかる。すなわち、心のエネルギーが貯まっている。

「遊ぼう会」の活動の多くはボウリングを行ってきた。これは、会に関わる大人が夜でなければ活動できにくい為、夜でもいっしょに遊ぶことのできる遊びとしてボウリングが適当と考えたことによる。

森(1992)はボウリングやゴルフという遊びについて次のように述べている。すなわち、これらのゲームでは個人内評価に基づいてハンディを設けることによって、どんなレベルの人も対等にプレイする。また、自分の出したスコアによって到達度が明確に表示され自分の努力の成果をはっきりと確認できるし、つぎの段階への向上の意欲がかきたてられる仕組みになっている³⁾。対人競争による評価を必要としないボウリングは学校に行けないと言う理由で自信を失っている不登校生にとって取り組みやすい遊びと言える。

毎回の「遊ぼう会」は、指定の時間にボウリング場に集合し、来れる者がただボウリングをいっしょにする。ゲーム中はスコアによって大声で共に喜んだり、くやしがつたりする様子が見られ、その時々感情を率直に出せる雰囲気も不登校生にとってよいように思う。また、ゲーム中は遊びに熱中しており、不登校生がその他の話をしている姿はあまり見ない。余計な話はしなくてもいいところがかえっていいのかもしれない。

不登校をしていると孤立しがちであり、不安感も強くなる。不登校をしているのは自分だけではない、同じ様に苦しんでいる仲間がいるということを実感し、一時であれ楽しい時間を共有することは不登校生を大いに勇気づけるものと思う。

また、不登校生同志でまだいっしょにボウリングができない子は隣のレーンで家族や教師とし、慣れるにつれて段々他の不登校生ともいっしょになるようになる。このことは不登校生の安心できる人間関係が、自分の家族から他のメンバーへと広がっていると考えられる。安心できる集団(依存できる集団)の中では心が安定し、エネルギーが蓄えられ、まだ未知の世界へと踏み出すことができるようになる。すなわち、自立にむけての積み重ねができるようになる。

高橋(1996)は子供が自立していくということについて次のように述べている⁴⁾。①子供が親や周囲に依存していた存在から独立した存在になっていくこと。②周囲の者や親達から教えられたり与えられていた価値観から、自分で独自の価値観を持つこと。③不安や恐怖をただ回避するのではなく、独自の判断で対決するようになること。④自己責任を負うようになること。⑤親や教師達から与えられた友達という人間関係から、自分で体験的に得た共感関係を維持できる親友を得ていくこと。⑥中性的(性に無関係)な存在から性的な存在になっていくこと。⑦自分自身を内的存在からも見つめることができるようになること。⑧社会集団に所属していくこと。

前述の「遊ぼう会」の不登校生の事例を見ると、このような自立に向けて成長している様子が伺える。

最近の「遊ぼう会」の参加者は5、6人でそのうち不登校生は1人である。不登校生の参加者が学校復帰をしたり、不登校の子供や親の援助を目的に1997・7月開設された「こすもすの家」への通所など、自分の居場所をみつけたために少しずつ減少してきた。この「こすもすの家」の開設に伴い、「遊ぼう会」の役割も小さくなってきたようにも思えるが、いろいろなタイプ、いろいろな段階の不登校生がいることを考えると、ひとりひとりのニーズに合った受皿が必要であり、会の存続の意味もあるのではないかと思う。

4. ま と め

「遊ぼう会」は筆者が養護教諭として勤務中、友人(他校の教師)と協力してスタートした活動のため、純粹に地域活動とはいえない点もあるが、学校という教育現場以外のところでの全く個人的な関わりであり、特に転職後の2年間は地域の大人として不登校生の成長を見守ってきた。すなわち、不登校生を支援する学校関係者のグループ活動から不登校生を支援する地域活動へと役割が変わってきたといえる。

学校教育の現場においては、学校関係者(担任・養護教諭)として不登校生と関わる期間は限られている。卒業してしまうと繋りがなくなってしまう場合が多い。しかし、子供の自立には時間がかかるため継続した関わりが重要である。この点において、不登校状態である彼らのありのままを受け入れ、継続して支援していこうとする地域集団の存在は、彼らの不安感や孤立感を和らげ、自立への成長過程において、意義あるものと思う。

5. お わ り に

学校不適応対策調査研究協力者会議(1992)は普通に登校している子供の中にも潜在的登校拒否群が多く存在していること、すなわち「登校拒否はどの子にも起こりうる」ということを指摘した。このように近年、不登校に対する理解が広まり、登校しない子供が特に問題を持っているというような偏見は持たれにくくなってきた。しかし、直接関わりのない人々の不登校生への理解はまだまだ不十分であり、心無い言動が一層彼らを苦しめ人間不信に追い込んでいる。

地域社会における不登校に対する正しい理解の更なる広がりや支援の必要性を痛感すると共に、筆者自身も今後さらに研究・実践を積み重ねていく必要性を感じる。

本学における保育所保育士養成の現状と課題

—— 保育所実習事前指導での達成感推移をもとに ——

長 尾 愛 子

1. 問題と目的

保育所をとりまく状況が大きく変動しつつある今日、保育所保育士にも多岐にわたる様々な役割が求められている。エンゼルプランの策定、児童福祉法の改正及びそれに伴う保育所保育指針改訂等の進行と同時に、地域の子育て支援者としての保育士に期待される役割もより高度化・複雑化してきている。この時代の要請に対応できる保育士を養成するには、これまで以上の養成校における実習事前事後指導及びカリキュラム構築等が要請されてきているといえよう。望ましい保育者としての資質を身につけさせるために、各養成校では、従来から様々な取り組みが行われている。しかし、実習生として具備すべき基本的要件というのは各校とも同じであるにしても、その指導内容は、在学している学生の質・状況によって様々である。各養成校では、在学している学生の質・傾向によって、その具体的方法が問われ、より効果的な結果をもたらすためのカリキュラムの改善・検討が常に求められている。これは、各保育者養成校にとっての一つの大きな課題となっているといえる。

また、2年間の教育課程の中でも、特に保育・教育実習の果たす役割は大きく、理論と実践の有機的結合はもちろんのこと、保育者としての自己の課題を明確にし、使命感を形成していく上でも、重要な位置づけとなっている。従って、その実習に取り組む際は、望ましい保育者像により近づくために、実習生としての基本的要件を準備した上で実習に臨むことが必要となってくる。特に、どのような項目が早い時期からの気づき・習慣づけとして効果的となるのか、また実習を通して大きく成長する項目は何か等、明確にしていくことは、学生の資質とその傾向を探り保育所実習事前事後指導の内容充実とカリキュラム検討をしていく上での判断材料となると考える。

本学の問題点として明らかなことは、附属の実習園がないため、現場との連携の低さから生じる、乳幼児との身近な接触経験不足があげられる。また、保育所・幼稚園における乳幼児関連の実習が2年次に設定されているために、子どもと関わる時期が遅すぎることから生じるイメージ化の貧困さがあげられる。本研究では、このような問題点から導き出されている改善策を裏付けるためにも、学生への自己チェックを経時的に行い、問題点を明確化する。そして、早期に自己を分析し、自ら課題を見出し到達に向かって努力することの意味と必要性を検証していく。

望ましい保育者としての資質を育成するための取り組みは、各養成校による従前の研究の中でも多くとりあげられている。鳴原（1993）は、養成校としての実習体制について検

討することで実習事前・事後指導の内容と成果を明らかにしている。小関ら(1998)は、実習事前指導の理解度と実習の充実度についてとりあげ、事前指導のあり方が実習成果に大きく影響してくることを分析している。森ら(1999)は実習の現状と課題として実習自己評価と事前指導の関係を述べている。武市(1998)は、常に課題意識をもった実習への取り組みとしての事前指導について、その授業改革について考察している。沢田ら(1993)は、保育所実習の評価(自己評価と客観評価)を分析することにより、実習のねらいがどの程度達成されているか明らかにしている。三木ら(1998)は、Bandura(1977)の自己効力感に触発され進められた研究をもとに、保育実習後の効力感の高まりと自己評価得点との関係について検討している。また条ら(1987)は、望ましい保育者像として、パーソナリティ・知的能力・実践力を持つことの必要性を述べている。岡田(1991)は、保育現場からみた好ましい実習生として第一に人格が重要であることを述べている。さらに田尻(1992)は、入学以来の徹底した2年間の実習指導をトータルで捉えた自己目標の達成感推移と学内指導のあり方について分析している。これら一連の先行研究は、全てが、望ましい保育者としての資質を養成するための試みであるといえる。保育者としての基本的要件を具備するための各養成校による効果的な取り組みとしては、養成校の置かれている状況や開講科目及び学生の質等により、各々違いがあるといえる。その学生の質・傾向性をまず捉え、その特質にあった実習事前指導に取り組むことが、重要な課題となってくるといえる。

そこで本研究では、特に菱谷・田尻の1990年度に検討し作成した自己到達目標チェックリストを一部改訂して用い、本学における保育所保育士資格取得を目指す2年次学生を対象として、その実態を検証していく。また、そこから導き出される本学の学生の資質とその傾向性を探り、保育所実習事前事後指導の内容充実と本学のカリキュラム検討をしていく上での判断材料とすることを目的とする。

2. 方 法

(1) 調査方法

質問紙による繰り返し調査を行った。

(2) 調査対象者

本学幼児教育学科保育所実習指導受講者1998年度2年生男女学生39名(男子18名、女子21名)及び1999年度2年生男女学生36名(男子11名、女子25名)。有効回答率は84.0%であった。

(3) 調査期間

調査は、経時的に3回実施した。1回目は、保育所実習指導の開講第1回めである2年次4月、2回目は教育実習直前の6月末、3回目は教育実習・保育所実習を全て終えた2年次後期の11月である。いずれも1998年度2年生及び1999年度2年生に実施した。

(4) 調査内容

実習生が、実習事前に具備しておくべき基本的要件としての45項目について、自己チェックさせた。項目は、職務及び生活態度に関する項目・生活習慣の自己管理に関する項目・乳幼児理解への学習意欲に関する項目・乳幼児保育実践指導技術に関する項目から構成した。この尺度は、菱谷・田尻(1990)が検討し作成した「自己到達目標チェックリス

ト」を一部改訂して用い、その45項目中信頼性の高い項目として計33項目を採択した。

(5) 調査票の回収状況

3回の繰り返し調査を完了出来なかった12名については、データアウトした。有効回答数は63名で有効回収率は84.0%であった。

(6) 分析の方法

実習生としての到達目標の各項目について、自己達成感を0, 1, 2点と点数化し、3段階評定とした。高得点であるほど、この自己達成感が高く認知されていることを示している。本学幼児教育学科学生の保育者としての資質と獲得状況の傾向性を明らかにする分析については、1998年度2年生と1999年度2年生の間に平均得点による統計上の差が認められなかった為、2年間の傾向として結果の処理を行った。また、男女間についても同様である。

3. 結 果

(1) 実習前に具備すべき基本的要件

Table 1 に示す通り、実習前に具備すべき基本的要件に関して分散分析を行った。その結果、「職務・生活態度」において時期の主効果が有意であった ($F=4.74$ $df=2$ $p<.01$)。多重比較の結果、「職務・生活態度」項目平均においては、Ⅰ期からⅢ期において有意差が認められた。また、「学習意欲」項目平均においても、時期の主効果が有意であった ($F=34.32$ $df=2$ $p<.01$)。多重比較の結果Ⅱ・Ⅲ期はⅠ期より、Ⅲ期はⅡ期より、有意に得点が高くなっている。すなわち、Ⅰ期からⅡ期、Ⅱ期からⅢ期、Ⅰ期からⅢ期の間で、「学習意欲」高まりが示された。さらに、「保育指導技術」においても、時期の主効果が有意であった ($F=11.11$ $df=2$ $p<.01$)。多重比較の結果、Ⅲ期はⅠ・Ⅱ期より、得点有意に高くなっている。すなわち、「保育指導技術」は、Ⅰ期からⅡ期に至るまでは大きく変化しておらず、Ⅱ期からⅢ期という実習直前から実習を経て上昇している点が明確となった。

「自己管理能力」においては、有意な主効果は示されなかった。また、「職務・生活態度」「学習意欲」「保育指導技術」「自己管理能力」の各々について、経時的に各時期間のピアソン相関係数を求めた。その結果、全ての下位尺度において相関が高く ($r=.31 \sim .73$)、経時変化が安定していることが示された。

Table 1 自己到達目標における各時期の平均値と分散分析結果

	Ⅰ 期		Ⅱ 期		Ⅲ 期		F 値 多重比較	df
	$\bar{X}$	SD	$\bar{X}$	SD	$\bar{X}$	SD		
職務・生活態度	1.487(0.17)		1.625(0.15)		1.700(0.16)		4.74** Ⅰ<Ⅲ	2
自己管理能力	1.293(0.24)		1.374(0.21)		1.429(0.20)		n.s.	2
学習意欲	1.346(0.06)		1.470(0.05)		1.629(0.05)		34.32** Ⅰ<Ⅱ・Ⅲ, Ⅱ<Ⅲ	2
保育指導技術	0.865(0.30)		1.027(0.27)		1.400(0.21)		11.11** Ⅰ<Ⅲ, Ⅱ<Ⅲ	2

n=63 ** $p<.01$

(2) 各時期における項目毎の得点平均

各時期における項目毎の得点平均の変化を、Ⅰ期の高得点順に Table 2 と Fig. 1 に示した。

次頁に示すとおり、Ⅰ期において1.5以上の高得点だった項目として、「子どもと同じ感動する心」「食行動への配慮」「明るく元気な挨拶」「季節・動植物への親しみ」「自分で起床できる」があげられる。また、0.8以下の低い達成感だった項目としては「おむつ交換」「読み聞かせの保育技術」「未満児の遊び5つ以上」「調乳と授乳」「指導案作成」ということがわかる。しかし、Ⅰ期からⅡ期・Ⅲ期と実習直後までの達成感の推移の仕方については、各項目毎に異なっている。

Ⅰ期から比較的高得点から始まり、実習直後でほぼ到達したと感じられる項目もあれば、殆ど達成感の得られないままの状態を終了する項目もみられた。Ⅰ期からⅡ期の段階

Table 2 全項目における各時期の平均値と標準偏差 (Ⅰ期の高得点順)

項 目	Ⅰ 期		Ⅱ 期		Ⅲ 期	
	$\bar{X}$	SD	$\bar{X}$	SD	$\bar{X}$	SD
子どもと同じ感動する心をもっている	1.746	(0.50)	1.794	(0.77)	1.873	(0.38)
箸使い等の食行動の配慮ができる	1.714	(0.52)	1.698	(0.48)	1.746	(0.47)
明るく元気に挨拶が言える	1.698	(0.49)	1.873	(0.52)	1.921	(0.27)
季節・動植物への親しみ等心のゆとりがある	1.587	(0.61)	1.714	(0.33)	1.794	(0.51)
朝、人に起こされずに自分で起床できる	1.524	(0.66)	1.651	(0.55)	1.635	(0.60)
目上の人へ適切な敬語を使うことができる	1.476	(0.53)	1.603	(0.62)	1.810	(0.39)
約束を遵守しと責任をもった行動ができる	1.476	(0.64)	1.667	(0.49)	1.762	(0.43)
正確な報告・連絡をすることができる	1.444	(0.53)	1.571	(0.50)	1.698	(0.49)
提出物の期日を遵守することができる	1.413	(0.58)	1.492	(0.53)	1.524	(0.61)
学習課題へ意欲的に取り組んでいる	1.413	(0.58)	1.444	(0.59)	1.619	(0.60)
日頃から乳幼児との関わりを心がけている	1.397	(0.72)	1.476	(0.56)	1.651	(0.51)
赤ちゃんの抱き方	1.333	(0.64)	1.429	(0.69)	1.524	(0.61)
保育技術習得のために努力している	1.333	(0.67)	1.556	(0.66)	1.698	(0.49)
授業には遅刻をせず出席している	1.317	(0.64)	1.492	(0.56)	1.492	(0.66)
全教科に対する学習意欲をもっている	1.302	(0.70)	1.413	(0.64)	1.619	(0.60)
字を丁寧に書く努力をしている	1.286	(0.76)	1.460	(0.63)	1.556	(0.58)
好き嫌いのない栄養摂取を心がけている	1.254	(0.73)	1.286	(0.64)	1.381	(0.68)
規則的な排便がある	1.254	(0.71)	1.349	(0.72)	1.302	(0.75)
以上児の遊び5つ以上知って使える	1.254	(0.82)	1.397	(0.69)	1.794	(0.48)
クラスでの協調的関わりができる	1.190	(0.71)	1.397	(0.79)	1.492	(0.64)
毎朝の朝食をとっている	1.143	(0.89)	1.159	(0.66)	1.286	(0.84)
体力増進への努力をしている	1.127	(0.70)	1.206	(0.88)	1.444	(0.68)
早寝早起きの生活リズムが整っている	1.032	(0.80)	1.270	(0.67)	1.206	(0.78)
作って遊べる製作5つ以上もっている	1.032	(0.82)	1.095	(0.78)	1.492	(0.69)
生活の歌を暗譜して弾き語りできる	0.968	(0.84)	1.127	(0.83)	1.492	(0.66)
正確に指・手遊び5つ以上できる	0.905	(0.77)	1.079	(0.85)	1.429	(0.66)
おむつ交換	0.778	(0.79)	0.905	(0.74)	1.159	(0.62)
読み聞かせの保育技術を身につけている	0.762	(0.73)	0.952	(0.77)	1.508	(0.59)
未満児の遊び5つ以上知って使える	0.635	(0.74)	0.841	(0.72)	1.222	(0.72)
調乳と授乳	0.603	(0.72)	0.937	(0.72)	1.095	(0.73)
指導案作成が充分できる	0.381	(0.63)	0.508	(0.66)	1.286	(0.68)

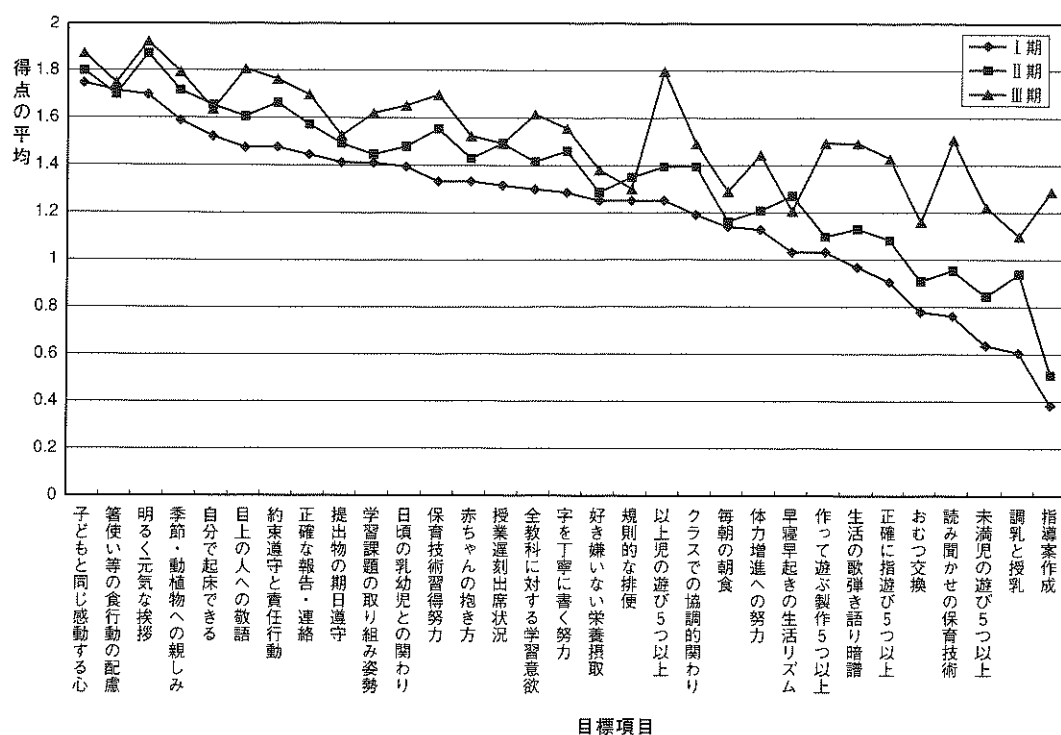


Fig. 1 各時期における得点平均

で改善される項目については、より早い気づきにより上昇されるということが明らかとなった。その具体的項目としては、「明るく元気な挨拶」「保育技術習得努力」「全教科に対する学習意欲」「字を丁寧に書く努力」「約束遵守と責任行動」「クラスでの協調的関わり」「早寝早起きの生活リズム」「読み聞かせの保育技術」「調乳と授乳」などがあげられる。また、Ⅱ期からⅢ期までの実習前から実習を経て実習後に到達している項目については、実習を体験してこそ自己到達するという結果が明らかとなった。その具体的項目は、「指導案作成」「以上児への遊び」「未満児への遊び」「指遊び」「読み聞かせの技術」「学習意欲」などであった。さらに、全ての項目が、Ⅰ期からⅢ期までを通して確実に上昇していることが示された。

(3)「保育所実習指導」授業内容について

Table 3 に示すとおり、2年次保育所実習を履修する学生に対して学内における事前事後指導として「保育所実習指導」が開講されている。学生の到達目標の変化と「保育所実習指導」の授業指導内容とは、深い関わりがあるといえよう。また、本学の2年間で開講される各専門科目についても同様である。

保育指導技術の習得や本人の人格（性格面）に関する矯正等については、保育所実習指導の授業内だけでの徹底は困難であるが、この授業では、本人への動機づけを高めたり、短所および常識の欠如等への気づきを与える契機となることをねらっての指導を行った。特に継続的に徹底して訓練した内容としては、「職務・生活態度」項目の中の出席状況・提出物の締め切り厳守などである。やむを得ず遅刻・欠席をする場合の届け出や報告、ま

Table 3 保育所実習指導授業内容

保 育 所 実 習 指 導 授 業 内 容		
1. 保育所実習事前指導		
• 保育士養成の教育目標について	• 望ましい保育者の資質について	
• 保育所の意義・目的について	• 実習実施計画と資格基準について	
• 保育所の目的・機能および実状について	• 実習生としてのあり方	
• 保育所実習 VTR 上映（保育所実習方法）	• 実習資格チェック	
• 見学・観察・参加・責任実習の意義と目的	• 実習前個人面接	
• VTR を活用しての観察記録方法	• 実習日誌の書き方について	
• 実習の心得・実習評価項目について	• 指導案作成のポイント	
• 実習オリエンテーションについて	• 保育内容演習（指導技術）	
• 夏期休暇課題（教材製作）	• 実習直前指導	
• 実習前資格審査	• 実習課題設定	• 書類作成
2. 保育所実習事後指導		
• 謝礼文作成	• 所感及び問題点と対応策発表	• 実習後個人面接
• 実習日誌点検指導	• 評価表のフィードバック	• 自己評価と客観評価比較
• 実習課題による研究論文作成		• 研究発表

た実習への資格基準として、遅刻欠席者および提出日厳守できなかった学生に対してペナルティを課す等の、社会人としての常識については、訓練による気づきを促した。このような基本的事項の上に、保育者として身につけるべき実践能力として、保育の設計・実施・評価に関する能力の育成に力を入れた。これは、本学学生の質的レベルの問題等を考慮しての指導内容・方法となるため、個人差が大きく、常に個々の効果を確認しながら試行錯誤の連続であった。その個人差を考慮するために、授業内を利用して、集団および個別指導を取り混ぜての指導を行った。また、本学は、少人数制の授業構成であるため、個別の学生フォローが可能となる。そこで、学生に対して短所のみの気づきを促すことだけに終始せず、長所については充分認め自尊心を保たせながらの指導を心がけた。

4. 考 察

（1）実習前に具備すべき基本的要件

実習前に具備すべき基本的要件について、先述したように「職務・生活態度」「学習意欲」「自己管理能力」「保育指導技術」の項目から構成し、全てにおいて自己到達しておくべき事項として掲げている。人格的な部分を多く含む「職務・生活態度」項目は、Ⅰ期からⅢ期において有意差が認められたが、このことは、やはり早い時期からの意識づけを行い、自己分析をすることの必要性を示唆している。実習を通して保育現場という社会での体験が、さらに社会人としての自覚と責任感に繋がっていくといえる。保育現場で成長する保育士の必要条件としても述べられているが、職業人としての基本的な姿勢が身につけていることがまず要求されることである。また仕事に対する責任感につながる基本的部分が身につけば現場の方でも、人材として育てることが可能となるということであった。

「学習意欲」項目平均においても、多重比較の結果Ⅱ・Ⅲ期はⅠ期より、Ⅲ期はⅡ期より、有意に得点が高くなっている。すなわち、Ⅰ期からⅡ期、Ⅱ期からⅢ期、Ⅰ期からⅢ

期の間で、全てにわたって保育所保育士になるための「学習意欲」の高まりが見られたといえる。Ⅰ期からⅡ期の有意差が認められたことから、2年次4月よりも早い時点でこのような保育者として必要な資質に関する自己チェックを行えば、さらに早い時期からの意識づけとして、効果的な結果が得られると考えられる。また、自己認識をし、課題に向かって取り組む姿勢にも大きく影響してくるのではないだろうか。

さらに、「保育指導技術」においては、Ⅲ期はⅠ・Ⅱ期より、得点有意に高くなっている。すなわち、「保育指導技術」に関しては、Ⅰ期からⅡ期に至るまでは大きく変化しておらず、Ⅱ期からⅢ期で上昇していることが示されている。これは、田尻（1992）の先行研究の結果ともほぼ一致している（田尻，1992）ことから、保育指導技術については、実際に乳幼児を前にしての接触経験から身につく点が大きいのといえる。

事前指導では、模擬保育等によって実際の子どもをイメージ化させながら、実習前に必要な保育技術の習得にも力をいれているのであるが、このことは、学内指導を行いながらも、やはり早い時期から実際の子ども達と接触する機会を、並行して取り入れることの必要性を示唆している。さらに、実習を1年次から行っていくことが効果的であることも明らかである。

「自己管理能力」においては、有意な主効果は示されなかったことから、入学前からの生活習慣について関連があるといえる。なかなか改善がみられない項目ではあるが、学内指導としては、常に気づきを促すような指導と地道な繰り返しの訓練・働きかけによる態度形成が必要となってくるであろう。そして、その上昇のためには、本人の自覚と努力が大きな影響をもたらしているのである。

（2）各時期における項目毎の得点平均

この調査をすることで各個人の資質の傾向も明らかとなった。本学は、少人数であるので、授業中にフィードバック等行いながら、個別指導という丁寧な関わりを心がけていく必要がある。どの部分が苦手であるか、獲得されている資質は何か、個別に記録を追っていくことによって、より効果を期待することができると考える。今後も、全体の傾向性を捉えながらも、学生個人の課題を明確にし、それを提示していくことで本人の自覚及び自己課題の明確化をはかることができるのである。そして、望ましい保育者像として、社会性・情緒・心身の健康などのパーソナリティの問題、専門的知識や理解力などの知的能力、保育技術としての実践力等、それらを兼ね備えた保育者の養成を目指して取り組んでいくことが必要となってくる。

先に述べたとおり、Ⅰ期において1.5以上の高得点だった項目としては、「子どもと同じ感動する心」「食行動への配慮」「明るく元気な挨拶」「季節・動植物への親しみ」「自分で起床できる」があげられる。特に「子どもと同じ感動する心」については、幼児教育学科を専攻する学生の特徴でもあり、この部分が大きく欠けている学生については、本学には殆んどみられなかった。本学学生の長所と思われる点については、低下しないよう認めながら働きかけていくというような学科内の雰囲気作りや教育的配慮も重要となってくる。なぜならば、養成校に入学してくる学生の学力・基本的マナー等の質は、年々低下していく傾向にあり、以前までの学生指導にプラスして、様々なフォローを要することが明らかとなってきているからである。

また、0.8以下の低い達成感だった項目としては「おむつ交換」「読み聞かせの保育技

述べた結果のとおり、出席状況・提出期限厳守・遅刻欠席者へのペナルティを課すなど、担当者としては労力を要することではあるが、引き続き積み重ねて徹底していくことが必要であると思われる。また、このような基本的事項の上に、保育者として身につけるべき実践能力については、少人数制の授業構成を利用して、個人差を考慮しての集団および個別指導行っていくことが大切であるといえる。さらに口頭発表や討議を中心とした学生間の相互学習によって、課題を発見・提供する機会を多く取り入れていくことも重要である。

また、先行研究では、実習後3～4割の学生に、保育技術に関する項目群などの達成感の低下がみられているが、これは本調査とは一致していない。しかし、稀にみられる実習後の達成感低下に対する学生に関しては、個別面接等を利用して、速やかにフォローを行い、その自信回復などに努めていくことが大切であると考ええる。

以上のようなことから、今後は、限られた年限の中で、現代の多様な保育ニーズに応えることのできる豊かな人間性と専門的知識・技術を兼ね備えた保育士を養成することの重要性を踏まえ、授業改革を試みていくことを課題として日々取り組む必要がある。ここ数年、現場の保育士からみた実習生の特徴として、センスと表現の新しさはみられるようになってきたが、社会性の欠如や生活技能の低さ、また使命感・責任感の低さも指摘されている。このような点を補いながら、さらなる訓練的な学内指導を進めていくことも要請されているといえよう。

5. ま と め

本研究では、本学保育所実習指導を履修している2年生を対象として、学生への自己チェックを経時的に行うことにより、本学の学生の資質とその傾向性を認識するとともに、本学の問題点の検証と保育所実習事前事後指導のあり方について、以下の知見を得ることができた。

本学の学生の資質として明確となった点として、自己の達成感は、4月から実習後まで確実に上昇していくことが分かった。しかし、項目によっては、実習直前になってもなかなか達成感の得られない項目もあった。低い達成感のまま実習を迎えていることが明らかとなった。また、特に乳幼児への保育実践指導技術に対しての達成感が低い学生が多いことがあげられる。これは、1年次の早い時期から、乳幼児との接触機会を多く取り入れることの必要性を示唆している。

実習前に具備すべき基本的要件として、人格的な部分を多く含む「職務・生活態度」や「学習意欲」項目は、早い時期からの意識づけを行い、自己分析をすることの必要性を示している。実習を通して保育現場という社会での体験が、さらに社会人としての自覚と責任感に繋がっていくといえる。また自己認識することで、課題に向かって取り組む姿勢もみられることがわかった。早い時期から実際の子ども達と接触する機会を取り入れ、実習を1年次から行っていくことが効果的であることを示唆している。「自己管理能力」においては、入学前からの生活習慣について関連があるといえる。なかなか改善がみられない項目ではあるが、学内指導としては、常に気づきを促すような指導と地道な繰り返しの訓練・働きかけが必要となってくることが明らかとなった。このような点からも、今後の保育所実習事前指導において、従来の指導内容に加えて、より補うべき点と、場合によっては各教科の協力を要請すべき点、個人のレベルに合わせた個別指導の必要性などが明らか

となった。また2年間の各実習や教科を系統的に考えた指導が重要であるといえる。

以上のように、本調査では、本学保育所保育士を目指す学生の質と、自己目標の到達への傾向性として、その実相を捉えることができた。しかし、今回の調査では、実習事前指導内容及び実習体験が、直接的にどのように関連してきているか明確に検証されていない。また客観評価との対比も必要であると思われる。従って、今後は、継続して具体的実習事前指導内容とその効果との因果関係及び関連性を検証することによって、その具体的授業方法の改善策を見出していくことを課題とし、さらに研究を進めていく所存である。

参考文献

- 赤澤淳子・寺川夫央（1998）：保育者養成学科の学生における自我同一性と養護性の経時的変化，*保母養成研究*，16，pp.1-9.
- 岡田耕一（1991）：望ましい保育所実習のあり方について，*武蔵野短期大学研究紀要*，5，pp125-133.
- 小関賢・小川克博・水野則子（1998）：実習の事前指導における授業改革の試み－事前指導の理解度と実習の充実度・成果－，*全国保母養成協議会第37回研究大会*，pp.60-61.
- 沢田孝二・小林栄子（1993）：保育所実習の評価に関する研究，*保母養成協会第32回研究大会発表要旨集*，pp 126-127.
- 嶋原晶子（1993）：実習事前・事後指導の試み（2）－実習直前・直後指導について－，*保母養成協会第32回研究大会発表要旨集*，pp130-131.
- 関聡・岡村弘（1993）：保育者養成教育課程の構造化と主体化の試み－自己評価・自己点検の視点をふまえて－，*保母養成協会第32回研究大会発表要旨集*，pp26-27.
- 武市寛子（1998）：課題意識をもって実習に取り組むために，*全国保母養成協議会第37回研究大会発表論文集*，pp.108-109.
- 田尻由美子（1992）：保育実習生の実習前後における「自己到達目標」達成感の推移と学内指導について，*精華女子短期大学紀要*，19，pp.73-82.
- 豊永家壽子・三池裕子・坂口りつ子（1999）：保育者の資質に関する一考察－実習生の日常性の評価－，*全国保母養成協議会第38回研究大会発表論文集*，pp.32-33.
- 西山孝子・糸静子・豊永家壽子・坂口りつ子（1993）：保育所実習指導に関する一考察（Ⅰ）－養成校と学生の実習への取り組み－，*保母養成協会第32回研究大会発表要旨集*，pp138-139.
- 畑山みさ子・磯部裕子・郷司文男・斉藤永子・東義也（1998）：保母養成教育に関する意識調査－保育者像および保育の専門性を中心に－，*保母養成研究*，16，pp67-76.
- 日吉佳代子（1993）：実習事前・事後指導の試み（1）－実習を核とした教育課程の構造化とその実践－，*保母養成協会第32回研究大会発表要旨集*，pp128-129.
- 広瀬則子・戸江茂博・三木知子・西垣光代（1998）：保育所実習における評価の学生指導への活用，*日本保育学会第51回大会研究論文集*，pp664-665.
- 保母養成のあり方研究会（1996）：「多様な保育ニーズに対応できる保母養成のあり方について－実態調査「いま，保育園（所）長が保母養成校に求めるもの」の分析をもとに－」研究報告書，平成7年度厚生科学研究.
- 保母養成のあり方研究会（1997）：「多様な保育ニーズに対応できる保母養成のあり方について－実態調査「いま，保育園（所）長が保母養成校に求めるもの」の分析をもとに－」研究報告書，平成8年度日本保育協会委託研究.
- 三木知子（1998）：保育者効力感と保育所実習自己評価との関係について，*全国保母養成協議会第37回研究大会発表論文集*，pp76-77.
- 吉武久美子・小林小夜子・荒木敦子・上片まゆみ（1993）：保育所実習と教育実習カリキュラム改定との関わり－教育実習の波及効果と保育実地研究導入の必要性－，*保母養成協議会第32回研究大会発表要旨集*，pp 120-121.
- 森隆子・渡辺嵯恵子・今村光章（1999）：実習の現状と課題－仁愛女子短期大学の実習をケーススタディとして－，*全国保母養成協議会第38回研究大会発表論文集*，pp.104-105.

The present situation and the issues of the training courses for nurses at our school

— Based on the transition of achievement of practical training at nursery schools —

Aiko NAGAO

The situation around nursery schools has been dramatically changing these days, and nurses at nursery schools are required to assume various roles.

Every school for nurses working at nursery schools has various kinds of programs to make the students qualified as desirable nurses. However, the method and the effects of the programs differ in each school, depending on the quality of the students there.

I conducted several researches during the first to the third period in order to study the effects of the programs. The researches were conducted on the basic programs which our second graders of the department of early childhood education should take before having practical training at nursery schools.

As a result, I found out that students worked harder and achieved good results after being stimulated at an early stage. Also I found out that the students could complete their work after having the practical training at nursery schools.

The researches also suggested the issues and the subject of the programs which the students take before having practical training at nursery schools.

アマランス（食用赤色2号）あるいは硫酸マグネシウムを大量投与したラットの成長及び副腎コレステロールレベルに及ぼす食物繊維の影響

武 田 秀 敏

ラット及びマウスの精製飼料に食用赤色2号（アマランス）⁽¹⁾や非イオン系界面活性剤（Tween 60）⁽²⁾などを大量に添加すると激しい下痢や成長抑制を起こすが、アルファルファの乾燥粉末を同時添加するとこの害作用がほぼ完全に消失する（以下、便宜上毒性阻止効果と称する）。この効果を報告した Ershoff は、化学物質の大量投与で生ずる障害をある種の食餌性ストレスとみていた⁽³⁾。また彼は、動物がこうしたストレスに曝されたとき成長や生理機能を維持するのに必須な成分が、当時食物繊維源として用いていたアルファルファ粉末に存在すると考えていた⁽³⁾。

ところで Selye⁽⁴⁾によれば、ストレス負荷時には副腎肥大や副腎皮質ホルモンの分泌亢進が典型的に出現するという。そこで本研究では Ershoff の推測を確かめる一環として、アマランスの単独投与あるいは食物繊維との同時投与が副腎のコレステロール量に対してどのような影響を及ぼすか検討した。また、緩下剤である硫酸マグネシウムの大量投与に対する成長及び副腎コレステロールレベルの応答と、これに対する食物繊維の影響についても検討した。

その結果、副腎コレステロールレベルは、アマランス単独添加群でもっとも高く、毒性阻止効果の強い食物繊維群ほどこの上昇が抑えられた。また、硫酸マグネシウムの大量投与で誘導した成長抑制と、こ

れに対する食物繊維の効果においてもほぼ同様の応答が観察されたので報告する。

実験方法

実験動物 4週齢の Wistar 系雄ラット（徳島実験動物研究所、あるいは日本 SLC Ltd.）を、網床の懸架式ステンレスケージに1匹ずつ収容し、タンパク質源にカゼイン25%、糖質源にショ糖を含む精製飼料⁽⁵⁾で4ないし5日間予備飼育した後、実験に供した。実験開始時の初体重とその幅及び飼育日数は各 Table の脚注に示した。

食物繊維試料の調製と SV の測定 著者ら⁽⁶⁾は、食物繊維のアマランス毒性阻止効果がその成分組成よりもむしろ保水性ないしは膨潤性に関係し、この性質の優れた試料ほど強い生理効果があることを既に明らかにしている。そこで、実験1では膨潤性の異なる非水溶性食物繊維を用意し、毒性阻止効果の強さと副腎コレステロールレベルとの関係を調べた。

まず、従来の方法⁽⁶⁾に準じてごぼうから粒径1mm以下の乾燥粉末を調製し、以下これをごぼう食物繊維(gobo dietary fiber, 以下 GDF-1 と略)として用いた。ついで、その一部をメノー播潰機に入れ、全量が200メッシュ (Tyler, 目開き74 μ) のふるいを通るまで繰り返し粉碎した試料（以下 GDF-2 と略）を調製した。他に市販

のセルロース粉末 (100~200mesh, Advantec Toyo Ltd.) や、食品成分ではないが比較のために発泡スチロール粉末 (発泡度60の発泡スチロール塊を1mmの円孔ふるいを備えた Wiley mill に通して粉碎したもの) も用いた。

ついで既報の方法⁽⁶⁾ に準じて各食物繊維の水中沈定体積 (settling volume: SV) を測定した。この値は、乾燥粉末試料 (1g) が抱水して平衡に達したときの沈定体積 (ml) を表し、自然状態での最大抱水量と表裏一体の関係にあることも既に観察している⁽⁷⁾。なお、発泡スチロール粉末は撥水性で水に沈まないため、シリンダーに移してそのまま体積を測定した。実験2では、食物繊維試料として GDF-1 と、市販のカルボキシメチルセルロース (ナトリウム塩、置換度0.7~0.8, 以下 CMC と略、和光純薬工業) を用いた。

飼料の調製 著者らが従来から用いている精製飼料⁽⁵⁾ を基本とした。基本飼料に5%アマランス (三栄化学工業) 及び8%硫酸マグネシウム (最初の10日間は4%) を各単独に、あるいはこれら物質と食物繊維を同時に添加したものを試験飼料とした。アマランス、硫酸マグネシウム及び食物繊維の添加は、等量の基本飼料と置き換えて行った。なお、食物繊維試料の添加レベルは実験ごとに示した。

動物の扱い 飼料は毎朝新鮮なものを、水とともに自由に与え、体重と飼料摂取量を毎日記録した。また実験によっては、水分摂取量も測定した。水分摂取量は、吸い口まで水を満たした目盛り付き試験管 (25ml容) をケージに設置し、その減少量から求めた。飼育実験終了後、ネンブタール麻酔下心臓採血により殺して盲腸と副腎を摘出した。

盲腸の処理 盲腸の摘出に際しては、内容物が漏出しないように回盲接合部及び結

腸の基部を糸で結紮した後、盲腸の両端を切除した。摘出盲腸は、内容物を洗い出して過剰の水分をろ紙で吸い取った後に組織重量を測定した。洗い出した内容物は水を加えて100mlの懸濁液とし、その pH を測定した。次いで盲腸懸濁液は容器ごとホットプレート上に移して水分を大まかに蒸散させた後、105℃乾燥法により固形分の恒量を求めた。

副腎コレステロールの測定 摘出した副腎は湿重量を測定した後、組織中のコレステロールを測定した。副腎コレステロールの分析は、組織をそのままケン化し、ヘキサンの抽出してから溶媒を除去した後、Liebermann-Burchard 法に基づく Pearson の変法⁽⁸⁾ により測定した。

なお、同法に及ぼす副腎皮質ホルモン及び胆汁酸の干渉を検討するため、市販のコルチゾンおよびコルチコステロン標品 (いずれも Sigma 社製)、それにコール酸ナトリウムとコレステロール (いずれも和光純薬工業製) を氷酢酸に溶解して各々20mmol/L 濃度の溶液とし、試験管にその一定量を採取して無水酢酸を加え、次いで無水酢酸の1/20量の濃硫酸を加えて反応させた。室温まで冷却した後、各標品の400から600nm領域における吸収波長を、純水を参照にして分光光度計により測定した。

統計処理 全実験を通して、得られたデータは分散分析の後、multiple range test⁽⁹⁾ により有意差検定を行い、危険率5%を有意水準とした。

結 果

実験1 食物繊維のアマランス毒性阻止効果における副腎コレステロールの動態

まず始めに、コレステロール、2種の副腎皮質ホルモンそれにコール酸ナトリウムの各々を Liebermann-Burchard 反応 (無

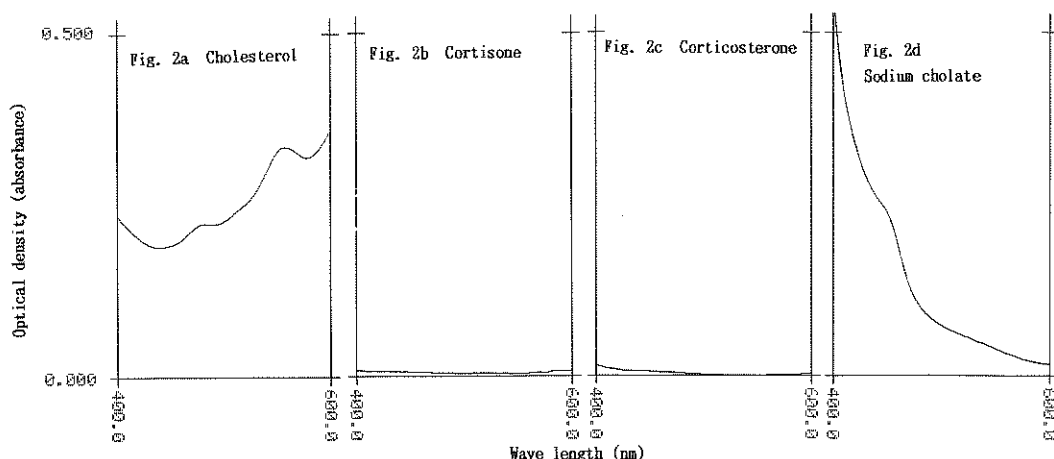


Figure 1 Spectrophotometry of authentic steroids when they were colored by the Liebermann-Burchard reaction

Each sample was dissolved to glacial acetic acid so as to contain 20 mmol/L and used for assay. As shown on fig. 2b and 2c, adrenocorticosteroids (cortisone and corticosterone) were inactive against the Liebermann-Burchard reaction whereas free cholesterol had a peak near the wavelength of 550 nm (fig. 2a). Sodium cholate had a broad peak and it would increase absorbance of cholesterol at 550 nm by about 12 % if it coexists with cholesterol.

水酢酸下で濃硫酸と反応して呈色)させたときの吸光度を Fig. 1 に示した。コレステロールは550nm付近 (Pearson 変法の測定波長) に1つの吸収ピークを確認できたのに対し、コルチゾンやコルチコステロンは同反応に全く感応しなかった。ちなみにコルチコ酸ナトリウムは (腎副には無いが)、吸収領域が広く、550nmにおけるコレステロールの吸光度を100とした場合、約12%相当の吸光度を持つことが分かった。

Table 1 には、精製飼料に5%のアマランスを単独に、あるいは各種の食物繊維をアマランスと同時に21日間投与したラットの体重増加量、飼料摂取量、盲腸内容物、及び副腎コレステロールレベルを示した。また、Fig. 2 にはこの間の各群の体重変化を示した。基本飼料群は期間中はほぼ直線的な成長を示したのに対しアマランス単独添加群では飼育期間中激しい下痢が観察され、肛門部周辺に炎症を起こし、2週目に入って6匹中1匹が死亡した (Fig. 2)。

生存ラットの体重増加量 (盲腸重量を控

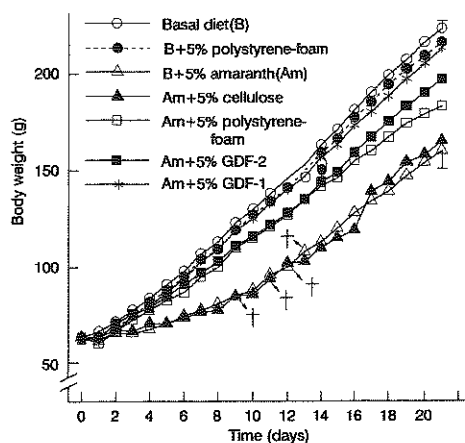


Figure 2 Change in body weight of rats fed with a purified basal diet containing toxic level of amaranth (Food Red No. 2) with or without dietary fibers differing in settling volume (experiment 1)

Rats weighing about 64 g were divided into 7 groups of 5 or 6 rats and fed respective diets *ad libitum*. Settling volume of respective dietary fibers was shown in table 1. One of 6 rats fed with basal + 5% amaranth diet and three of 6 rats fed with control + 5% cellulose diet died during the experimental feeding period as indicated as crosses. Vertical bars represent standard error of the mean.

Table 1 Effect of water-insoluble dietary fibers differing in settling volume on the body weight gain and adrenal cholesterol level of rats fed a purified diet containing 5% amaranth (Food Red No. 2) for 21 days (experiment 1)¹

	Basal diet	Basal diet + 5% PSF ² (SV=9.5) ⁶	Basal diet + 5% Am ³	Basal diet + 5% Am + 5% Cellulose ⁴ (SV=5.0)	Basal diet + 5% Am + 5% PSF (SV=9.5)	Basal diet + 5% Am + 5% GDF-2 ⁵ (SV=10.0)	Basal diet + 5% Am + 5% GDF-1 ⁵ (SV=18.5)
Body weight gain ⁷ (g/day)	7.49 ± 0.13 ^{a,8}	7.17 ± 0.19 ^a	4.23 ± 0.43 ^{c,9}	4.91 ¹⁰	5.60 ± 0.13 ^b	6.05 ± 0.19 ^b	6.92 ± 0.23 ^a
Food intake (g/day)	15.9 ± 0.4 ^a	15.3 ± 0.5 ^a	11.1 ± 0.6 ^c	12.8 ¹⁰	13.1 ± 0.8 ^b	14.4 ± 0.3 ^{ab}	15.4 ± 0.5 ^a
Cecum Weight (g) ¹¹	2.23 ± 0.15 ^{bc}	1.52 ± 0.12 ^c	6.61 ± 0.44 ^a	4.96 ¹⁰	6.98 ± 0.89 ^a	6.94 ± 1.23 ^a	4.05 ± 0.21 ^b
Moisture of the contents (%)	81.6 ± 0.9 ^b	77.7 ± 1.6 ^c	87.8 ± 0.5 ^a	86.9 ¹⁰	86.7 ± 0.7 ^a	83.2 ± 1.2 ^b	82.9 ± 0.4 ^b
Adrenals Weight (mg)	42.4 ± 2.5 ^a	40.2 ± 0.7 ^a	39.0 ± 1.3 ^a	39.0 ¹²	37.8 ± 1.9 ^a	36.8 ± 1.6 ^a	36.8 ± 2.7 ^a
Cholesterol (μmol/g tissue)	38.6 ± 4.6 ^c	38.4 ± 3.7 ^c	93.2 ± 6.0 ^a	55.6 ¹²	62.5 ± 6.0 ^b	43.1 ± 4.2 ^c	33.6 ± 2.5 ^c

- 1 Initial body weight of male rats of Wistar strain, 64 g (57 to 72 g), purchased from Tokushima Jikken Dobutsu Kenkyusho Ltd., Tokushima. Each group consisted of 5 animals except for the basal diet + 5% Am and basal diet + 5% Am + 5% cellulose groups which consisted of 6 animals each.
- 2 Refers to polystyrene foam having particle size of < 1 mm. It was used for comparison although not dietary fiber by definition.
- 3 Refers to Amaranth (Food Red No. 2), trisodium salt of 1-(4-sulfo-1-naphthylazo)-2-naphthol-3, 6-disulfonic acid, purchased from San-Ei Chemical Industries, Ltd., Osaka.
- 4 Cellulose used was a preparation from cotton fiber (purchased from Advantec Toyo Ltd., Tokyo).
- 5 Refers to gobo dietary fiber prepared from *Arctium lappa* L. (gobo in Japanese), GDF-1 and GDF-2 were the same origin but different in particle size (GDF-1 < 1 mm, GDF-2 < 74 μ).
- 6 Refers to settling volume of 1 g dry matter in water, SV value of PSF powder was determined in air because it was not settled in water.
- 7 Body weight gain was calculated on the basis of the final body weight not including cecum.
- 8 Mean ± SEM (n=5), values not sharing a common superscript letter within a column are significantly different ($p < 0.05$).
- 9 One of 6 rats given the basal + 5% Am diet died in the course of feeding study and data are based on 5 survivors.
- 10 Average of three survivors.
- 11 Weight containing all its contents.
- 12 Indicates individual value because adrenals from two of the three survivors were unavailable.

除した最終体重を基に算出した)は、基本飼料群より30%ほど減少し、飼料摂取量も有意に低下した。飼育実験終了後、アマランス単独添加群の盲腸重量は、基本飼料群

のその約3倍に肥大していた。同盲腸の内容物については、水分(%)が有意に高くなっていた。一方、副腎重量には群間の変動が見られなかったが、組織中のコレス

テロール含量は、アマランスの単独添加により約2.4倍に増加していた。

こうしたアマランスの影響に対して、もっとも強い阻止効果を示したのが GDF-1 (SV=18.5) で、次いで GDF-2 (SV=10.0)、発泡スチロール (SV=9.0) の順であった。セルロース粉末 (SV=5.0) には全く阻止効果が認められず、6匹中3匹が途中で死亡した (Fig. 2)。なお、GDF-2 と GDF-1 の両者は同じごぼう原料から調製したものであ

るが、GDF-2 は粒径 1 mm 以下の GDF-1 を更に 74 μ 以下になるまで粉碎しもので、これにより SV 値は約 46% ほど減少した。

一方、発泡スチロール粉末は比較のために用いた試料で、化学的諸性質に関しても、また微生物による消化性においても食物繊維と全く異なるものであるが、これと SV 値が近似する GDF-2 とほぼ等価の回復効果を示した。ちなみに、発泡スチロール粉末を基本飼料に単独添加しても成長に変化がなく、これ自体の成長への影響は認められなかった。以上の結果から、食物繊維の効果は、その SV 値の大きさと一致することが確認された。

Fig. 3 は、21日間の飼育実験終了時まで生存したラット (31匹) の各々について、副腎コレステロールレベル (Y) と体重増加量 (X) との関係をプロットしたものである。アマランスを添加していない基本飼料群及び PSF 単独添加群、それにアマランスの毒性をほぼ完全に阻止した GDF-

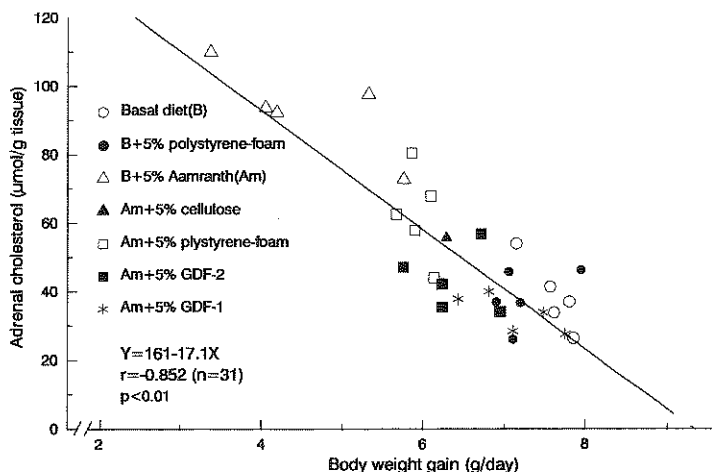


Figure 3 Correlation between adrenal cholesterol level and body weight gain in rats fed with a purified diet containing toxic level of amaranth with or without water-insoluble dietary fibers differing in settling volume in water (experiment 1)

Correlation of adrenal cholesterol level versus body weight gain in these animals gave $r = -0.852$, ($p < 0.01$).

1 添加群の副腎コレステロールレベルは、最低値を示すかその近傍に集中したのに対し、副腎コレステロールレベルの高い個体は、成長抑制が著しいアマランス単独添加群に集中した。また、効果の弱かった GDF-2 や発泡スチロール粉末の同時添加群でも、毒性が軽減された個体ほど基本飼料群のレベルに接近していた。この結果、副腎コレステロールレベル (Y) と体重増加量 (X) との間には有意な負の相関が得られた ($n=31$, $Y=161-17.1X$, $r=-0.852$, $p<0.01$)。

実験 2 食物繊維の硫酸マグネシウム毒性阻止効果における副腎コレステロールの動態

Fig. 4 には、硫酸マグネシウムを単独に、あるいは GDF-1 ないし CMC を同時投与したラットの体重変化を示した。硫酸マグネシウムを 4% 添加しても水様便になるほどの下痢はみられず、体重増加量も基本飼料群と比較して 5% 前後の減少に過

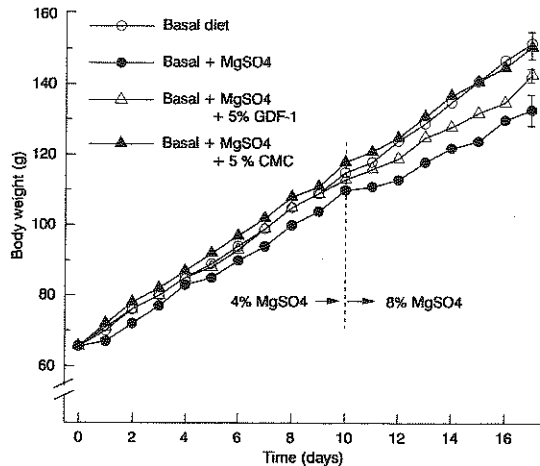


Figure 4 Change in body weight of rats fed with a purified basal diet containing toxic level of magnesium sulfate with or without water-insoluble dietary fiber form gobo (GDF-1) or water-soluble dietary fiber (sodium carboxymethylcellulose) (experiment 2)

After 10 days of experimental feeding, magnesium sulfate level was changed from 4% to 8% and rats were continued to be fed for further 7 days.

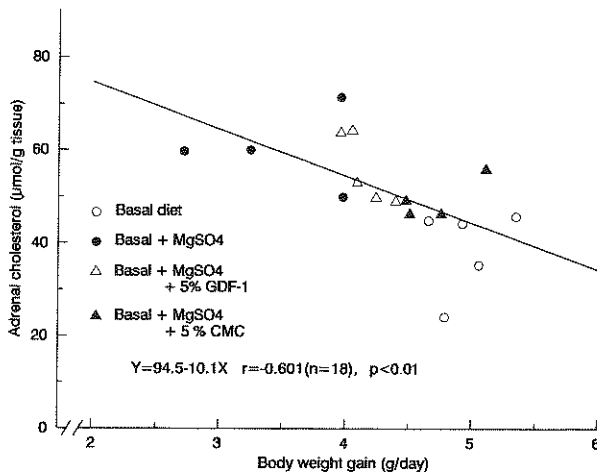


Figure 5 Correlation between adrenal cholesterol level and body weight gain in rats fed with a purified diet containing toxic level of magnesium sulfate together with or without water-insoluble dietary fiber form gobo (GDF-1) or water-soluble dietary fiber (sodium carboxymethylcellulose) (experiment 2)

Correlation of adrenal cholesterol level versus body weight gain in these animals gave $r = -0.601$, ($p < 0.01$).

ぎなかった。このため、10日目からこれらの添加レベルを2倍に増やして飼育を続けた。その結果、明らかな下痢症状が観られるようになり、体重増加量も有意に減少した。

一方、GDF-1あるいはCMCを硫酸マグネシウムと同時投与した場合、便の性状が改善され、成長も明らかに改善された。特にCMC添加群の回復は著しく、基本飼料群と変わらない体重増加量を示した。

Table 2には、期間中の体重増加量（盲腸重量を控除した最終体重を基に算出）の他、飼料及び水分摂取量、盲腸の性状、それに副腎のコレステロールレベルを示した。水分摂取量は、基本飼料群に対し硫酸マグネシウムの単独添加群で有意に増加した。GDF-1及びCMC群の水分摂取量は単独添加群以上に増加したが、両群では飼料摂取量も増加したので、摂取飼料1g当たりの飲水量は単独添加群と変わらなかった。

次に、盲腸重量は硫酸マグネシウム単独添加群で4倍に肥大していたが、盲腸内容物の分析から、肥大の実体は主に水分含量の増加によるものであった。なお、盲腸内容物のpHは群間で変動が見られなかった。また、各群の副腎コレステロール含量は、体重増加量とちょうど逆の順であった。

Fig. 5には、各個体の副腎コレステロールレベル(Y)と体重増加量(X)の関係を示したが、両者間には有意な負の相関が見られた($n=18$, $Y=94.5-10.1X$, $r=-0.601$, $p<0.01$)。つまり、アマランス投与時と同様(実験1)、成長抑制の大きな群ほど副

Table 2 Effect of water-insoluble dietary fiber from gobo (GDF-1) and water-soluble dietary fiber (CMC; sodium carboxymethylcellulose) on the body weight gain, intakes of the food and water and the nature of the cecum of rats fed a purified diet containing toxic level of magnesium sulfate for 17 days (experiment 2)¹

	Basal diet	Basal diet + 8% MgSO ₄ ²	Basal diet + 8% MgSO ₄ ² + 5% GDF-1 ³	Basal diet + 8% MgSO ₄ ² + 5% CMC ⁴
Body weight gain ⁵ (g/day)	4.96±0.12 ^{a,6}	3.54±0.24 ^c	4.15±0.08 ^b	4.63±0.14 ^a
Food intake (g/day)	11.2±0.28 ^a	10.0±0.54 ^b	11.5±0.19 ^a	12.1±0.21 ^a
Water intake (g/day)	13.6±0.59 ^c	18.1±1.65 ^b	23.0±0.94 ^a	23.6±1.11 ^a
Water intake/ Food intake	1.21±0.05 ^b	1.94±0.16 ^a	1.99±0.06 ^a	1.95±0.09 ^a
<u>Cecum</u>				
Wet weight (g) ⁷	1.90±0.01 ^b	7.60±1.94 ^a	6.69±2.1 ^a	6.90±0.69 ^a
Moisture of the contents (%)	84.6±0.67 ^c	94.5±0.45 ^a	93.6±0.39 ^a	91.6±0.11 ^b
pH of the contents	7.86±0.04 ^a	7.67±0.26 ^a	7.46±0.05 ^a	7.51±0.09 ^a
<u>Adrenals</u>				
Wet weight (mg)	29.4±1.3 ^a	27.6±0.9 ^{ab} (4) ⁸	25.6±0.9 ^b	29.8±0.9 ^a (4) ⁸
Cholesterol (μmol/g tissue)	38.8±4.1 ^b	60.3±4.4 ^a (4) ⁸	55.9±3.4 ^a	49.3±2.3 ^{ab} (4) ⁸

- 1 Initial body weight of male rats of Wistar strain, 66 g (61-72 g), purchased from Japan SLC, Ltd., Hamamatsu.
- 2 Dietary MgSO₄ level was changed from 4% to 8% after 10 days of feeding and rats were continued to be fed for further 7 days.
- 3 GDF is abbreviation of gobo dietary fiber which was prepared from edible burdock (*Arctium lappa* L.), "gobo" in Japanese, GDF-1 was identical with that used in experiment 1 (see footnote No. 5 to table 1).
- 4 Refers to carboxymethylcellulose sodium salt, purchased from Wako Pure Chemical Industry Ltd., Osaka. According to supplier, degree of substitution of this sample was 0.7 to 0.8.
- 5 Body weight gain was calculated on the basis of the final body weight not including cecum.
- 6 Mean±SEM (n=5), values not sharing a common superscript letter within a line are significantly different (*p*<0.05).
- 7 Weight containing all its contents.
- 8 The values in parentheses indicate the number of rats when this number was less than the original number per group because of failure to prepare the adrenals sample.

腎コレステロールレベルが上昇し、これが改善されるにつれ同レベルが降下するという関係がここでも観察された。

考 察

硫酸マグネシウムを投与したラットで観察された飲水量の増加、盲腸サイズの拡張及び内容物中水分量の増加は (Table 2),

4ないし5%のアマランス投与時にも共通してみられるものである⁽¹⁰⁾。こうした変化は、腸内浸透圧の上昇に対する生体の調節作用と考えられる⁽¹¹⁾。たとえば、硫酸マグネシウムの吸収に関して、まず陰イオンの腸粘膜透過性は $\text{PO}_4^{3-} < \text{SO}_4^{2-} < \text{NO}_3^- < \text{Br}^- < \text{Cl}^-$ の順に、また陽イオンのそれは $\text{Mg}^{2+} < \text{Ca}^{2+} < \text{Na}^+ < \text{K}^+$ の順に高くなるから⁽¹²⁾、マグネシウムイオンも硫酸根も共に難吸収性イオンである。また、アマランスの吸収率は18%前後と見積もられている⁽¹³⁾。

両物質とも水溶性で難吸収性という特徴を備えているが、成長抑制はアマランスの方が強く現れた (Fig. 2, 4)。アマランスは、栄養素の消化・吸収の全過程を阻害し⁽¹⁴⁾、タンパク質消化率を明らかに低下させる⁽¹⁵⁾ ことを既に明らかにしているが、消化・吸収段階での栄養素利用に対する両者の影響の相違が成長の差となって現れたものと思われる。

副腎のステロイドホルモンは、本研究で採用したコレステロール測定法に干渉しないことから (Fig. 1)、その測定値は、ほぼ副腎組織のコレステロール量を表していると結論できる。測定の結果、副腎コレステロールレベルはアマランスの単独投与で著しく上昇することが判明した (Table 1)。副腎コレステロールは、副腎自体で合成されるものと⁽¹⁶⁾、ステロイドホルモン産生細胞の LDL-レセプター及び HDL コレステロール結合部位を介して取り込んだものの⁽¹⁷⁾ からなっている。肝臓はコレステロール代謝の主要臓器であるが、アマランス投与が同組織のコレステロールレベルに影響しないことは既に報告している⁽¹⁸⁾。したがって、副腎自体で合成されるコレステロールの増加による可能性が高い。

副腎コレステロールは副腎皮質ホルモンの原料となるが、Howard と Constable⁽¹⁹⁾

は副腎ステロイドホルモンの分泌刺激 (例えば外因性 ACTH 投与等) で副腎のコレステロールレベルが速やかに低下することを報告している。本実験のようにむしろ増加したのは、3週間の持続的な分泌刺激により原料の需要が高まった結果と考えられる。

また今回の研究で、アマランス毒性に対する阻止活性の強い食物繊維群ほど副腎コレステロールレベルの上昇が抑えられていることも分かった (Fig. 3)。硫酸マグネシウムの大量投与毒性と、これに対する食物繊維の効果を調べた実験2でも、副腎コレステロールはほぼ同様の応答を示した (Fig. 5)。これらの結果は、原因物質が何であれ成長量が低下するほど、すなわち栄養素の体内供給が減少するほど副腎コレステロールレベルが上昇し、供給栄養素量が回復するにつれその上昇が抑えられるという関係を示している。

動物が低栄養に曝された場合に血中の糖質コルチコイドレベルが上昇することは繰り返し確認されているが⁽²⁰⁻²²⁾、今回の結果は、同様の変化が副腎のコレステロールレベルにも及んでいることを示している。副腎皮質 (束・網状層) 細胞のミトコンドリア内膜に局在するコレステロール側鎖切断酵素 (P-450_{sc}) は、糖質コルチコイド合成の律速酵素であるが、ホルモン生成とミトコンドリアへのコレステロール供給とが常に一致するように調節している⁽²³⁾ ことを考えれば当然かもしれない。

なお低栄養の状態自体、ある種のストレス要因かもしれない。今後、栄養状態の違いを消去した条件で、アマランスのような性質を持つ物質の大量投与に対し、副腎コレステロールがどのような応答を示すか検討したいと考えている。

ところで、胃の摘出手術を受けたヒトでは、幽門括約筋が切除されるために食物が

一度に大量に腸に流入して腸内容物が高張性になるので、下痢を主症状とするダンピング症候を起こしやすい⁽²⁴⁾。アマランス及び硫酸マグネシウムの大量投与で誘導したラットの浸透圧性下痢は、その病態モデルになるかもしれない。この症状を改善する食事療法として、膨潤性に優れた非水溶性食物繊維（例えば GDF）及び粘性の強い水溶性食物繊維（例えばコンニャクマンナン、ペクチンなど）は有望かもしれない。

要 旨

アマランス（食用赤色2号、以下 Am）は生体に不要な異物であり、これの大量摂取がある種の代謝ストレスを生ずると考えられる。ストレス負荷時には副腎肥大と副腎皮質ホルモンの分泌亢進が典型的に出現することから、ここでは副腎のコレステロールレベルに対する Am 単独投与及び食物繊維同時投与の影響を検討した。食物繊維として、粒度の異なるごぼう食物繊維（GDF-1 < 1 mm 及び GDF-2 < 74 µm）、市販セルロース及び粉末化発泡スチロールを（PSF、定義によるところの食物繊維ではないが比較のため）用いた。また、緩下剤の一種である硫酸マグネシウムの単独投与及び食物繊維（GDF-1 及び CMC；カルボキシメチルセルロース ナトリウム）同時投与に対する応答についても検討した。

その結果、5%Am 単独添加群では激しい下痢を起こして成長量が低下した一方、3週後の副腎コレステロールレベルは基本飼料群の2.4倍に達した。これに対し、5% GDF-1 と 5% Am の同時投与群では下痢及び成長抑制がほぼ完全に消失し、副腎コレステロールの上昇が抑えられた。また、5% GDF-2 及び 5% PSF で中位の効果が得られたが、5%セルロースには効果がなかった。

つまり、体重の増加量で判定した水不溶性食物繊維（water-insoluble dietary fiber；IDF）の Am 毒性阻止活性は、各 IDF の水中沈定体積に依存することを確認した。また、調べた個々のラットの副腎コレステロールレベル（Y）と体重増加量の間には、密接な負の相関（ $Y=161-17.1X$, $r=-0.852$, $p<0.01$, $n=31$ ）があった。

似たような相関は、マグネシウムを単独にあるいは GDF-1 や水溶性食物繊維（SDF）である CMC を各々同時に 5% 含む飼料でラットを 17 日間飼育（飼育 10 日目に硫酸マグネシウムレベルは 4% から 8% に増加）したときにも観察され、次式を与えた； $Y=94.5-10.1X$, $r=-0.601$, $P<0.01$, $n=18$ 。これらの結果は、IDF の膨潤能および SDF の粘稠性が、浸透圧性の下痢を生ずる Am や硫酸マグネシウムの大量投与で誘導される成長抑制に対して有益な効果を発揮することを示唆する。

文 献

- (1) Ershoff, B. H. and Thurston, E. W. : *J. Nutr.*, 104, 937 (1974)
- (2) Ershoff, B. H. and Hernandez, H. J. : *J. Nutr.*, 69, 172 (1959)
- (3) Ershoff, B. H. : *J. Dental Med.*, 16, 71 (1961)
- (4) Selye, H. : *The Stress of Life*, McGraw-Hill Book Co., 杉靖三郎、田多井吉之介、藤井尚治、竹宮隆訳：現代生活とストレス, 50 (1974), 法政大学出版局（東京）
- (5) 武田秀敏, 海老原 清, 林 芳文, 桐山修八. : 農化, 53, 291 (1979)
- (6) Takeda, H. and Kiriya, S. : *J. Nutr.*, 109, 388 (1979)
- (7) 武田秀敏, 桐山修八：改訂新版 食物繊維（印南 敏・桐山修八 編）, 57 (1995), 第一出版（東京）
- (8) Pearson, S., Stern, S. and McGavack, T. H. : *Anal. Chem.*, 25, 813 (1953)
- (9) 柴田寛三：生物統計学序説, 64 (1974), 創文社（東京）
- (10) 武田秀敏, 海老原 清, 桐山修八：農化, 55,

- 125 (1981)
- ① Hara, H. and Kiriyaama, S. : *Biosci. Biotech. Biochem.*, 57, 2196 (1993)
 - ② 菅野盛夫：最新薬理学（藤野澄子，斎藤秀哉，菅野盛夫編），267（1990），講談社サイエンティク（東京）
 - ③ Radomski, J. L. and Mellinger, T. J. : *J. Pharmac. Exp. Therap.*, 136, 259 (1962)
 - ④ Takeda, H., Tsujita, J., Emoto, T., Ebihara, K. and Kiriyaama, S. : *Nutr. Rep. Int.*, 25, 169 (1982)
 - ⑤ Takeda, H., Tsujita, J., Ebihara, K. and Kiriyaama, S. : *Nutr. Rep. Int.*, 24, 481 (1981)
 - ⑥ Andersen, J. M. and Dietschy, J. M. : *J. Biol. Chem.*, 252, 3646 (1977)
 - ⑦ 菅野道廣，今泉勝巳：コレステロール，140（1986），三共出版（東京）
 - ⑧ 有塚 勉，武田秀敏，桐山修八. : 農化，65, 1337, (1991)
 - ⑨ Howard, A. N. and Constable, B. J. : *Biochem. J.* 69, 501 (1958)
 - ⑩ Adlard, B. P. F. and Smart, J. L. : *J. Endocrinol.*, 54, 99 (1972)
 - ⑪ Tigner, J. C. and Barnes, R. H. : *Proc. Soc. Exp. Biol. Med.*, 149, 80 (1975)
 - ⑫ Sharpe, P. M., Buttery, P. J. and Haynes, N. B. : *B. J. Nutr.*, 56, 289 (1986)
 - ⑬ 柳橋和利：蛋白質 核酸 酵素，37, 3024 (1992)
 - ⑭ 武藤泰敏：新版 消化・吸収，129 (1988)，第一出版（東京）

Effect of Dietary Fibers on Body Weight Gain and Adrenal Cholesterol Level in Rats Fed with a Diet Containing Toxic Level of Amaranth (Food Red No. 2) or Magnesium Sulfate

Hidetoshi TAKEDA

Water-insoluble dietary fibers (IDF) such as gobo (edible burdock, *Arctium lappa* L.) dietary fibers (GDF) differing in particle size, commercially available cellulose and powdered polystyrene foam (PSF, which was used for comparison although not dietary fiber by definition) were examined their protective activity against amaranth (Food Red No. 2) toxicity in rats. Rats showed severe diarrhea, a decrease in body weight gain and an elevation of adrenal cholesterol level when fed with a purified basal diet containing 5% amaranth for 21 days. The adverse effects of amaranth almost completely disappeared by the concurrent feeding of 5% GDF having particle size of < 1 mm (GDF-1). A moderate effect was obtained with GDF having particle size of $< 74 \mu$ (GDF-2) and PSF whereas cellulose had no effect when they were added to the amaranth-containing diet at a 5% level each. It was found that the protective activity as judged by body weight gain was dependent on settling volume of IDFs in water and that there was a close negative correlation between the adrenal cholesterol level of respective rats tested (Y) and their body weight gain (X) ($Y=161-17.1X$, $r=-0.852$, $p<0.01$, $n=31$). A similar correlation was also observed when rats were fed with a purified diet containing magnesium sulfate alone or together with 5% GDF-1 or 5% sodium carboxymethylcellulose (water-soluble dietary fiber; SDF) for 17 days (on day 10 of the feeding magnesium sulfate level was increased from 4% to 8%) and gave following equation; $Y=94.5-10.1X$, $r=-0.601$, $p<0.01$, $n=18$. These results suggest that swelling capacity of IDF and viscosity of SDF exerts beneficial effect(s) against toxicity caused by massive doses of amaranth and magnesium sulfate which are poor in absorption and produce osmotic diarrhea.

Key Words : dietary fiber, amaranth (Food Red No. 2), osmotic diarrhea, adrenal cholesterol, rats

編集委員

岡 本 直 行
濱 島 淑 恵
向 井 久 幸

執筆者紹介 (執筆順)

渡 部 英 機	生活科学科教授
岡 本 直 行	幼児教育学科講師
向 井 久 幸	基礎教育講師
濱 島 淑 恵	幼児教育学科講師
赤 澤 淳 子	幼児教育学科講師
野 口 学	幼児教育学科教授
小 池 美知子	幼児教育学科講師
伊 藤 敏 乃	生活科学科非常勤講師
阿 部 清 子	生活科学科講師
長 尾 愛 子	幼児教育学科講師
武 田 秀 敏	生活科学科教授

平成 12 年 3 月 24 日 印刷

平成 12 年 3 月 29 日 発行

編集発行者 今治明德短期大学
今治市矢田甲 688

印刷所 原印刷株式会社
今治市喜田村 1-2-1

REPORTS OF RESEARCH

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE

No. 24

CONTENTS

Supernatural Power manifested by Paramahansa Yogananda	Hideki WATANABE.....	1
Sculpture and Space in the City	Naoyuki OKAMOTO.....	7
The Narrative of James Joyce's "The Sisters"	Hisayuki MUKAI.....	19
A Review of the Relation between the Right of Choice and the Right to Services	Yoshie HAMASHIMA.....	29
Gender role norms as the reproductive system of gender role behaviors	Junko AKAZAWA.....	39
Protection of Imperial portrait in schools of Ehime-ken	Manabu NOGUTI.....	55
A Study of Activity in Musical Expression	Michiko KOIKE.....	67
Consciousness and Behavior toward Clothing in Junior College Students	Toshino ITO.....	79
The regional activities to support the students who have refused to go to school	Kiyoko ABE.....	89
The present situation and the issues of the training courses for nurses at our school —— Based on the transition of achievement of practical training at nursery schools ——	Aiko NAGAO.....	95
Effect of Dietary Fibers on Body Weight Gain and Adrenal Cholesterol Level in Rats Fed with a Diet Containing Toxic Level of Amaranth (Food Red No. 2) or Magnesium Sulfate	Hidetoshi TAKEDA.....	107

March 2000

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE